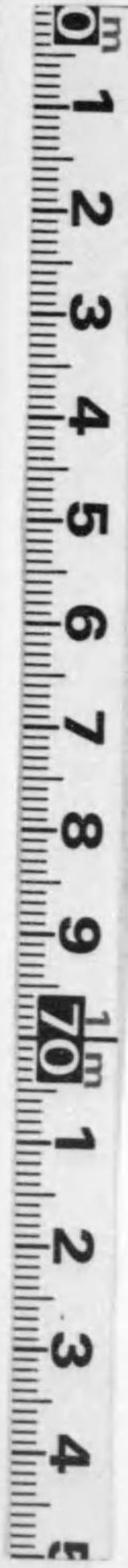


325

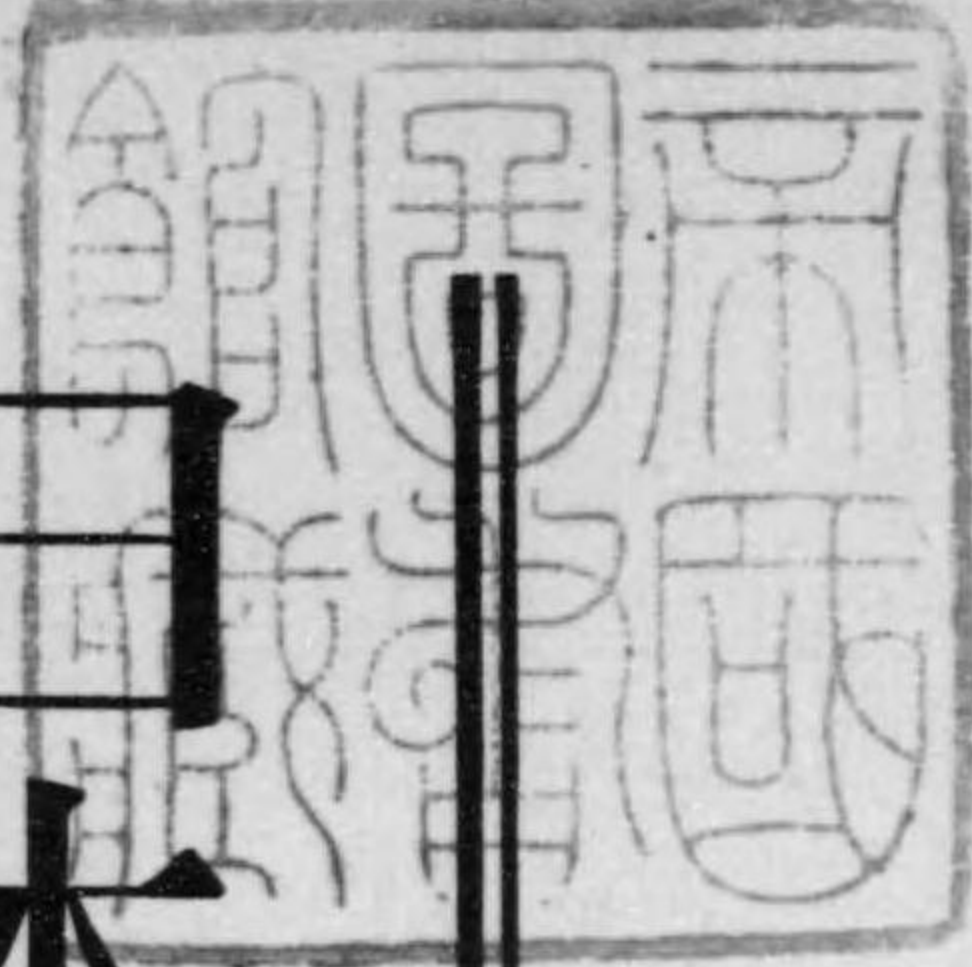
279i



始



21-314-36

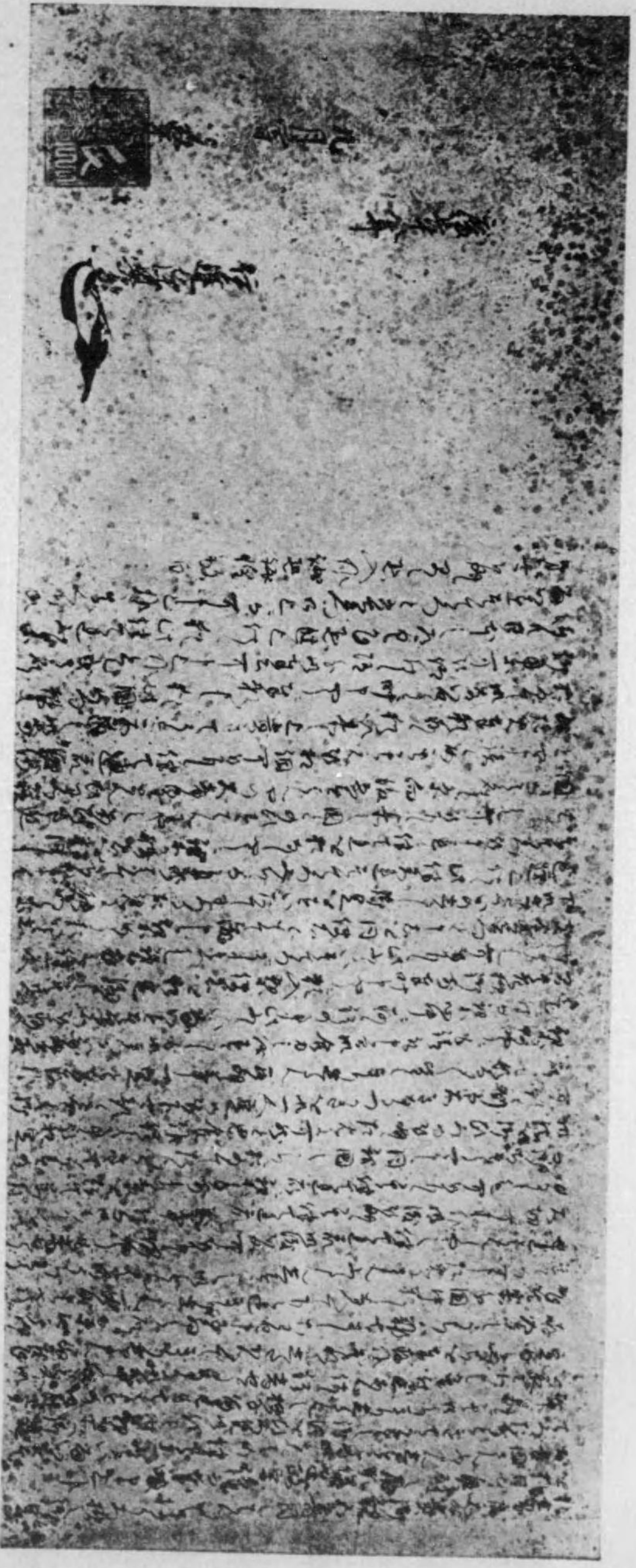


日本基督教史

下卷

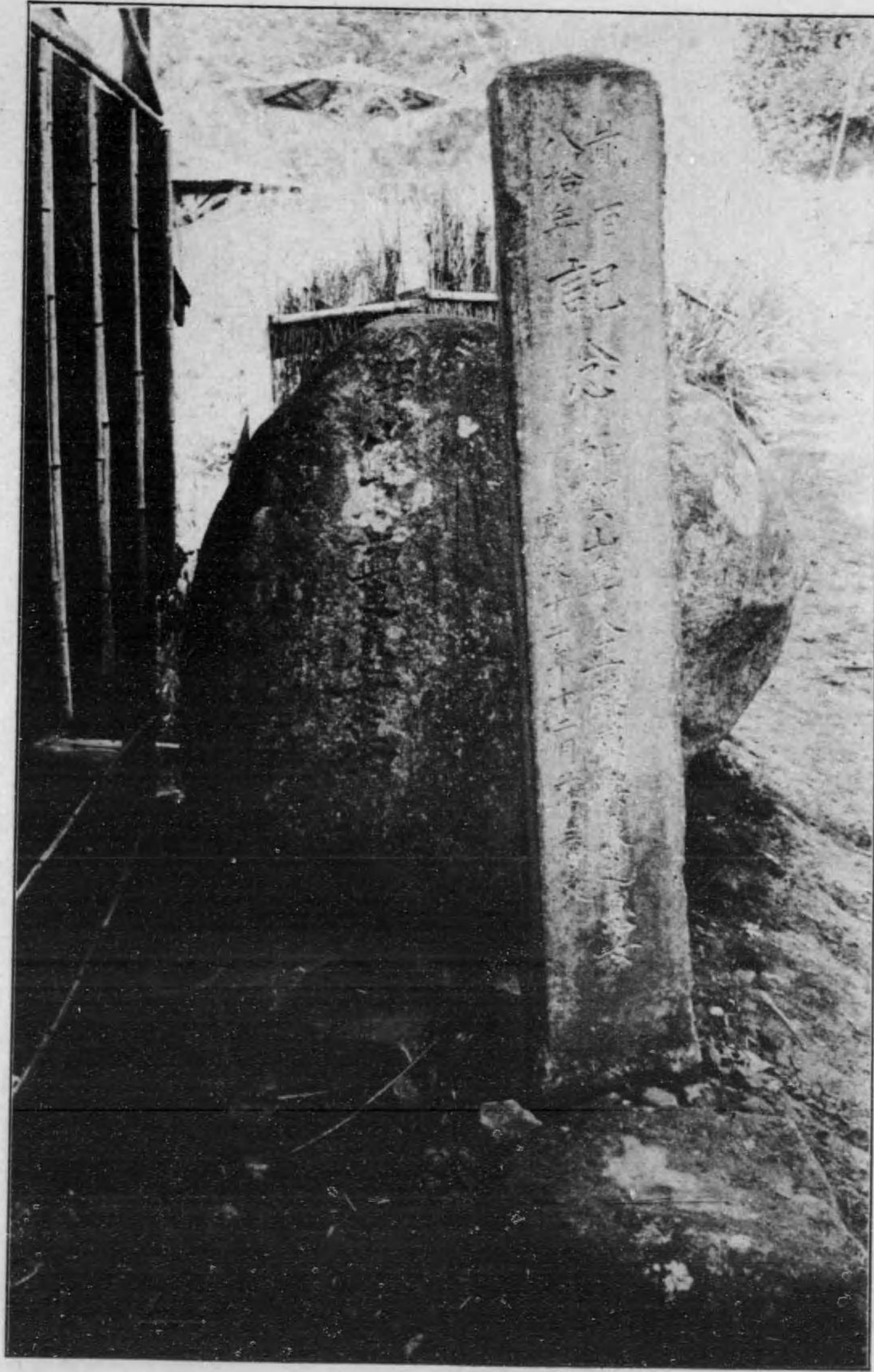
山本秀煌著 · 新生堂版

木正
14.11.17
内交



(参照頁八三一文本)

書をたし呈奉に皇法馬羅が宗政達伊



(照參頁七七二書本) 墓の女息長興正人隼山賀加者教殉

日本基督教史下巻 目次

第四編 徳川初期の基督教

第一章 徳川家康と基督教

一 徳川家康の對外政策と切支丹

徳川家康の和親主義、御朱印船、家康の基督教に對する態度、家康の切支丹宗門に對する意見、家康切支丹宣教使を厚遇する傾向があつた、外國貿易から打算したか、結局不得要領である。

二 切支丹に關する諸種の政教問題

政教問題續出、寺澤廣高の讒訴事件、廣高大村有馬の兩家を訴ふ、廣高宣教使を長崎へ召集す、有馬大村兩家の歎願、豊臣秀頼の保傳に關する命令の誤解、外國貿易商に對する訴訟事件、寺澤の長崎奉行を免じて村山を代官とす。

三 九州地方に於ける切支丹の迫害

切支丹の迫害一部に起る、小西行長の舊領宇土八代地方に迫害起る、内藤如安

目次

父子、殺された者数人、迫害の結果、平戸地方の迫害、籠手田氏の遺族、阿曾沼
豊前守と盲人ギミヤノ。

四 耶蘇組派一般の状況

切支丹の最も隆盛なる地方、司祭及び其の他の教職、修學院、寺院、信徒の數、
宣教師館本部、耶蘇組派の資金缺乏す、葡船往々蘭船の爲めに掠奪せらる、家康
伴天連を救助す、貴族で切支丹になつた人々、稻葉正貞、石川家通、徳川旗下の
士、貴夫人の信者浮田秀家の夫人前田氏、内藤如安の妹ジュエリヤ、耶蘇組派の司
教と支部長家康に謁見す、支部長バシエ新將軍秀忠に謁見す。

五 切支丹にまとはる難問題

葬儀に關する問題、淀君の侍女の中に切支丹信者あり、大坂は揭示された切支丹
に關する布告。

六 ラ、マドラ、デデオス號燒打事件

葡萄牙船燒打事件、媽港の大守ベソアの裁決は不公平であつた、ベソア船長とな
つて日本に来る、家康有馬晴信に葡船攻撃を命ず、有馬晴信の公平なる態度、デ
デオス號燒打の報知媽港に達す、媽港から派遣された葡使ソトメヨール來朝す、

七 外交往復書翰

葡使の使命。

本多正純南蠻船主に復する書、五和國東適我の書、ソトメヨールの禮狀。

第二章 徳川家康の比律賓交通……………二九一—五一

一 家康使節を比律賓へ送る

國際的關係紛糾を極む、家康宣教師ゼロームを用ひ、家康が比律賓大守に贈つ
た書翰の主意、家康の書翰第二、書翰の説明、日支の浪人聯合して比律賓を侵
す、比律賓大守アクナ使者を遣はし書翰を呈す、九名のヲ派宣教師比使として
來朝す、家康の返翰。

二 エスピリット、サント號事件

土佐の國へ漂泊したる西班牙船、土佐候山内氏西船を拘留せんとす、家康人質
を解放して辨解をなす、エスピリット、サント號に關する家康の書翰。

三 比律賓大守の書翰日本人の横暴を訴へ宣教師の保護を乞ふ……………三七—四二

比律賓大守之警戒、比律賓大守ツイグエロの書翰、書翰 説明、比律賓に居た

四 家康の讓歩、各派宣教使の來朝

日本人、家康父子の答書、新任大守シルヴァ書を送つて宣教使の保護を乞ふ。
家康が宣教使を保護した真意如何、フランシスカン派宣教使の活躍、ドミニカ
ン派の宣教使、アウガスチン派の宣教使、鹿兒島に於るドミニカン派、島津義
弘が宣教使を保護し西船を優待したる真意、ドミニカン派の宣教使を紹介した
る比律賓大守の書翰、前書の説明、ド派の修道院長家康に謁見し交渉する所あ
り、羅馬教會内の各派僧團の軋瀕、島津義弘の書翰、一、二。

第三章 日本と阿蘭陀との關係……………五二―六八

一 阿蘭陀船の漂泊

豊後の東海岸に漂流した外國船、家康漂泊船の長吏を召す、ウイリアム、ア
ダムス、アダムスの乗込みしリーフデ號の使命と其の船路、聖マリア島より日本
に來るまでの航海、聖マリア島を出帆す、豊後の海上に到着す。

二 アダムスの一行 一

アダムス家康に謁見す、アダムス拘禁中の所感、アダムスの所感、必ずしも杞

三 アダムスの一行 二

憂ではなかつた、家康リーフデ號を堺へ廻航せしむ、アダムス、リーフデ號を
訪問す、リーフデ號江戸に廻航し船員離散してそれ〴〵職業に就く、アダムス
家康に重用せらる、安針町。

四 アダムスの一行 三

アダムス家康に歸國を歎願す、アダムス再び歸國を乞ふ、リーフデ號の船長歸國
を赦さる、マテリエフ船長、葡蘭船隊の衝突、マテリエフ八幡船の船長に傳言
す、八幡船に関する記録、バタニヤの商館長書翰を家康に贈り蘭船の日本渡航
遅延をわびる。
家康がアダムスの歸國を許さなかつた理由、家康造船事業に熱中す、アダムス
を得て西洋形船舶を建造するの機會を得た、アダムスの造船事業に関する始末、
八十噸の船を造る、百二十噸の船を造る、アダムスは如何にして船を造つたか、
アダムスの迷懐。

第四章 東洋に於ける西蘭葡英の競争……………六八—八九

一 日本近海の大旋風

東洋の水路は頗る危険であつた、試圖三回にして漸く日本に来る、第一回の試圖、第二回の試圖、第三回の試圖、蘭船赤獅子號日本に来る。

二 阿蘭陀船の來航

平戸の松浦氏蘭船を歓迎す、蘭船の商事長駿河に參觀す、朱印狀、阿蘭陀人平戸に商館を設く、家康が阿蘭陀のオレンジ公に贈つた答書。

三 前比律賓大守ロドリゴの來朝

前比律賓大守歸國の途次難船して日本に漂泊す、上總夷隅郡岩和田に漂泊す、大多喜の城主本多忠朝ロドリゴを案内す、ロドリゴ家康秀忠に謁見す、ロドリゴ修好條約の案文を提出す、第三條阿蘭陀人排斥に關する説明、阿蘭陀の勢力東洋に發展す、家康阿蘭陀人に關する第三條を拒絕す、日本の外交、日本は萬國人の保身所、家康ロドリゴに鑛山技師の派遣を請求す、ロドリゴの日本内地

四 家康使節を西班牙に遣す

旅行、ロドリゴの請求、家康ロドリゴの過當の請求を容る、書翰數通。

家康使者を西班牙に送る、家康日本の商人をロドリゴと同行せしむ、朱座隆成田中勝助、秀忠より西班牙皇帝へ贈つた書翰、ロドリゴ日本を出帆して墨西哥に向ふ、家康の使節ムノズ西班牙に至る、日西貿易に關する異論、ムノズの使命失敗、秀忠西班牙の使節を拘禁す、西班牙使節の報告書。

第五章 外國の使節と其の衝突……………八九—一二一

一 墨西哥使節の使命

日本の東海岸に金銀島ありとの風説、金銀島に就て、墨西哥總督の使節、セバスチャングイスカイノ、其の使命四ヶ條、グ氏の紀行、墨使秀忠に謁見す、墨使グイスカイノと家康との會見、グ氏の請願三ヶ條。

二 墨使と蘭使との衝突

墨使の阿蘭陀人排斥、墨使阿蘭陀人を幕府の閣老に讒訴す、蘭船ブランク號の入港、蘭船の入港せざること殆んど二ヶ年、蘭船の久しく入港しなかつた理由、

西蘭の關係、東洋に於ける阿蘭陀艦隊の行動、蘭船ブランク號の積荷、阿蘭陀の使節、スベツクス、セゲルスゾーンの二人平戸より駿府に赴く、蘭使と相前後して駿府で家康に謁見した外國使節、貿易上葡西比墨の關係、葡使ソトメーヨル墨使グイスカイノ、比使フランシスコ、蘭使スベツクスの紀行に就て。蘭使の紀行、紀行の説明、スベツクスは葡使と西使とを混同して居る。

三 阿蘭陀使節の謁見

阿蘭陀使節の請願、後藤庄三郎と蘭使、紀行中にあらはれたる蘭使の謁見始末、蘭使江戸に赴き新將軍に謁見、再び駿府に引廻し貿易許可の信牌を得て平戸に還る。

四 阿蘭陀國主の書翰

蘭使再び來朝して國書を呈す、阿蘭陀國主が家康に贈呈したる書翰、外蕃通書の添書及び其の説明、東洋植民地總督ヒートルボスの書翰。

五 蘭使と墨使との衝突

蘭使と墨使との衝突、家康墨使の不遜なる態度を訝る、アダムス西班牙の國狀を説明す、墨使グイスカイノ日本沿岸の測量をなす、金銀島の探検は秘密事件

である、家康より墨西哥總督へ贈つたの返論主意、返論の原文、家康が其の書翰の中に基督教の布教を拒絶したる理由、家康最初の切支丹迫害、金根島探検の失敗、再び浦賀へ引廻したる墨使一行の其の後、伊達政宗墨使グイスカイノ一行を招待す、グ氏は失敗し蘭人の信用加はる。

第六章 伊達政宗の遣歐使……………一二一—一五四

一 伊達政宗と宣敎使ソテロとの關係

遣歐使の目的如何、伊達政宗がソテロに贈つた書翰、アマチの伊達政宗歴史、伴天連ルイスソテロの履歷、ソテロ比律賓より日本に來る、ソテロと伊達政宗との會見、ソテロ仙臺に至つて布敎す、グ氏紀行の一節、ソテロ家康秀忠に重用せらる、ソテロ捕縛せらる、政宗ソテロを申し受く。

二 政宗の遣歐使一行の出帆

政宗の遣歐使節には幕府と何かの了解があつたのか、政宗の造船工事に就て、遣歐使支倉六右衛門の一行、支倉使節の隨員洗禮を受く、セビイレへ着す、西班牙の首府マドリットへ着す、使節支倉西班牙皇帝に謁す、支倉使節の奏上文、

使命の一、使命の二、支倉西班牙皇帝の御前で洗禮を受けんことを願ふ。

三 政宗の書翰及び通商條約文

伊達政宗が西班牙皇帝へ贈つた書翰、申合條約草案、ルイスソテロの奏上文大意
末文に關する。

四 政宗の使節羅馬法皇に謁見す

支倉六右衛門の受洗式、支倉使節の一行西班牙を發し羅馬に向ふ、支倉使節法皇に謁見して政宗の書を奉る、政宗の書翰、伊達政宗を日本基督教の願主と稱す、支倉ソテロの兩使節謁見式を終つて後諸般の打合をなす。

五 政宗が使節派遣の目的に就て

遣歐使節の目的如何、申合條約以外に何物もなかつたか、羅馬の風説、政宗に果して陰謀野心があつたか、徳川政府は政宗の一舉一動を監視した、仙臺秘書の記事、政宗の詩、此の詩は果して政宗の胸衷を寫したのか、秘書の記事信するに足らず、政宗の本能寺主義が、政宗の積極的行動は乍ら消極的行動となる、政宗徳川氏の意を迎合す。

六 ソテロの遭難、支倉の歸朝

羅馬法皇ソテロを以て日本東北地方の監督とす、ソテロの計畫に反對あり、フランシスカン派の反對の理由、耶穌組派の反對の理由、耶穌組派の監督西班牙皇帝に上奏して政宗との交渉を警戒す、先の使節ガイスカイノの反對、阿闍陀人も亦妨害を講ず、ソテロ西班牙に至り監督職を取上げらる、西班牙皇帝の伊達政宗に贈る返書に關する紛議、支倉の要求拒絶せらる、使節快々として歸途に就いた、ソテロ抑留せらる、支倉の歸朝、支倉が歐洲より携へて還つた物、支倉が歸朝した頃の日本切支丹の状況、支倉の轉宗、ソテロ再び日本へ密航し來つて殺さる、支倉右六衛門の子孫に就て、支倉氏の系譜、死失帳。

第七章 禁教令の發布と其の理由 (其の一)……………一五五—一八七

一 家康對切支丹大名

家康對切支丹政策の變遷、切支丹大名黒田孝高薨去、孝高切支丹の爲に盡す所多し、孝高の薨、悲孝高薨去後の黒田家に於ける切支丹、切支丹大名の改易賜死、毛利高政、五島玄統、前田宗利、筒井定次。

二 切支丹大名の覆沒蹉跌

大村喜前の轉宗、轉宗の理由、一、二、三、喜前突然宣教使を追ひ佛僧を迎ふ
 伴天連記の記述、有馬晴信の改易賜死、晴信の切支丹的行爲、晴信の嗣子直純
 の擧御、晴信を陥入れたる原因となつた事件、岡本大八の不正、晴信流配せら
 る、晴信配所に於て死を賜はる、晴信切支丹的態度を以て死に就く。

三 家康基督教徒を追放す、非切支丹大名の態度

家康切支丹の取締を嚴重になす、家康其の旗下及び女官を追放す、女官ジュリ
 ヤの信仰ジュリヤに關する大島々事の一節、非切支丹大名も其の態度を一變す、
 福島正則と宣教使、福島正則と切支丹信徒。

四 有馬直純其の領内の切支丹を追害す

有馬直純切支丹を追害す、信徒死を決して其の信仰を固執す、宣教使に退去を
 命ず、信徒の抗言、執政の諫言、長崎奉行長谷川左兵衛の監視、直純切支丹武
 士たる老臣八名に棄教を勸諭す、五名は服し三名は不服、高橋藤田武留等の切
 支丹武士と其の妻子の殉教、火刑の情景、有馬直純日向へ轉封せらる、有馬の
 信徒結社して殉教を誓ふ。

第八章 禁教令の發布と其理由 (其の二)……………一八七—二二四

一 切支丹禁教令

禁教令の發布、伴天連追放の文、禁教令發布の年月に就て。

二 禁教令發布の理由 (一)

禁教令の發布と其の動機、禁教の理由三ヶ條、禁教第一の理由、阿蘭陀國主の
 書翰は嫌疑を起さしむる一つの原因、監督セルケラの報告には英人アダムスを
 讒訴者の一人とす、背教者の毀言、いるまんの訴訟、吉利支丹物語の記述、年
 代に相違あり、切支丹宗門來朝記と南蠻寺興廢記の記述、背教者は頻りに幕府
 の意を迎合す、背教者荒木トマス、大村喜前の陣述、千々岩清左衛門、切支丹
 陰謀の證據は如何、陰謀に關する密書事件、密書云々は疑點多し、密書の中に
 佐渡の金山奉行の名ありとほます、怪しい。

三 禁教令發布の理由 (二)

禁教第二の理由、審査使西宗眞、禁教第三の理由、切支丹は罪人を禮拜すとの
 誤解、罪人を拜すとの實例に關する書翰、其の説明に就て、魔法の鏡、殉教者
 の態度に關する疑惑、宗教取締規則發布の年代に就て。

第五編 禁教令發布後の基督教

第一章 家康時代の基督教徒迫害……………二一五—二三六

一 近畿地方の切支丹迫害

幕府列藩に禁教令の勵行を迫る、近畿地方の切支丹名簿を作らしむ、京都の所司代板倉勝重宣教使を追放す、大久保忠隣特派切支丹奉行として京都に来る、京都の切支丹尼寺、京都の切支丹町、切支丹武士を陸奥へ流罪す、ころびの由來。

二 切支丹奉行大久保忠隣の流罪

大久保忠隣罪せらる、表裏両面の理由、馬場と大久保との關係、大久保石見守反逆事件の真相、徳川時代史の辨明。

三 長崎地方に於る迫害

切支丹各派の行列式、切支丹各派の軋轢、上使山口駿河守友直長崎に来る、内外の宣教使と重なる信徒を海外へ追放す、海外へ追放された高山右近内藤如安其の他の貴族信者、途中より引返して内地へ入込んだ宣教使、高山内藤等馬尼

刺で歡迎せらる、長崎の切支丹寺を破却す、上使山口有馬に來り信徒を壓伏す、有馬古老物語の記述。

第二章 大坂陣と基督教……………二二六—二四九

一 大阪附近の地は切支丹武士の遁避所たり

大坂陣は如何なる影響を切支丹に及ぼしたか、大阪と江戸との關係は日に月に緊張す、大阪へ入城した切支丹武士と宣教使、明石掃部介守重、其の外の有名なる武士。

二 片桐東市正且元の進退に關する批評

東西の記録に事實相違の點が尠くない、片桐案内して淀君の居所を砲撃せしむ、平野長恭脇坂安治等の舉動、鐵砲の名手稲富。

三 大阪城中の切支丹武士と宣教使との運命

切支丹武士の運命、宣教使トレーの遭難、宣教使ホローの記述、ジョセフバブチスタ、アホリナリオ、宣教使等の大阪方に加増した理由、宣教使假裝して兵士となり凱旋軍中に紛れ込んで江戸に入る、海軍奉行向井將監とデエゴフラン

第三章 徳川秀忠の切支丹窘迫 (其の一)……………二四九—二八四

一 徳川秀忠の退嬰政策

自家擁護の政策、徳川秀忠の無道、細川家記忠興譜。

二 秀忠の切支丹禁制の布達と日英の關係

諸大名への布達、英國船の來朝、伊伽羅羅國書譯文、伊祇利領呈書、家康が英國人に與へた特權、内地旅行の特權もあつた、英商コツクスが特權を奪はれた時の状景、台徳公の朱印。

三 秀忠が切支丹に對する態度倍々嚴密となる

秀忠西班牙の使節を拒絶す、潜伏して居る宣教使の困難、豊後候夫人の書翰、宣教使潜伏の狀態其の一、其の二、其の三、宣教使の意見二途に分る。

四 大村純頼將軍秀忠の命を奉じて宣教使を殺す

大村純頼詰責せらる、殉教宣教使の略歴、マシヤート、御上天のヒール、ト派の宣教使ナグアレット、ア派の宣教使ヨセフ死を決して其の潜伏所を出づ、大

村純頼の改悟を促す書翰、純頼怒つて宣教使を殺す、殉教者の感化偉大なり、友永四郎兵衛。

五 各地の迫害貴族信者の殉教

新任長崎奉行長谷川權六、代官末次平藏好んで基督教徒を許く、加賀山牟人正と其の一族、佃又右衛門、村山東庵の履歴、村山が代官となつたのは徳川時代ではないか。

第四章 徳川秀忠の切支丹窘迫 (其の二)……………二八四—三一五

一 基督教徒迫害の狀況

迫害ますます盛なり、ドミンゴゾルシ事件、カルロースピノラの履歴。

二 京都に於る大迫害の慘狀

所司代板倉勝重の人望、特命により京都の切支丹を捕縛す、五拾三名の切支丹を焚殺す、橋本太兵衛とその家族、橋本氏に關する西教史の記述、橋本夫人に就て。

三 幕府の法網を潜りて密航し來る宣教使あり

密航して来る宣教使、ズニガ平山事件、ペトロズニガ、ルメフロレス、ズニガ
糺問の参考人、ズニガ等の脱獄、ズニガ平山等の處刑の状景。

四 長崎に於ける元和八年の大迫害

虐殺された者五拾五人、大村の監獄に於る宣教使の生活、スヒノラ師が獄中より
其の従弟に贈つた書翰、スヒノラ師等以下多数信徒の處刑、就刑の際に於る
スヒノラの演説、處刑の實況、信徒等争ふて殉教者の遺物を掠奪せんとす、其
他の殉教者。

五 二代將軍秀忠執政中の殉教者と信徒の増減

殉教者五百名以上、宣教使の補充、宣教使の渡來を根絶するのは鎖國にあり、
阿蘭陀人の覺書。

第五章 徳川家光の切支丹禁制と其の壓迫 ……三二五—三六六

一 三代將軍家光の政策

家光の政策は徳川氏の基礎を堅固にするにあり、秀忠家光父子葡西兩國民を嫌
惡す、馬尼刺大守の使節拒絶せらる、英蘭聯合の保護艦隊日本近海の船舶を掠

二 家光の切支丹虐殺と江戸に於る大迫害

奪す、伊須波に示す文。

切支丹迫害はますます酷烈となつた、新教派の宣教使も迫害の慘狀に裏書す、
徳川旗下の土原主水の履歴、原主水家康の説諭を拒んで遁走す、主水岩槻で搦め
捕はる、主水江戸に潜伏して切支丹の首領となる、主水の若黨彌平切支丹を密
告す、江戸に潜伏して居た外國宣教使、主水以下の捕縛、幕府は江戸の切支丹
を狩り盡さんとす、家光怒つて殿命を下す、刑場は鈴ヶ森か、原主水の演説、
背教者出づ、一人の貴人來つて殉教者に加はらんことを乞ふ。

三 上杉島津佐竹の諸藩主切支丹を迫害す

諸藩主皆切支丹を迫害す、佐竹義宣其の領内の切支丹を迫害す、義宣の妾御濱
の方、熱心なる婦人殺さる。

四 仙臺地方の切支丹迫害

伊達政宗の切支丹に対する對度、五島壽庵に就て、五島長崎に赴き切支丹信者
となる、田中五島を政宗に推薦す、五島其の領地福原を切支丹市とす、福原の
古蹟くるすば、五島の熱心なる信仰、五島勳諭に應ぜずして熱心其の布教を固

執す、宣教使カラソイル其の他の殉教者。

五 長崎地方の峻厳なる迫害（其の一）

長崎地方の取締愈々嚴重となる、ソテロ再度日本に來つて殺さる、ミケールカ
ルホルホ、伴天連ロスケー、切支丹門徒の刑罰に関する幕府の訓令、ロスケー
の書翰、書翰の内容、長崎奉行水野河内守の迫害、

六 長崎地方の峻厳なる迫害（其の二）

新奉行竹中采女の迫害振り、温泉獄の熱湯責、苛責の方法、宣教使に苛責を適
用す、殉教者石田の書翰、温泉獄よりの消息、逆吊責の苛責、奉行竹中の免職
賜死。

第六章 徳川家光の切支丹窘迫と切支丹の衰微……………三六六―三八七

一 日本支部長グイエラの殉教

日本在留の宣教使は殆んど皆誅戮された、宣教使グイエラ、馬尼刺より密航中
の困難、日本に上陸、大阪で捕はれ江戸で審問を受く、家光グイエラの書を見て
心動く、グイエラの殉教、密航して來た宣教使。

二 日本の基督教信者及び殉教者の統計

切支丹信徒の總數、殉教者の總數、百人以上の殉教者があつた年。

三 幕府の外交政策次第に鎖國の方向に進む

長崎奉行へ與へた幕府の訓令その一、貿易に関する訓令、禁制の高札、幕府の
訓令、其の二、南蠻人の子孫を日本より放逐す、貿易に関する訓令、此の訓令は
一層嚴重である、幕府は葡人の待遇を改め之れが取締を嚴重にす。

第六編 島原騒亂前後の基督教

第一章 島原の基督教徒迫害……………三九一―四一九

一 島原の新領主松倉豊後守重政と基督教

無抵抗主義か無氣力か、有馬直純轉封後の島原地方、松倉の家臣師父ナヅアロ
ーを捕ふ、重政宣教使に對し寛大なる處置をなす、松倉重政と師父ナヅアローと
の會見、師父ナヅアローの殉教、火刑の宣告を受けて欣然たり。

二 松倉重政其の態度を一變して猛烈なる迫害者となる

重政俄然其の態度を一變す、松倉領内の切支丹續々檢擧せらる、有馬地方に於ける宣教使潜伏の状況、有馬古老物語の切支丹迫害に關する記述、阿蘭陀商館カロンの切支丹迫害に關する記述、日本の切支丹信徒はストア的忍耐と勇氣を有す。

三 熾烈なる迫害の状況 其の一

殘忍なる苛責を以て婦女を迫害す、切支丹の迫害ます／＼猛烈となる。

四 熾烈なる迫害の状況 其の二

切支丹に立ち返へる者多し、重政は宛がら手負獅子の如し、領主は轉宗を強迫し信徒は殉教を熱望す、信者七人を鋸挽きの刑に處す、呂宗征伐の企圖、藩翰譜の記事。

第二章 島原農民の反亂と基督教徒の態度……………四一九―四六七

一 島原騷亂の原因松倉勝家の虐政

島原農民の一揆、島原の騷亂に關し東西舊記の記述に差異あり、蘭人コケベツケルの記述。

二 島原騷亂に關する日本舊記の記事

日本の傳説、有馬古老物語の記事

三 島原農民の主張は生存の權理と信教の自由である

農民蜂起の原因、爆發の導火線、一揆の區域と人数、天草農民の蜂起、切支丹の蜂起には止を得ざる者があつた。

四 幕府の追討上使板倉重政戦死す

幕府の追討使、總攻撃の失敗、天草の反亂に關する蘭人の書翰。

五 原城の包圍攻撃

信綱持久の策を講ず、原城の位置と守備、一揆の兵數、原城中の軍備、幕府は原城に外國の後援あるかと危惧す、原城攻撃に参加した蘭人の報告。

六 原城の陥落と反徒の梟首

追討使信綱矢文を送つて降服を促す、原城中よりの矢文、信綱の失策、四郎の甥小平が城内へ持参したる書翰、四郎の母より城内へ送つた書翰、城内よりの返書、蘭船解放に關する蘭人の報告、城中次第に糧食缺乏す、幕軍の總攻、擊反徒悉く梟首せらる、幕軍の損害。

第三章 鎖國令の發布と基督教徒の苛除……………四六七―四九五

一 島原騒亂と鎖國令との關係

島原の騒亂は鎖國の時期を早めた、戦後處分の上旨、葡萄牙人を追放し、其の渡來を禁ず、かれうた御仕置の奉書、浦々御仕置の奉書、阿蘭陀人への訓令、葡萄牙の貿易船を拒絶す。

二 幕府葡萄牙の使節一行を殺戮す

歐港の葡商特使を派遣す、使節長崎に來り出島に檻禁せらる、幕府の葡萄牙使節に對する宣告、葡使の一行五拾一人を斬首す、耶穌教徒を誅し阿媽港に歸す文、葡船の取締に關し幕府が諸藩へ下したる訓令、葡萄牙使節再び來朝す。

三 幕府の阿蘭陀人に對する待遇

阿蘭陀人の運命如何、深江記の記事、幕閣硬派の阿蘭陀人排斥、阿蘭陀人の上に加へられた種々の禁制、バタビヤ總督使節を派遣す、寛永日記、阿蘭陀人長崎の出島に移さる。

四 基督教徒檢擧の法制と切支丹奉行

幕府切支丹奉行の職を置く、切支丹檢擧の制度、五人組制度、切支丹訴人の法、寺請證文、起請文、踏繪、禁書の制、切支丹類族改、切支丹訴人懸賞法の説明、寺請證文とは何ぞや、寺請證文の書式二つ、潜伏の切支丹。

第四章 潜伏の信徒と密航渡來の伴天連……………四九五―五一

一 切支丹の檢擧と殺戮

告訴によつて檢擧せらるゝ宣教師多し、江戸に於ける水磔の刑、四ツ谷の地窖に潜伏して居た切支丹、與力椎名某、肥前の大村崩、支那人の爲めに告訴せらる。

二 伴天連の冒險的密航

冒險的密航を企圖する宣教師、冒險的密航者の第一班、薩摩の甕島に着す。

三 司祭マルクエスの一行切支丹屋敷に拘留せらる

冒險的密航者の第二班、切支丹屋敷に拘留せらる、伴天連の白狀覺書其の一、それは伴天連の口供か、伴天連の覺書其の二、右の説明、別種の口供、伴天連壽庵と其の他の伴天連、新井白石の天主教觀、大明の滅亡と基督教と何の關係あ

るか、挑原の夢ますく、濃かなり。

附録

- 一 切支丹文學
- 著書、出版書類、十誠、主禱文、コンチリサン拔萃。
- 一 挿入文書圖書。
- 一 伊達政宗より羅馬法皇へ奉つた書翰。
- 一 加賀山隼人正息女の碑。(殉教者)

第四編 徳川初期の基督教



第一章 徳川家康と基督教

一 徳川家康の對外政策と切支丹

豊臣秀吉の政權を繼承したる徳川家康は秀吉の侵略主義に代ふるに和親主義を以てして、其の對外政策に著しき變化を顯はした。先づ朝鮮に關しては、對馬の宗氏に命じ戦後の葛藤を解かしめて修交を新にした。琉球は島津氏の監督の下に屬せしめ、其の王尙寧を駿府城に引見して之れを厚遇した。又支那の商船の九州地方に來つて密に貿易し我商船も亦支那の南岸に密航し居たのを公認して彼我の通商貿易を許可し、足利氏の故例に依り勘合船の制を復舊することを協議した。其の外安南、暹羅、東京、東捕塞及び比律賓、媽港の諸國諸港へ商船の往來を許し、遠く阿蘭陀、英吉利兩國の通商を容れ、墨西哥の航路を開き、進んで西班牙本國との交通をも試み、御朱印船の海外へ渡航することを奨励した。其の結果海外貿易の盛なる前古未曾有のことであつた。

蓋し御朱印船とは。家康の朱印を押したる航海免狀を受けたる船舶のことで、其の起原は戦國時代に海賊の海上に横行するもの頗る多くして、商船の危害に逢ふもの少な

からずであつたから文祿元年の頃、京都、堺、長崎の豪商等連署して秀吉に願ひ、其の朱印を押したる航海免狀を得、政府の威力によつて商船の被害を免かれやうと謀つたのが始めであつた。之れを異國渡來の朱印船と稱し、その商船を御朱印船と號した。秀吉時代の御朱印船は其の數僅かに九艘に過ぎなかつたが、徳川氏の世に至り、慶長九年より元和二年に至る、十三年間に、商船の朱印狀を受けたるものが、百九拾八艘の多數に及んだ。其の中呂宗廿三隻、西洋二十二隻であつたと云ふことだ。

斯くの如く海外諸國との貿易を奨励した家康の商策と、密接の關係があつた基督教に對する彼の態度は果してどうであつたのだらうか。家康は始から、深く基督教の我が國安に害あるを察知し、秀吉の政策を踏襲して之れを杜絶するの方針を執つたと云ふ説があるが、果して、さうであつたかどうかは明言することが出来ない。然れども、家康が、其の晩年政教の關係紛糾を極むるの際「苟も吉利支丹宗門と雖も、其の國法を守り、我が國民の人心を紊さない限り、敢て禁止するにも及ばざる儀なれど、如何にせん、吉利支丹伴天連等は常に南蠻諸國に氣脈を通じ、動もすると國法に背き、神佛を蔑如し、大に人心に逆ひて、國家を紊すの恐あるを以て、已を得ず、之れを禁止せ

家康の基督教に對する態度

家康の切支丹宗門に對する意見

家康切支丹宣使を厚遇する傾向があつた

外國貿易の關係から打算したるものか

しむるのである。思ふに、是れ吉利支丹宗門の本意ではなくて、南蠻諸國の朝廷諸役人并に伴天連等が心得違ひであらう」と云つた。其の言葉から察すると、彼は、あながち基督教そのものを邪教として攪拆したのではないやうだ、されば、家康は其の執政の初期に當り、其の内心はいさ知らず少なくとも、其の表面にあらはれた處では、基督教宣使を厚遇するの傾向があつた。曾て秀吉の伴天連追放令の下を潜つて遁匿し、其の行術をくらし、天下の御尋ねものとなつて居た、伴天連ゼローム Jerome の罪を免じて、之れに重大なる使命を托したるが如き、又しばしば伴天連を引見して之れを款待し、殊に彼等に京都、大坂を初め、其の他の都會に住居する許可を與へたるが如き、事實秀吉の伴天連追放令を放棄したるの觀があつた。勿論家康は基督教そのものに關しては、何等の知識もなく、もとより又信仰もなく、宗門としては之れを好まなかつたのであるが、外國貿易の關係から打算して時に之れを厚遇したらしい。家康の謀臣であつた本多上野介正純は這般の消息を洩して曰く、「基督教を優待するは互市に利あり」と。これが家康の切支丹に對する精神であつたのだらう。加之、當時天下の形勢未だ一定せず、豊臣秀頼との關係、又は切支丹大名との駆引上、人心を收攬する

結局不得要領である

の必要があつたので、時に切支丹を保護せねばならぬ事情を生じ、又時に之れに壓迫を加ふるの必要を感じたこともあつたので、彼の切支丹に對する態度は結局不得要領で條忽變幻且に夕を測り難く、陰鬱たる天候の晴か、雨か、其の前途逆睹すべからざるの狀景であつて、此の際に處する伴天連等の動靜に至つては苦心慘愴たるものがあつた。

二 切支丹に關する諸種の政教問題

家康の切支丹に對する態度は不得要領であつたけれども、其の初は之れを窘迫するの意思なく、却て伴天連を厚遇し、彼等の自由に放任して妄りに干渉がましきことをしなかつたので、切支丹の布教は殆ど全國に行き渡り、以前よりも却て盛大となつた。然れども、其の間に諸種の難問題頻々として起り、動もすれば、政教の衝突を惹起せんとして切支丹信者の心を寒からしめた。今爰に二三の例を擧れば。

其の一は、轉宗大名寺澤志摩守廣高の訟訴事件がそれであつた。關ヶ原の戦後、家康論功賞を行ふに當り、當時肥前唐津の城主にして長崎奉行であつた寺澤廣高は、其の戦功の賞として、大村家の領地を併領せんとする野心を起し、其の筋へ運動の結果、殆ど

政教問題續出

寺澤廣高の訟訴事件

廣高大村有馬の兩家を訴ふ

廣高宣教使を長崎へ召集す

其の希望を達し、將に御朱印を受けんとするまでにはこんだが、何故か、突然沙汰止となり、代地として天草島を與へられた。蓋し大村家の爲めに家康に説く者があつたからなのであらう。此れより廣高は深く大村家に對して含むところあつて、之れを陥れんと謀り、其餘沫は飛で切支丹に及んだ。従來寺澤氏も、大村氏も切支丹信者であつたのだから、徳川氏の中央政府に對しては互に保庇すべき關係のあつたにも拘はらず廣高は利慾の爲めに迷ひ、乍ら變信して切支丹を放棄し、此の際、大村家を滅し、己れ代つて其の領地を得んとする野心を抑ふることが出来なかつたものと見え、一日、閑を得て家康に訴へて曰く、大村、有馬の兩家は大閤の伴天連追放令發布以後も、尙ほ引續いて、其の領内に切支丹寺を建立して居るのみならず、追放令を犯して夥多の伴天連を隠匿し居ると、家康之れを聞き、余は伴天連の京都、大坂、長崎の三ヶ所に限つて住居することを許可したのであるが、其の他の地方に住居したり、切支丹寺を建立したりするのは慮外千萬であると言つて、直ちに命じて、大村、有馬領内の切支丹寺を破壊せしめた。廣高之れを聞き我事成れりと喜び、長崎奉行の職權を以て、ワリニヤ一ニ師を召し、家康の命を矯め、日本國中に散在する伴天連の宣教使を悉く長崎に召集

有馬大村兩家の嘆願

して後命を待つべしと嚴命した。九州地方の切支丹信者は爲めに、其の前途を悲觀して大に動搖した。伴天連追放令が勵行されると思つたからであらう。然るに大村、有馬の兩侯は意外の兇報に驚き、故舊の諸侯を通じて家康に懇訴嘆願する所があつたが、其の結果、有馬、大村兩家は、先代より切支丹教を奉ずる家柄であるといふ故を以て、先の命令に更へて、特に信教自由、寺院建立の許可を得るに至つた。さうして是の事件は遂に寺澤氏の失敗に終つた。

其の二は、豊臣秀頼の保傳に對する命令誤解事件であつた。慶長八年（一六〇三年）二月家康上洛して將軍宣下の大命を拜受し、留まつて伏見に居た。同年七月二十八日秀頼に娶すに孫女千姫を以てし、大坂城に其の入與の式を舉げた。又同時に秀頼の身に危害なからん爲め其の保傳に對していろ／＼注意する所があつた。そこで、大坂城中では群臣を集め、豊臣家の嗣君に對し二心を懐くものあらば、天地神明の冥罰を蒙らねばならぬとして、秀頼に對して誓書を捧げしめた。然るに、家康は大坂の地にも、神佛に誓ふことを肯じない、基督教信者が多數あることを聽き、秀頼の左右には一人の信者をも近侍せしめてはならないと注意したので、大坂の奉行等は故意か、誤

豊臣秀頼の保傳に關する命令の誤解

解か、此の注意を以て切支丹を禁ずるものと見なし、大坂市中の基督教信者を壓迫し始めたので、信者は少なからぬ困苦を蒙るに至つた。然るに家康の眞意は單に基督教信者を以て秀頼の近侍の臣としてはならないとの注意だけで、別に他意なきことが判明したので、市中の動搖もやがて鎮定したのみならず、大坂の奉行等も、家康が新年參賀の爲め登城したる宣教使を厚遇したのを目撃して悟る所あり、直ちに基督教信者壓迫の命令を廢棄して、平和に事が治まつた。

其の三は、外國貿易商に對する訴訟事件である。葡萄牙人と取引して居た日本の貿易商人が、家康に訴へて、葡萄牙商人等は見本と相違したる粗惡の物品を賣り付けて不當の暴利を貪つて居ると言つた。それは固より貿易に關する訴訟にして、切支丹には何等の關係なきが如くであるが、外國商人の不正を移して宣教使の不徳となし、延いて切支丹を誣い之れを讒訴、罵詈するのは古今の通弊である。されば宣教使等は此の訴訟の爲め、政府が基督教の前途に障礙となるべき命令を發しはしないかと疑懼の餘り、内々家康の意向を探知せん爲め、デヤン、ロドリゲス師を以て、今回新に渡來した葡萄牙商人の總代となし、長崎市の總頭村山東庵アントニーを以て副使となし、(西

外國貿易商に對する訴訟事件

教史には單に貴重の信者とある。進物を携へて上京せしめた。やがて彼等は畏るゝ家康に伺候したが、家康は直ちに彼等を引見して其の好意を謝し、殊の外厚き待遇をなしたのみならず、宣教使等の徳行を賞讃するの外、一言の訴訟事件に及ぶものがないので、ロドリゲス師は案に相違し、大に安堵して退出した。さうして、此の訴訟事件は、審議の結果、長崎奉行寺澤廣高が、其の家臣の讒言を輕信し、無根のことを以て葡萄牙商人を誣ひ、併せて切支丹を苦しめ、因て以て私利を謀らんとする策略であつたことが判明したので、家康は直ちに寺澤の長崎奉行を免じ、ロドリゲス師の同伴して來た、村山東庵を以て長崎奉行の代官となし、其の他に四名の切支丹副官吏を任命して代官の補佐となした。それは家康の炯眼が、老練なる切支丹官吏でなければ善く葡萄牙人と調和し、長崎を統治することの不可能なるを看破したからであらう。かくて、此の事件も亦切支丹の勝利となつてしまつたのである。

三 九州地方に於ける切支丹の迫害

家康の基督教に對する態度は此の如く極めて穩健であつたので、關ヶ原戦後も基督教は一時小康を得て順調の發展進歩をなしたのであるが、唯其の間九州と中國との

寺澤の長崎奉行を免じて村山東庵を代官とする

切支丹の迫害一部に起る

一部に多少の迫害があつた。其の中で、最も殘忍を極めたのは小西行長の舊領、宇士、八代の地方であつた。

其の頃、宇士、八代地方に散在して居た信徒の教は約拾萬人であつた。加藤清正が此の地を領するに至り、小西行長の舊臣にして切支丹を奉ずるの徒は、拂教大名で有名な加藤清正に臣事するを潔とせずして續々他領へ退去したのであるが、切支丹大名たる黒田孝高の其の間に入つて斡旋するあり、爲めに留つて清正に仕へたるものも尠なからずであつた。而して清正も亦不思議に其の態度を一變し、行長の遺臣たる切支丹武士を重用した。「從來余の切支丹に反對し來つたのは、其の保護者であつた行長と宿怨あるが故であつたが、今や行長逝いて復反對すべき理由がないから、爾後は務めて好意を以て宣教使を遇し、且つ其の領内に於る布教を自由になし、誓つて之れが保護者となるべし」と言つた。然れども、それは清正の本意でなくして一時の權宜に出でたものか、其の後久しからずして其の約束を破り、切支丹の迫害を始めた。清正は切支丹武士に對し、直ちに轉宗して法華宗に歸依すべしと嚴命した。さうして其の嚴命に服従しないものには様々の壓迫を加へて、之れを苦しめたので、切支丹武士の中

小西行長の舊領宇士八代地方に迫害起る

内藤如安父子

にも確信なきものは目前の危害に畏怖して其の嚴命に屈服した。少なくとも表面だけでも轉宗して法華宗に歸依したものが多かつたが、確信あるものは頑として轉宗を肯じないで、信教自由の權利を主張して加藤家から退去し他領に赴いたものも尠からずであつた。有名なる内藤如安父子の如きも、一時清正に臣事して居たのであるが、此の時退去して加賀に赴き前田利長に身を寄せた。清正は怒つた。而して留つて信仰を固守し、敢て轉宗を肯せざる者に對しては、更に猛烈なる壓迫を加へて佛教に歸依することを迫つた。彼等の財産、住宅を沒收した。國境の關門を鎖して他領へ遁走するの途を塞いだ。あまつさへ、他人の彼等に供給することを嚴禁した。轉宗か、餓死か、二者の中其の一を選ばざるべからざるの窮境に陥おとしれた。爰に於て昨日までは相當名譽の地位を有し、暖衣、飽食して居た切支丹武士も、今日は住むに家なく、食ふに食なき流涙人となり、老いたる母や、病める妻、さては頑是なき小兒を携へて山林原野に彷徨した。彼等は樹枝をかき集めて小屋掛をなし、僅に雨露を凌いで居たが、食物は次第に減少しても新たに得るの途なく、饑餓は漸々身に迫つて來た。されど、彼等は毫も其の志操を變じなかつた。基督の爲めには武士にとつて忍ぶべからざる耻

殺された者数
人あり

迫害の結果

辱をも甘受して以て死を待つの外はなかつた。潜伏して居た切支丹の従は勿論、佛教徒さへも此の慘狀を目撃して同情の涙を注がないものなく、密に相謀つて之れを救助した。長崎地方に居た宣教使や信徒等は、大工、左官、土工などに變裝して、此の地方に潜入し、彼等を慰撫奨勵して、之れが救助に勤めた。其の後、殺されたものが拾數人あつた。就中、南五郎左衛門、竹田五兵衛の兩人は相當身分のある武士であつたが、其の妻子、老母と與に信教の犠牲となり、此の地方に於る最初の殉教者たるの榮冠を得た。然れども、此等の迫害は管に信仰の確乎たる切支丹信徒を畏服せしめざるのみならず、目前の苦難を畏れて一旦轉宗を誓つた背教者も、今更其の身の臍甲斐なきを後悔して、再び切支丹宗に立ち戻るものが多かつた。彼等は更に信仰を告白して官廳の處決を待つて居た。又殉教者の志操堅固にして死に臨むも泰然自若として、其の態度を亂さざるの勇氣に感奮し、新に信教の志を起したるものも少からずであつた。檢視役某の如きも、その一人で、信仰の爲め脱藩して長崎に赴き洗禮を受けたと傳へて居る。

平戸地方の迫害

切支丹迫害は獨り肥後地方のみならず、所謂佛教大名の領地では各所に行はれた。

籠手田氏の遺族

阿曾沼豊前守
と盲人ダミヤ

切支丹の最も
隆盛なる地方

司祭及び其の
他の教職の數

平戸の松浦氏は、秀吉の禁教令發布以來、種々の名目の下に、しばしば切支丹を苦めたので、其の大半は去つて難を他領に避けた。一族籠手田兵部大輔の子孫の如きも遁れて細川家に身を寄せた。大村純忠の女にして松浦家の嗣子久信の夫人であつたメンシヤも、信仰の爲めに迫害せられ、辛に苦難を嘗めたと云ふことだ。其の他寺澤家の新領地天草、毛利家の領地山口にも多少の迫害があつた。有名なる切支丹阿曾沼豊前守、盲人ダミヤノ等の殺されたのもこの時である。(慶長八年より同十年に至る)

四 耶蘇組派一般の状況

其の頃基督教(耶蘇組)の最も盛であつたのは長崎及び天草地方にして、有馬、大村の地方之れに次ぎ、九州は勿論、中國、近畿、東海、北陸の各地にも少なからぬ信徒を有して居た。日本駐在の司教(監督)セルケラの報告によれば、一六〇三年即ち慶長八年の初、日本に在留して居た耶蘇組の司祭(伴天連)及び修道士の數百二十六人、ドギコと呼ばれた神學生貳百八拾四人、カムボスと稱し、頭髮を剃り落し、僧形となり、常に寺院内に住居して秩序を維持し、病人を見舞ひ、瀕死の小兒に洗禮を授け、信徒の事故を司祭に報告する等の宗教的雜務に執掌し、司祭等の居らざる時はそ

修學院及び切
支丹寺

信徒の數

宣教使館本部

れに代つて兒童に教義問答を教授し、日曜若くは祭日には、宗教書を読むの役目を勤むる所の補助者百七拾人、總計五百七拾人餘の教職者を有し、之れに教會寺院の雜用を勤むる用人を加へると、耶蘇組團體より扶持する人員は約九百萬餘名の多數に登つた。又修學院及び神學校は有馬と長崎とに各々一個、有馬にあるもの最も大なり。基督教會寺院の數八拾有餘、宣教使館廿一ヶ所あり。信徒の總數は、關ヶ原役以前は三十萬人餘であつたが、切支丹大名の叛滅、背教者の續出信徒の散亂等により減じて、貳拾萬人となつたといふ。蓋し是の數年間に洗禮を受けたものも數千人あつたけれども、熊本、天草を始め、其の他の地方に起つた迫害の爲め、殺戮されたるものあり、轉宗したものあり、行衛不明となつたものが頻出した故である。されど、實際日本全國に散在して居た信徒の總數は貳拾四五萬人位であつたやうだ。バジエ氏が其の著日本教會歴史に於て當時の信徒數を約壹百萬人と見積つたのは誇大の嫌なきに非ずだ。又切支丹信徒の團體が存在する各藩の領地には宣教使館本部あり、町村に寺院あり、住宅あり。本部に館長が居て毎年一回町村の寺院を巡回視察し、又隔月に本部に司祭會議を開き、牧會、布教の事を協議したと云ふ。

耶蘇組派の資
金缺乏す

葡船往々蘭船
の爲めに掠奪
せらる

家康伴天連を
救助す

耶蘇組派は數多の司祭、修道士、仕用人の爲めに物資を供給するの外、衆多の貧民を救助し、又基督教の爲め職祿を剝奪せられ、貨財を沒收せられた武士や、又は追放せられて失職したる數多の信徒を救助したので、資金大に缺乏し、只官葡萄牙本國から來航する船舶の到着を待つて居たが、不幸にして、其の船舶は航海の途上、媽港附近で阿蘭陀船の爲めに掠奪されて一物をも残さなかつた。又支那より葡萄牙へ貴重の高品を満載して出帆した船舶も亦新嘉坡の南洋で、蘭船の爲めに捕獲さるる所となり、葡萄牙人の損失百有餘萬金の多きに登つた。それは慶長九年の事で、阿蘭陀人がだん／＼東洋に勢力を得つゝあつた頃である。此の凶報の日本に達するや、伴天連等は日用の食品、衣服等些細の事に至るまで節約を旨とし費用を節減したが、それでも尙ほ資金の乏きを感じ、爲めに學校を閉鎖し、事業を縮少せざるべからざるの窮境に迫つたが、有馬侯の寄附により僅に一時を凌ぐことを得た。家康之れを聞き、其の窮状を憫み、三百六拾兩の金貨を施與し、又別に金五千兩を貸與して、一時伴天連等を救助したと云ふ事だ。既に叙述した如く、九州と中國との一部に迫害があつたのみで、日本全國の基督教會は頗る平穩にして教勢次第に發展振起せんとするの狀景であつた。

貴族で切支丹
になつた人々

稻葉正員

石川康道

徳川旗下の士

殊に京都、伏見、大坂の三都は當時最も繁榮の地にして、人口も多く、布教するには最も便宜の土地であつた。さうして、此等の都會に往來する貴族等は、外國宣教使等が歐州より齎し來つた天文星學の器械や、其他珍奇の舶來品を一覽せんとて、宣教使の住宅を訪問する者多く、宣教使等は此等の機會を利用して基督教を宣傳したるに、其の効果著しく、壹ケ年の收獲、京都に參百人、伏見に貳百五人、大坂に貳百六拾人、計七百八拾三人あつた。それは慶長十年頃の事であるが、兩來毎年洗禮を受くる者數千人、慶長十一年の統計によると、壹ケ年の受洗者、小兒以外、八千人の多數に達した。其の後も歳々數千人の新信者を得た。此の際貴族で切支丹信者となつたものも數名あつた。稻葉正成の子、十兵衛正員(正次)は美濃青野の領主であつたが、其の夫人及び眷族五拾餘名と共に洗禮を受けた。彼は有名なる徳川家光の保母春日局の義子に當る人だ。美濃大垣の城主石川康道も亦領洗した、惜哉、彼は其の翌年死去したので、基督教的感化を其の家庭に深く印象することが出来なかつたけれど、其の未亡人は京都に住居して基督教的慈善事業に務めて居たと云ふ事だ。其の他徳川旗下の士小笠原權之丞、原主水等の切支丹に入門したのも其頃の事であつた。

貴夫人の信者
浮田秀家の夫
人前田氏

貴夫人の信者となつたものも數人あつた。關ヶ原の敗將浮田秀家の未亡人前田氏は、秀家の八丈島へ流された後、京都に居て、故大閤の夫人北政所に事へ、其の兄前田利長より豊富なる供給を受けて、しばし宣教使を扶助して居たが、慶長拾二年洗禮を受け信者となつてから間もなく加州金澤に退隱した。利長は彼女の爲に、切支丹寺院を建立して之れを慰藉し、又其の夫人及び息女に信教をすゝめ、利長自身も亦高山右近の勸諭によつて殆ど教化されて居たのであるが、未だ洗禮を受けるに至らなかつた。内藤如安の妹ジュリヤは數年前から信者となつて居た。浮田夫人の回心は内藤ジュリヤの勸諭によつたのである。ジュリヤは二十二歳の時其の夫に別れ、世を棄てて尼となり、其の兄如安が彼女の爲に建立した尼寺に入り佛に事ふること二十年に及んだか、回心して切支丹となるに及び、其の熱心と才智とは、京都市民の崇敬を博し、北の政所も、しばし彼女を召して諮詢する所があつた。ジュリヤは、又、處女、未亡人より成立つ熱心なる信仰團體を組織して活動した。此等の貴女は多少公侯貴人に關係があつたので容易に名家に出入することを得、布教上の便宜を得ること尠からずであつたと云ふ。

内藤如安の妹
ジュリヤ

耶蘇組の司
教と支部長家
康に謁見す

慶長十一年小笠原一庵長崎奉行となる。耶蘇組の司教ルイ、ド、セルケラ將軍家康に謁見せんと欲し其の意を奉行一庵に通じた。一庵之れを善とし家康に告ぐるに司教を引見するのは、日、葡の通商貿易に多大の利益あるを以てしたので、家康之れを許諾した、爰に於て、司教セルケラは直に旅装を整へて長崎を出帆し、大坂を経て、伏見に至り家康に謁見した。家康厚く之れを遇し、遠路來訪の勞を謝し、款待至らざる所がなかつた。從來宣教使の家康に謁見したものは尠なからずで、宣教使ロドリゲスの如きは、將軍の通譯官として優待せられ、布教上便宜を得ること多く、殊に京、坂の間に住居して居た宣教使等は毎年新年參賀の爲の登城して家康に謁見し來たのであるから、伴天連の謁見は敢て珍らしき事ではないが、耶蘇組を代表する所の司教の謁見は今回が初めてである。此の時、家康は待臣をして支部長も來謁あらば満足に思ふとの旨を傳へたので、支部長も亦執政本多正純によつて入觀の許可を得た。斯くて支部長伴天連バジエは一六〇七年(慶長十二年)五月五日長崎を發し、大阪、京都、伏見を経て、途中信徒の盛なる送迎を受け、駿府に至り、家康に謁見し、尋いて江戸に至り新將軍秀忠に謁見した。當時の執政大久保相模守忠隣、本多佐渡守正信の二人は殊に

支部長バジエ
新將軍秀忠に
謁見す

切支丹に對し好意を有して居たのであるからバジエの爲に大に盡す所があつた。因て支部長バジエは本多正信に請ふて信教自由の恩典にあづからんことを嘆願したが、正信は快よく之れを諾し、時機を見て貴師等の希望を達せしむべければ、安心して後命を待つしべと告げた。バジエは大に喜んで其の厚意を謝し、暇を告げて長崎へ歸つた。さうして同行者の一人ロドリゲスは家康の内命により駿府より海路伊豆に赴いて銀山を拜見した。鑛山採掘の器械を西洋から購入するに當つて宣教使を煩はした事が多々あつたからだらう。又日本人の伴天連某は新將軍の命により江戸に留まり、長崎で製造した自鳴鐘の監守人となり、外國伴天連の一人は上野の國に赴き信徒を訪問した。その頃既に上州、野州の地方にも切支丹が傳はつて居たものと見える。

五 切支丹にまとはる難問題

此の如く家康は耶蘇組の司教、伴天連等を厚遇し、切支丹の徒に好感情を興へたけれど、尙ほ未だ公然と前政府豊臣氏の出したる切支丹禁制を廢棄しなかつたし、又諸侯、士大夫の切支丹に改宗するのを喜ばなかつたやうに見えたから、それが爲め時に種々の難問題を惹起して切支丹教徒を苦惱せしめたこと尠からずであつた。其の頃京

葬儀に關する問題

都に居た貴夫人某女の薨去に際し、端なくも、爰に佛基の間に葬儀に關して難問題を惹起した。亡夫人某女は固より熱心なる信者であつたが、その良人某は佛教徒であつた關係から佛式によつて葬儀を行はふとした。然るに、其の姑某も亦篤信の切支丹であつたので、切に請ふて某女の遺骸を切支丹寺に送り基督教式を以て葬儀を營んだ。爰に於て佛僧等大に怒り、狀を具して幕府に訴へた。家康之れを聞いて心動き、佛僧等に有利の判決を興へんとしたのであるが、幸に本多上野介か切支丹の爲に斡旋し、家康に對して辨疏する所かあつたので僅に事なきを得た。然るに、此れよりも更に重大なる事件が大坂に起つた。其の次第は左の如くである。

豊臣秀頼の生母淀君の侍女の中に禁を犯して切支丹宗に歸依したものがあつた。秀吉の時代には大坂城中の奥女中にも多くの切支丹信者かあづのだが、秀頼の時代にはそれを禁じたものらしい。すると佛教徒は直ちに之れを探知し、淀君に訴へて曰く、彼の侍女は其の主人を蔑し神佛を輕ずるものであるから其の罪を糺さざるべからずと。淀君怒り、家康に訴へて之れが裁決を乞ふた。家康直ちに大坂奉行に令して左の意味の告示を公布し街頭に掲げしめた。曰く、「先般布達に及べる禁制に背き切支丹宗

淀君の侍女の中
に切支丹信者あり

大坂に掲示された切支丹に關する布告

を奉ずる者往々これある赴上聞に達し將軍深く其の違令を惡ませられ、今般改めて有司に命じ篤と禁制の趣旨を遵奉せしむ、今後此の新宗門に歸依すべからざるは勿論のこと、既に奉教せしものも速に棄却すべき事國家の爲め肝要なり、此の旨布達に及ぶものなり」と。その日附は慶長十一年三月である。此の布告は基督教徒の間に一大恐慌を惹起せしめたか、家康の眞意は切支丹禁制を勵行せんとではなく、唯單に淀君を慰籍し、彼女の意見を尊重するの意を表明せんか爲めに外ならずとの事か判明したので、稍安堵の思をなした、果して、此の告示は格別の影響を及ぼさずして空文となつて終つたのは僥倖であつた。其の後耶蘇組の支部長バジエか江戸より長崎への歸路、大坂に立寄り、秀頼に謁して敬意を表したので、大に淀君の心を緩和し、爾來彼女も亦切支丹に好意を表し、屢々寄捨する所があつたと云ふ事だ。

六 ラ、マドラ、デデオス號燒打事件

其の頃、日本が通商して居た歐洲の國々は葡、西、蘭の三ヶ國であつたのだから、貿易の盛になるにつれ諸種の困難なる國際的問題を惹起した。就中日、葡間に起つた、ラ、マドラ、デデオス號燒打事件の如きは最も大なる影響を基督教徒に及ぼしたるもの

葡萄牙船燒打事件

媽港に於る日葡人の争闘

媽港の大守ベ
ソアの裁決は
不公平であつ
た

ベソア船長と
來つて日本に
來る

だ、是れより先き、慶長十一年九月十日（一六〇六年十月十一日）有馬修理太夫晴信所
有の貿易船か印度東捕塞かんぼせに至り、家康より提供した、高價の贈物を齎し、且つ五千ゴ
ールデインの金を以て奇楠香と交易し、歸途風難を避けて媽港に碇泊したのである
が、折柄此處に避難して居た日本船か數艘あつた。然るに、その日本船の一部水夫等
か無聊の餘り、突然葡萄牙人と争闘を惹起し、双方の死傷少なからず、あまつさへ日
本船の中にあつた高價の貨物も亦皆葡人の爲めに掠奪せられた。然るに此の争闘に關
する媽港の大守アンドレア、ベソアの裁決宜しきを得ず、罪を日本人一方にのみ歸
し、嘗に葡人の兇漢を懲罰せざるのみならず、兵力を以て日本の水夫等を慶殺せんと
したが、媽港の司教の仲裁により日本人より詫狀を取つて之れを解放した。ところが
其の後三年慶長十四年の秋、（一六〇九年十月）先きの媽港の大守ベソアはラ、マド
ラ、デデオス號の甲比丹となつて來たので、先きに水先案内として有馬氏の船中に居
た久兵衛なるものが之れを認め（或は英人アダムスカ認めたと云ふ説もある）先年ベソ
アか媽港で日本人に對し不當の處置をなしたことを怒り、領主晴信と共に之れを家康
に告發した。そこで、家康はベソアを引渡すことを葡萄牙人に命じたが、葡人拒んで

家康有馬晴信
に葡船攻撃を
命ず

應せず、談判數回に及んで決せず、其の關係頗る緊張したのであるが、偶々其の折日本に流漂して来て居た前比律賓大守西班牙人ロドリゴなる者が日葡貿易の盛なるを嫉み頻りに葡萄牙人を讒訴したので、家康も遂に意を決し、有馬晴信に葡萄牙船デデオス號を攻撃することを命じた。ベソア之れを聞き、急に解纜して、長崎港を出で一大巨砲を連發して追船數艘を撃沈せしが、偶々逆風起つて前進する能はず、有馬氏の水軍その數一千人、大小の兵船數十隻を浮べて追ひ來り、砲彈の間を潜つて葡船に迫つて來たので、ベソア其の敵し難きを見、今はこれまでなりと覺悟し、火を火藥庫に投じ、自ら爆發沈没した。乗込人一同は燒死し、又は溺死した。偶々水面に浮ぶものもあつたが皆殺されて全滅した。此の船の燒失損害約五萬銀にして教會の用度の船中に在つたものも皆燒失し又は沈没したので宣教使は非常の窮乏に陥り、學校を解散して費用を減じ、信徒の施與を受けて僅に衣食の資に供した。西教史に記して云ふ「曩に將軍は葡萄牙人の過半乗船せりと聞き、有馬候の追撃も畫餅に屬せんことを恐れ、別紙を發して長崎及び其の他の地方に居る葡萄牙人を斬り、宣教使等は國外へ放逐すべしと命ぜらる、因て長崎奉行（長谷川左兵衛）は既に其事を施行せんとするに當り、適々

有馬晴信の公
平なる態度

デデオス號燒
打の報知媽港
に達す

有馬侯凱旋せしに由り、市民は是の勢に乗じて盡く殘餘の葡萄牙人を殺さんと欲す。然るに、有馬候は奉教人なれば、爲に周旋して猶ほ再度の命の下るまで諸師の此の地に留まるを許せりと。爰に記憶すべきは切支丹大名たる有馬晴信が家康の命を奉じて葡船デデオス號を撃沈した事である。事件の發端は晴信の諸有船が掠奪せられた事から起つたのだから、晴信自ら進で葡船攻撃の任に當るは當然なれど、日本の傳説に云ふが如く、若し日本の切支丹信者と葡萄牙政府との間に何事か穩かならぬ秘密の約束があつたのなら斯る燒打事件は起らなかつたであらう。之れによるも切支丹大名と葡萄牙人との間に何等秘密の聯絡のなかつたことは明かである。又晴信が此の際宣教使を保護したのは師弟としての關係からで、政治上に何等の密謀があつたわけでないことは知るべきだ。晴信は流石に能く政教の區別を辨へ居た者と云ふべきだ。

デデオス號燒打事件の報知が媽港に達するや、葡萄牙商人の中に非常の恐慌を起し、協議の結果直ちに使節を派し、禮物を贈り、三年前有馬氏の船員を殺したる罪を謝して貿易を繼續せんことを乞ひ、併せてデデオス號の賠償を要求せしめた。然るに家康は其の進物を收め、其の請求の一部を容れて日本人の媽港に寄船するを禁じたが、

貿易繼續の嘆願には確答を與へなかつた。蓋し當時は日本と外國との間に貿易の途開け居たので葡萄牙と絶つても別に痛痒を感じなかつたからである。既に阿蘭陀人は年々日本へ貿易船を送ることを約束したし、又馬尼刺、墨西哥との交通も頻繁となつて居たのである。

日葡貿易の斷絶は媽港の葡萄牙人に取つては大打撃だ。葡萄牙商人は之れが爲め大に商議を凝らした。さうして其の結果葡國の印度臥亞の總督府は東洋艦隊司令副長ドン、ヌニコ、ソトメイヨル Don. Nunico. Stomayor を使節として日本に贈り貿易の再開を乞はしめた。日本では此の使節の姓名をどん、ぬらぎよて、そとまうると云ひ、漢字を以て東魯納と記す。此の葡使が駿府で家康に謁見したのは慶長十六年の七月にして、次章に詳記する墨使ヅイスカイノに後ること二ヶ月、蘭使スベツクスの謁見に先つこと數日であつた。(墨使の謁見は五月、蘭使の謁見は七月下旬であつた)葡使の使命は大略左の數ヶ條であつた。(一)媽港に於る日葡兩國民の衝突に關する辨明。(二)デデオス號燒打に關する質問。(三)長崎奉行長谷川左兵衛及び代官村山東庵等二人の賂金を貪ることに就ての嘆願。(四)日葡貿易を再開し毎年黒船を長崎へ航海せし

媽港から派遣された葡使ソトメイヨル來朝す

葡使の使命

むることの許可を乞ふこと。(五)葡國官吏一二名を駿府に駐在せしむる事。そこで家康は第一、第二の件に關しては本多上野介正純及び後藤庄三郎光次をして辨解せしめ、第三以下の三ヶ條は悉く之れを容れ、再び朱印狀を與へて葡萄牙船の來航を許可した。其の詳細は外蕃通書第廿四冊に誌しある、本多、後藤の兩氏が臥亞の司令長官及び媽港の諸老に與へたる書を見て知るべしだ。斯くて日葡の和親通商は恢復されたのであるが、爾來葡、西、蘭三國の關係から種々の難問題を惹起し、終に禁教令の發布を見るに至つたのは遺憾である。次章に於て比律賓及び西班牙との交通事情を叙述して其の顛末を明にしやう。

七 外交往復書翰

本多正純復二南蠻船主東適我一書(羅山文集)

日本國執事上野介藤原正純、謹復二書西域國海船總兵官東適我丈人館下、今茲行人東魯納遠跨二鯨海、重譯而來、親捧二鯉索、執謁而見、茲審二當時黑船燻沈之、事、於今、足下似訴二其罪之有無、蓋域異路隔、而不得二其情乎、殆低悟乖戾、而不識二其真二乎、往歲阿媽港殺二我專价節幹、何也貴國人以三此港、爲二私權之處、

不_レ欲_レ使_二我民_一知_レ之、相逐相來、將塞_二來路_一、而殺_二無辜之我民_一、斯事以聞_二我主君_一、我主君一則以悲_二我蚩民之無罪而趣_二死地_一、一則以怒_二彼蠢蠻之有_レ惡而設_二禍筭_一、於是乎、會_二黑船來_二于長崎津_一、僉云、向之殺_二我人_一者、今之船頭加毘且爲_二之最_一矣、津吏上_二言我主君_一、我主君慕_二征葛之意_一、存_二復讐之禮_一、仍以_二命_二津吏_一、召_二船頭_一加毘且、不肯_レ出、至_二又以問_レ之、不肯_レ奉答、至_レ于_二再_一、至_レ于_二三_一、終不肯_レ應_二國命_一、於是乎、而後船頭之有_レ罪也愈信矣、不_レ亦明白_二乎_一、仍命_二有司_一、加毘且一人有_二大事_一、而諸人無_レ訝、執_二二人_一而千萬人悅_レ之、則古之人行_レ之、津吏奉_レ命、遣_レ士以問_二加毘且之罪_一、船頭即發_二大鳥銃_一、燒_二我數船_一、將_二截_レ纜而驅去_一、官士於_レ是懼_二國法之不_レ慢_一、而構_二蒙衝_一而乘_レ之、船頭忽放_レ火而防_レ之、遂衣_二寶玉_一而自焚_レ而船又沈、初只欲_レ執_二加毘且一人_一而問_レ之而已、何殺_二其餘者_一乎、況復於_レ船而何燒乎、事實如此、足下宜_二知測_レ焉、母_レ爲_レ怪惟_一、幸、方今東魯訥_一一介遠到、吾儕爲_二之先容_一而執_レ贊、而便殿一見事已成、是非_レ無_レ惠_レ於_二足下_一也、亦今我主君不_レ念_二舊惡_一、既往_レ不_レ答、以_二商賈之往還通市_一、爲_二同家之給足餘裕_一、而不_レ厭_二諸船出入_一、然、則來夏仍_レ舊黑船來_レ于_二長崎_一、則通市隨意而有_二大利_一焉、必無_レ拘滯_一、所_レ待在_レ茲耳、當_二其時_一、若我官吏

及諸商、有_二苛擾喧雜之事_一、則必宜_二告訴_一、依_レ法施行、照驗有_レ在、勿_レ爲_二猶豫_一、事々難_レ越_二于_二楮面_一、併附_二東魯訥之口舌_一、不宣。

本書宛名の東適我は我國にてはみけのでそうさ、ひめんでいる、と云ひ東魯訥は、どん、ぬらぎよて、そとまうの、と云ふ我國に媽港より使者として來りし Don. Nunico Sotomayor ドン、ヌニコ、ソトメーヨルのことである。

五和國東適我呈_二本多上野介_一書譯文 外蕃通書

去年どんぬらぎよ差渡申候、付而以_二書狀_一申入候處、御懇に御返事忝存候、然者於_二其許_一、どんぬらぎよ様々御馳走之由申候、過分忝存候、黑船之儀御朱印不_レ被_レ下候は、渡申間敷首尾御座候へ共、跡より備志多伴天連に、御朱印被_レ遣候間、即黑舟申付差渡申候、乍_レ去貴様より御返事之儀は、御朱印同前に存、内々黑舟之儀可_二申付_一覺悟候處、彌御朱印被_レ下候間、如此御座候、猶如_二前々_一御朱印之義、今度改_レ而被_二仰付_一被_レ下候は、忝可_レ存候、將又將軍様より、御書被_レ下候、是又忝頂戴仕候、御懇被_レ成付而、何も致_二談合_一もとくの如くと存、黑舟差渡申候、此已前、天川に而、日本人と喧嘩仕候事も、此方之者少もあやまり無_二御座_一候處、於_二其地_一御合點被_レ成候

様御座候へ者、忝存候、此かびたん、能者に御座候間、進上申候間、昔のごとく、此者之口を被_レ爲_レ聞、さだめさせられ可_レ被_レ下候、昔のごとく御朱印被_レ下候は、二通申請度存候、一ツをば本國に差置申、一ツをば渡海の黒舟にもたせ可_レ申ため、御座候、むかしの御朱印をば舟にてやき申候間、何も昔のごとく被_レ成可_レ被_レ下候此の黒舟御懇被_レ成、早々仕廻申候様に、被_レ仰付可_レ被_レ下候奉願候、又日本人爲_レ商、此方へ不_レ參候様被_レ仰付可_レ被_レ下候、はや當年も日本舟參候間、迷惑仕候、猶五和より御用之儀御座候は、可_レ被_レ仰付候、御無沙汰存間敷候、

五和にての一番之軍大將

みけゐでそうさ、びんてい

(東 適 我)

ソトメーヨルから本多上野介へ贈つた禮狀左の如し(慶長十七年)
 去年罷渡候處、様々御懇御馳走、誠に忝存候。誠に日本の大成、又江戸の御手廣儀、中々驚_レ目候。右之様子五和へ罷歸、委_レ各へ可_レ申聞候。又貴様於_レ日本御出頭殊異國江之御馳走被_レ成儀可_レ申様も無_レ御座候。駿河に罷在內、日日御使者、様々御音信被_レ下忝存候。於_レ江戸も本多佐渡守殿御懇被_レ成下忝存候

國際的關係紛
糾を極む

家康宣教使
ロームを用ゆ

皆々五和にて可_レ申聞候。乍_レ去將軍様江五和より指上申候書狀を佐渡守殿ふところに被_レ爲_レ入、將軍の御目に御かけなく候事、是れ少御恨存候。是は佐渡守殿へは不_レ申入一貴様へ申入候、乍_レ去御懇之儀忝存候。何にても五和へ之御用御座候は可_レ仰付候。江戸へも爲_レ御禮一がびたん進上候。

五和にて二番の軍大將

どん、ぬらぎよて、そとまうる(東督納)

第二章 徳川家康の比律賓交通

一 家康使節を比律賓へ送る

安土桃山時代の外國貿易は専ら支那、葡萄牙の兩國に限られて居たが、家康が海外貿易を奨励した結果、西班牙、比律賓の交通となり、尋て阿蘭陀、英吉利の通商となり、是れより國際的關係紛糾を極め、貿易の競争、宗派の軋轢、その間に狭り、一波動いて萬波生じ、幾重幾多の渦を巻いて、種々の波瀾を惹起し、遂に一般基督教に害を及ぼすの端緒となつた。其の顛末を叙するに當り先づ比律賓との交通を略記す。

爰にフランシスカン派の宣教使にゼローム(或はゲロニモとも云ふ) Jerome de

家康が比律賓
大守に贈つた
書翰の主意

Jesus, Geronim と云ふ者あり。曩に慶長元年秀吉がフランシスカン派の伴天連を磔刑に處した時、脱走して比律賓へ歸り、間もなく、支那のジャンクに乗つて長崎へ渡り、それから各地を潜行して紀伊にまで至つたが、此處で發見されて捕へられ、伏見で家康の面前に引出された時、詳に其の經歷を陳べて愁訴嘆願する所があつたが、家康は何か思ふ仔細あつて彼の罪を赦した。のみならず、頻りに彼を慰撫し、問ふに海外の事情を以てし、且つ比律賓との交通を開始したいとの内意を漏らしたので、ゼロームは大に之れを賛成し、家康の爲に比律賓大守に申請すべしと告げた。家康大に喜び、ゼロームをして西班牙語を以て比律賓大守へ贈る書翰を綴らしめた。(一)日本、西班牙兩國の貿易を盛大ならしめんが爲め西班牙商船の關東の港津に來るを許すべき事。(二)日本と新西班牙即ち墨西哥との間に貿易を開く爲に、日本に於て南蠻式の大船を作るの必要あり、因て比律賓大守は造船技師を日本へ送るべき事。(三)貿易の用に供する爲に日本は金銀の採掘を盛にするを要す。由て比律賓大守は採鑛冶金技師を日本へ送るべき事。(四)切支丹宗門と雖も、其の伴天連等が傳道する所にして日本の國法に背かざる限り、日本に於て敢て之れを差止めざるべき事。以上の四ヶ條が書翰の

趣旨であつた。然るに此の書翰は國事多端の爲に妨げられて直に發送するの運びに至らず、漸く關ヶ原役の後(慶長六年頃と云ふ説あり)家康堺の紳商某に托し、贈物を添へて比律賓大守の許へ發送した。然るに其の頃比律賓大守は本國西班牙の爲めに、暹羅にて東捕塞と交戦中であつたので、單に家康の好意を謝し、厚く使者をねぎらひ返禮として贈物を送り、家康照會の件は戰爭鎮定後詳に回答すべしとの返書であつた。けれども、其の後久しく比律賓より絶えて通信がなかつたので、家康は更にゼロームを使者として比律賓に遣はし、其の使命を通ぜしめたと云ふ事だ。其の時日が、詳かでないが、多分慶長六年十月頃で、次に記する書翰が、その時のものではあるまいかと思はれる。又是時の使者も前の使者と同人で、ゼロームではなかつたと云ふ説があるが、或はゼロームは副使として行つたのかも知れない。

日本國源家康回三章呂宗國問巴難至昔高提腰足下一大明、弊邦惡徒作、賊之輩可、刑者刑之。明人者異域、民也、不、及、刑、之、令、歸、于、本國、定、知、於、大明、被、刑、罰、如、三本邦、者、去歲、凶徒、雖、作、反、逆、一、月、之、間、無、遺、餘、誅、戮、之、故、海陸、安、靜、國、家、康寧、自、本朝、所、發、之、商、船、不、可、用、多、者、可、隨、來、意、他、日本、邦、之、船、到、其、他、一、則、以、

二 家康の書翰第

此書所_レ押之印_ニ可_レ表_レ信、印之外者不可_レ許焉。弊邦與_ニ濃毘數般_一欲_レ修_ニ隣好_一、非_ニ貴國年々往來之人_一則海路難_レ通。可_ニ希求者依_ニ足下指示_一、舟子、船子、時々_ニ令_ニ往返_一。貴邦土宜納_ニ受之_一、遠方之信、厚意難_レ謝。孟冬漸寒、順序保裔。

慶長六年辛丑冬十月 日

書翰の説明

此の書翰に就て爰に少しく説明を加へねばならぬ。思ふに、此の書は先に日本より遣した使者に托して贈達した比律賓大守の返書に對する答書であらう。果してさうだとすれば、比律賓大守は家康の要求した四ヶ條に對しては何等の返答もしないで、却て逆襲的に比律賓に於ける日本人の暴行を訴へて之れが取締を請求したらしい。書中舊年貴國の海邊に於て大明弊邦の惡徒云々とあるのは日本や支那の海賊共が、比律賓に寇した事に關する大守の抗議に對する言である。是より先き、天正元年の頃（一五七三年）支那人季馬奔なる者比律賓を奪ひて之れに據らんとし比律賓の都馬尼刺に往來して居た蓬船の船頭を水先とし、海陸兵勇四千人、女子千五百人を引率して比律賓を侵した。其の中に日本人庄公なる者あり、一隊に將として季馬奔を助け、選兵千五百を以て馬尼刺に上陸し、火を市街に放つて之れを攻め、季馬奔は海上より之れを砲撃し

日支の浪人聯合して比律賓を侵す

たが、西班牙人はサルロドの指揮の下に善く防戦し、庄公は敗死し、季馬奔は逃走した。さうして、其の率ゐし所の支那人の一部分は山地に隠れたのであるが、此れが即ち今日のイゴロテ支那人の祖先だと言ふ事だ。大守は又日本の半商半賊たる八幡船の來航を恐れ、日本から來る船數に制限を加へんことを請求したと見え、家康は本邦之船其の地に到るは此の書押す所の印を以て信を表すべしと云ひ、朱印船の外、渡航を許さないことを誓つて大守の意を安んじたのである。又書中濃毘數般とあるのは新西班牙即ち墨西哥の事で、家康は比律賓より墨西哥へ往來する西班牙船によつて日本と墨西哥との交通を開始することを希望したのである。

其の頃比律賓大守の更迭あり、一六〇二年（慶長七年）ドン、ペドロ、ブラゾネ、ド、アクナ Don. Pedro Bravo. de. Acuna 新任大守として馬尼刺へ着任した。アクナは家康の書を得て之れに回答をなすに當り、大體に於て家康の請求は大守に於ても尤も翼望する所であるが、造船技師派遣の事は西班牙皇帝に奏聞して裁可を得るにあらざれば確答なし難しと答へ、且つ言ふ、通商は可なるも日本海賊の多く來るのは憂ふべしであると。此の時大守の使者として來朝した者はフランシスカン派の宣敎使

比律賓大守アクナ、使者を遣はし書翰を呈す

九名のフ派宣敎使比使として來朝す

で同行者を併せて九名の司祭や修道士であつた。家康は其の懇望した造船技師を得るあたはずして、却て其の預期しなかつた數名の切支丹宣教使の來朝を見たのは恰も麴麴を求めて却て瓦石を得たやうな心地がしたのであらうが、彼宣教使等は救助の船舶を操つて天國との交通を開始する所の靈界の技師であることを知らなかつた。然れども家康の貿易に熱心なる比律賓と交通をなすには、其の好ましからぬ宣教使の來朝をも許諾せねばならぬ事を覺悟し、更に返翰を贈り、比律賓の西班牙人にして若し我國の商船を墨西哥に導かば、我國も亦之に酬ゆるに關東の一港を開き、比墨間を往復する商船の避難所たらしめやう。果して然らば、是れ彼我相互の利益にあらずやとの意を告げ、且つ海賊船の取締は嚴重になす旨を通知したのである。

其の書翰左の如し、

日本國源家康、回翰_ニ呂宗國大守摩下、達人得來而傳_ニ足下音信、說_ニ貴國政化、況又投_ニ贈五般方物、雖_レ不_レ對_ニ容顏、不_レ聽_ニ辭語、交情作_ニ四海一家思、者、不_レ勝_ニ感荷。本朝興_ニ濃毘數般、欲_レ作_ニ商船往來、者、不_ニ必爲_ニ本邦、貴國之人曾曰、弊邦東關有_レ所_ニ止宿、則呂宗之船、可_レ逃_ニ風難、自_ニ關東、出_レ舟者、兩國之嘉慶也、云々。故自_ニ貴

家康の返翰

國_ニ告_ニ彼國者期_ニ望之、蓋可_レ應_ニ貴邦所_レ欲。自_ニ本邦出_ニ八幡船、輩悉誅殺焉、域中到_ニ遠島遐陬、彌加_ニ制止之嚴命、若又到_ニ其地、而作_ニ暴逆、可_レ被_ニ殺戮、莫_レ怪。本朝商人雖_レ有_ニ寡人押印之書、不_レ用_ニ國政、致_ニ非理、者、記_ニ其名字、而可_レ告_ニ報之、異日不_レ可_レ令_ニ其舟渡海也。雖_レ爲_ニ微物、贈_ニ本邦兵器、以表_ニ寸忱、餘事付_ニ與使者口碑、不備。

慶長第八龍集壬寅八月 日

二 エスピリット、サント號事件

然るに、此の年エスピリット、サント號事件が起つた。エスピリット、サント號とは一六〇二年（慶長七年）七月二十六日カウイテを發し、墨西哥に向つた西班牙船であるが、航海の途中暴風雨に遭ひ、船體に大破損を生じたので、之れが修繕の爲め針路を轉じ、九月二十七日土佐の國の港へ着船し、使者を派し、贈物を呈して家康に請ふ所があつた。然るに、土佐の藩主山内氏は如何に思つたのか、此の船に對し頗る警戒を嚴にし、港口に木材を投じて船の出港を防止し、之れを抑留せんとしたので、西班牙人は其の不當を責めて之に抵抗し、奮闘して港口を出で、十一月十八日を以て馬

土佐の國へ漂
泊した西班牙
船

土佐候山内氏
西船を拘留せ
んとす

家康人質を解
放して、その
辨解をなす

尼刺へ歸港した。因て山内氏は、曩に人質として收めた西班牙人四拾名を家康の許へ送り、且つ黒船の出帆を報告したが、平和主義の家康は直にその人質四十人を解放して馬尼刺へ送還し、且つ一書を裁して大守に贈り、之れが辯解をなして云つた。これは、先年秀吉時代に漂泊した、サン、フェリツプ號事件より起つた誤解であつて、寡人國柄を執り貴國と隣交を修め遠盟を結んだ以上妄りに、外國船の貨物、資財を沒收することをせず、今より以往此の如き誤解なからん爲め國中へ嚴命を下したから、途中暴風に逢ふ時は安心して來航すべし。聞く所によれば比律賓から墨西哥へ通ふ所の船舶八隻ありと、因て朱印八枚を贈るから、此の印紙を持って入港すれば日本國中何れの處へ至るも安全であると。其の日附は慶長七稔秋九月で其の原文ば載せて外蕃通書にある。

東照宮賜呂宗國主御書（慶長年録、外蕃通書）

日本國源家康、謹啓呂宋國主足下、今茲壬寅之歲、貴國商船、欲赴濃毘數般、海上權風波難、而到本邦土州之海濱、數年與貴國修隣交結遠盟、今也幸而寡人執國柄、旅寓商人、船中資財、何可豪奪乎、爲畏往事、偶見順風、急歸去否、

エスピリツト
サントに謂
する家康の書

船客數人、到陸地者、寄贈貴邦土宜、厚意難報、自今以往、漂逆風、縱難謂橋傾楫摧、則宜安心矣、兼日域中、益加嚴命、貴國商人請寡人曰、年々濃毘數般、往返之船八艘也、日本國裡、商船所到、賜可逃災害之印、書則呂宗百世之至寶也、如寡人殊愛憐遠人、爲禦士民賊心、別裁押印書者八紙、持此印紙、則弊邦之中、江海島嶼、村邑城里、柄息可康安、莫訝、貴國商賈、全見國風、敢不能縷陳也、不宣

慶長七稔歲舍壬寅秋九月

御印

三 比律賓大守の書翰日本人の横暴を訴へ宣教使の保護を乞ふ

然るに、其の後も、西班牙の漂泊船の日本で捕獲されたものがまゝあつたので、尙ほも警戒を怠らなかつたものと見え、慶長元年比律賓大守はドミニカン派の宣教使を紹介したるの外、久しく音信を通じなかつたのであるが、慶長十三年に至り呂宗と新西班牙との間を往復する船を浦賀港に來らしめ、新任大守の書を齎して來た。其の書は日本流の漢文であるが、多分馬尼刺在留の日本人に譯されたものであらう。さうして

比律賓大守の
警戒

其の署名者はどん、ちりこて、ひへいろ、とあるが、それはドン、ロドリゴ、ツイヅエロ Don Rodrigo de Viveoである事は明らかだ。異國往來、並に日記に載する文左の如し。

新任比律賓大
守ツイヅエロ
の書翰

呂宗國主護上書 〔大御所家康に奉つた書である秀忠に奉つたものには意義同一にして簡單である〕

本國伊須波二屋之帝王、當國呂宗爲三守護、拙夫被三仰付、今度致三渡海候。然者、前之於三守護人、御懇意之段、令三承知候、到我等無三御異儀候様、可三承候。縦、雖下隔三雲山萬里候、心中先非三其儀彌々可三申談候、次、又拙夫此國參着之砌、當所數年逗留之日本人徒者共候而所々騒に罷成候間、當年者壹人も不三相殘歸國之儀申付候。雖、然每年渡海之商客、何も無三疎意人等候之間、致三馳走候。向後、別儀有間敷候。如三例年今年も黒船着渡候、則到三關東可三乗入之旨、船子申付候、併海路不三任意候へば、日域中者、皆以三御國之儀候間、何所へ成共、風次第可三入津之由申付候。此加飛丹同船中之者共、御馳走奉三仰候。兼又貴國居住之ふらて之儀、如三前々被三加三御哀憐候様、是又奉三仰候。少進物以三目錄申上候、奉三表三寸志而已、恐惶敬白。

慶長拾三年五月二十七日

鈍ちりこて朱印

ひへいろ(横文字署名)

謹上

日本國御主大御所様

書翰の説明

ツイヅエロのひへいろは西班牙皇帝の命によつて新に呂宗の太守に任せられたことを報告し、前任太守と同様の懇意を以て交際あらんことを乞ひ、併せて呂宗居留の日本人に一人も残らず退去を命じたことを通告した。勿論、毎年渡海の商人は款待すると云つて居るが、日本人の呂宗に永住することを許さない方針であつたらしい。併し、今後も數多の日本人が呂宗に住居して居たのを見れば、太守の交代ごとに其の方針もいろ／＼に變更されたのであらう。兎も角も、たとへ一時にもせよ、日本人は皆比律賓から追放されたのである。さうして、其の理由は至る所で日本人が騒動を起すからだとあるが、今後も同一の理由で日本船を葡萄牙の租借地である媽港へ寄港することを拒絶された。其の是非曲直の何れにあるかはさておき、當時に於ても海外では排日主義が盛に行はれたことを見るのである。

其の頃日本船の馬尼刺に寄航するもの非常に多く、その寄港中は船員と定住者とを合して日本人の同地に在るもの壹萬五千人の多數であつたと云ふ事だ(クレイ氏日本

比律賓に居た
日本人

基督教史）彼等はしばしば擾亂を起して治安を害したが、就中、一六〇八年即ち慶長十三年の暴擧の如きは其の稍大なるものにして、大守は兵力を以て漸く之れを鎮定し得たと云ふことだから、比律賓大守も大に之れが統御に苦み、さてこそ日本人に退去を命じたのであらう。此の時二百名以上の日本人を比律賓から送還し來たとステイチエンは言つて居る、又書中「ふらて」とあるは羅馬公教會中のフランシスカン僧團の伴天連即ち宣教使のことで、大守は家康に之れが保護を乞ふたのである。

家康、秀忠は直ちに返翰を贈つて大守の新任を賀し、呂宗に於て無道の事を爲す日本人を處分し、之れを刑罰する大守の権利を承認し。西班牙商船に對して狼籍すべからざる旨を嚴達したことを報じ、西班牙と貿易の爲に新市場を開始するに當つては、切支丹の伴天連が我國に居住するを快諾したるのみならず、之れに相當の禮遇を與へたのである。翌慶長十四年比律賓大守は又々更迭した。新任大守ドン、ジュアン、ド、シルヴァは家康に書を贈つて其の着任を報じ、且つ日本へ船舶を送るの意思あるを告げ、同時に日本在留の巴禮（伴天連）は善心修道の人にして余の尊重する所なれば保護を加へられたしと請求し來たが、家康は之れに對して同意の旨を答へ、伴天連は皆善

家康父子の答書

新任大守シルヴァに宣教使の保護を乞ふ

遇されて居ることを報じ、居住伴天連の事疎意あるべからずと告げ、且つ呂宗船の濃尾數般へ渡海の時分逢逆風着何之港、共相違有間敷者也仍如件と書したる渡海免狀を船長に附與して、之れを保護し、爰に日西の關係倍々親密を加へたのである。

東照宮復賜康宗國大守御書（異國日記）

日本國源家康、報章呂宗國大守足下、芳書落手、卷舒圭復、如書面、從伊須波二屋爲呂宗國守護、渡海、珍重至祝、如前々不可有疎意也、然而今歲被着船於相州浦川津、欣悅不淺、抑如貴國者上下安寧、人民相親、諸邦懷其惠者也、本邦亦正法度、正口義、故無惡逆賊徒、雖然本邦者、於其地致無道者、盡可被誅戮也、次渡海加飛丹、舟中者心安申付也、貴邦方物如目錄、納受、厚意難報、又吾邦信物、雖菲薄、以別副獻之、遺餘期後信不備、

慶長十三年戊申八月六日

御朱印

別幅

一、太刀貳柄 一、具足貳領

右は圓光和尚の又作り筆したるものにして、どんひへいるへ送りたる答書である。

新任大守シウルヴァに宛たる返書

日本國源家康報章呂宗國主麾下、來書披見折然、抑本邦之人等於貴域一行非法之旨就達聞制書相渡之處、被任其趣平均安靜尤可然、貴國守護相替舊年永可有逗留、段、診重如例年、黒船至關東可被相渡之由其節委曲可承知。次居住之伴天連即不可有疎意、猶期後音者也

慶長己酉孟秋七黃

日本國源家康同章呂宗國大守麾下、芳翰飛來披閱珍重、抑爲貴國之守護渡海政化平安而如例年被投數船方物、雖不及問談如對容顔誠作四海一家思者、交情不淺、彌不可有疎意也。餘附船主舌頭不宣。

慶長十四己酉十月六日

四 家康の讓歩、各派宣教使の來朝

此の如く家康が宣教使の居住保護の事なども承諾し、大守の意を迎へて西班牙船を日本に招致せんと試みた、其の眞意は彼我の貿易を盛にし、因て彼より鑛山技師、造

家康が宣教使を保護した眞意如何

フランシスカ活羅派宣教使の

船技師を得て、富國強兵の基礎を立てんとする策に外ならずであつたが、幸に其の希望條件の或物を履行することを得たるも、日本に堅牢なる大船を有せしむるは西班牙の利害に大關係ありと思惟した大守の狹量により、終に造船技師を得ることが出来なかつたのは遺憾である。されど家康の造船事業に熱心なる、曩に阿蘭陀船に乗つて來朝し、今は家康の外交顧問となつて居た英人ウイリアム、アダムスによつて、其の冀望の一端を充し、不十分ながら西洋式船舶數隻を有するに至つた。其れは後ちに詳に記述することにする。蓋し家康の眞意は秀吉のそれと同じく外國通商と外教傳道とを全く分離して通商を獨立せしめ、専ら貿易のみを奨励して國家の富強を進めんとする向であつたのだが、當時葡、西兩國の政策は常に貿易と傳道と密接の聯絡を保つて居たので、其の事行はるべくもなく、貿易を奨励する爲めに、已を得ず、伴天連を疎略にすべからざるに至つたのである。されば比律賓との交通頻繁なるに従つて、曩に秀吉の晩年に日本より追放せられたフランシスカ僧團の宣教使は續々來朝して盛に布教を開始した。既に前に叙述した如く家康の爲に比律賓との交通を紹介したる宣教使ゼロームは、家康の許可を得て江戸城下に、其の本據を定めて切支丹寺院を建立

ドミニカン派の宣教使

アウガスチン派の宣教使

鹿兒島に於るドミニカン派

し、慶長四年の五旬節には盛なる彌撒祭を行ふた。是れが江戸に於る切支丹傳道の始である。尋いて慶長七年（一六〇二年）に至り、時の比律賓大守は基督教各派の司教、監督と協議し、家康の書翰に答禮すると同時に、切支丹の傳道を擴張せん爲め、宣教使を日本に派遣することを決議し、其の結果として馬尼刺在留のドミニカン派の修道院長モラレズ（Francis Morales）は三名の司祭と壹名の修道士とを伴ひ島津義弘の招聘に應じて鹿兒島に來着した。又アウガスチン派の司祭二名は平戸に上陸して豊後に至つた。殊にフランシスカン派の司祭八名は比律賓大守の使者に隨行して伏見に來り、家康に謁見して優遇を受け、其の中の四名は江戸に赴いてゼロームに會し、修道院や病院を建設して盛に布教を努め、残る數名は京都に至り布教の傍ら慈善事業に努力しつゝあつた。（モラレズの同伴して來た三名の司祭はトマス、ヘルナンデス、アロンゾ、デ、メナ、トマス、デ、スマルラ、修道士フオン、デ、フバテイアである。）

鹿兒島に來着したドミニカン派の宣教使は始め島津氏の命によつて鹿兒島に上陸し鹿兒島に至り、領主島津義弘に謁見したが、佛教徒の反抗に逢ふて豫期の待遇を受くる能はず、退いて飯島に止まつて布教し、後ち京泊に移り、此處に領主の許可を得て寺院を建設し、島津氏の保護の下に切支丹の教勢稍盛であつたが、慶長十三年の頃、此

島津義弘が宣教使を保護したる西船を保護したる眞意

の地で有名なる武士某（レオン、七右衛門の事か）の改宗するに至つて、佛教徒の反抗熾烈となり、島津氏の宣教使に對する態度も亦一變して頗る冷淡となり、終に薩摩を去つて長崎へ引揚ぐるの止なきに至つた。蓋し島津氏が宣教使を其の領内に招致したのは切支丹宗を尊重したからではなく、宣教使を餌として外國の貿易船を引寄せやうとの目的であつたから、其の始は務めて宣教使を保護し、又西班牙の商船を優待して比律賓大守の意を迎へんと試みたやうだ。慶長十一年の頃、島津義弘が比律賓大守に贈つた書翰によると、其の頃義弘は西班牙船の鹿兒島の近海で難破したのを救ひ、新に一船を造り之れに救助したる船員を乗せて送還した。而して爾後毎歲商船を往復せしめんことを乞ふた。又ドミニカン派の宣教使を賞揚し、其の人となりを見るに、智慮人に勝れ、風標俗を抜くの人物なるを以て之れを敬信して措かずと云ひ、頻りに好意を表して通商を求めて居たか、如何なる故か、其の後西船の鹿兒島に航海するもの少なく、徳川幕府の意向も漸く切支丹壓迫の方針に傾いて來たので義弘も、終に伴天連等を領内より退去せしむるに至つたのである。それは多分慶長十五年頃の事だらう。此のドミニカン派の宣教使の事に關し、比律賓大守より家康に贈つた紹介狀があ

ドミニカン派の宣教師を紹介したる比叡大守の書翰

る。其日附は一六〇四年四月（或は七月）即ち我が慶長九年にして、同派の司祭アロンゾ、デ、メナ、之れを携へて家康に謁見し其の保護を乞ふた。其紹介状の文面左の如し。

呂宋國王、郎啟洛泰勝君迎、謹沐頓首、書于日本名高國王陛下、昔者已有「復書」、言謝、茲因山厨羅明告（恐、寺の誤）巴禮、寓薩務瑪、稱欲往名高、謁見聖上、當知、此山厨羅明教巴禮乃呂宋分派、往寓于貴國、他（彼か）為人聰敏得道、好為美事、教本朝于系蠟、奉祀一位無極至尊、名曰「察氏」、乃天地萬物之主、俾僕等棄邪歸正、破暗崇明、識升天之大道、于是本朝于系蠟氏一統、皇帝及諸官長、至士庶民、無不欽羨而讚揚之、然此巴禮、往貴國、非為世間金玉之玩好、止欲教人超拔魂靈、升天受福無窮、倘陛下乞存薄面、嘉善覆蔭、毋斯遐棄、則僕佩戴、曷敢忘哉、其餘別寺巴禮、寓居貴國、尚有數年矣、他（彼の誤か）亦如此、善心乃貴國人民所既識也、第因海天遙隔、不得躬造、特書上達、伏冀如面、僕不勝敬謹之至。

前書の説明

古來是の書を解する者往々にして誤を傳ふ。たとへば東西洋考に巴禮とは文吏の如しとあるがそれだ。試に之れを註譯を下さんに、山厨羅明教とは聖ドミニカン Saint

Dominican 派の事にして、巴禮とはバドレ Padre 師父又は靈父の事で伴天連と同一である。名高とはなだかきと云ふ意にして聖上又は陛下は家康を指したものだ。又察氏とは拉典語の Deus Deus 即ち真神の義にして、干系蠟とはカステイラ Casti 即ち西班牙本國を指したものである。

其の後、慶長十三年にドミニカン派の修道院長モラレズは薩摩より伏見に來つて家康に謁見し、種々交渉する所があつたが、折しも、薩摩の切支丹迫害熾烈となり、有力なる信徒レオン七右衛門の殺さるゝあり、果ては領主より退去を迫らるゝに至り、終に京泊の寺院を解體し、殉教者七右衛門の遺骨と共に之れを携へて長崎に移り此處に寺院を建設し、それをロザリヨ、サンタ、マリア堂又は聖ドミンコ寺と稱した。

（其の位置は現在の勝山高等尋常小學校の在る所だと云ふ、慶長十九年破壊せらる。）

斯の如く羅馬公教會の各派僧團より派遣された宣教師の續々來朝するに當つて、爰に端なくも其の間に軋轢を生ずるに至つた。そも、最先に日本の布教に着手して偉功を奏し、法皇の裁可を得て日本を其の勢力圏内として居た耶蘇組派は、他派宣教師

ドミニカン派の修道院長家康に謁見し交渉する所あり

羅馬教會内の各派僧團の軋轢

の陸續渡來して布教するに會して、嫌然たらざるを得なかつた。初め羅馬法皇は日本の布教を耶蘇組派の宣教使に専任し、他派の宣教使の派遣を許さなかつたのであるが、一六〇〇年（慶長五年）法皇クレメント第八世は西班牙皇帝フェリツプ三世の請求を容れて、先の教令を改め、一の條件を附して耶蘇組派以外の宣教使にも日本の布教を許可した。而してその條件と云ふは、他派の宣教使にして、布教の目的で、日本に赴く者は、總て葡萄牙の國旗の下に、臥亞地方を經過せねばならぬことだ。然るに、フランシスカン派及びドミニカン派の宣教使は往々是の條件を無視した。而して臥亞の地を経ずして、西班牙の植民地である比律賓より直ちに日本に渡航するものが多くあつたので、耶蘇組派はこれを法皇の教令に違反する行爲として非難した。一六〇三年（慶長八年）フランシスカン派の新任司教代理デイゴ、ボルメオ Diego Berneo が日本に到着するや、馬尼刺駐在の大司教及び耶蘇組支部長の紹介狀を示して其の來意を開陳した時、耶蘇組派の司教セルケラは彼に對して相當の敬意を表したるも、フ派宣教使の渡來は明に法皇の教令に違反したるものとして非難し、法皇の禁を犯して渡來した者を主耶蘇の葡萄園に於る同勞者と見做すことは出來ないと公言し

た。然るにフ派の宣教使は司教セルケラの意向如何に拘はらず、續々京坂地方に侵入し來つて盛に布教したので、兩派間の抗議、反駁倍々熱烈となり、其の軋轢の餘波は日本の信者間にも及び、一般基督教の信用を害するに至つたのである。

松平薩摩守藤原義弘、書呂宗國王郎敵洛黎勝君迎書

（南浦文集、異國日記）

日本國薩州刺史藤原義弘謹復書翰呂宗國王郎敵洛黎勝君迎足下周易曰、日中爲市、致天下之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、聖人之言、百世豈可廢哉。我聞呂宗之爲地、國富民豐而南商北賈、往還加織、不亦繁華之地哉。我日本與貴國遙雖隔大洋、仰光華於千里之外、是亦山厨羅明教院巴禮之所能知也。前年憑仗巴禮求貴國商船載貨來而富我國家、非翹欲富國家若其遷貨之有無、國家人民各得其所聯遠之交亦豈有離貳哉。夫玉之爲美也韞櫃而藏之則不爲天下之用、海貨蠻珍無不皆然、不以其所有易其所無、則其用不均而其貨亦終是腐而已、伏乞足下圖之。去歲所發之一隻船大洋波穩而着我一島、繫纜者有日矣、非不思患而豫防之、逆風俄起、折樹木揚砂石、吁時乎命乎、船忽破矣、我不

忍見之、新造一船、順風揚帆、令商客歸、爲惟願足下憐我愚誠、來歲薰風自南之節、使一船、載貨來、貿易所須、各得如意。若然則我國山川草木、亦蒙其光彩、況國家人民乎、伏冀炤亮不一。

丙午正月（慶長十一年）藤原義弘

松平薩摩守義弘復呂宗國巴禮王揭須微釋

褒郎輝來綿倪黎明密挨氏書（同上）

日本國薩摩州刺史藤原義弘、謹復書于呂宗國巴禮王揭須微釋褒郎輝來綿倪黎明密挨使、政此仰慕忽辱雲翰、展玩再回（恐四誤）、宛然如拜貴面於千里之外、甚幸甚幸、茲者山厨羅明教院巴禮、止息於陋邦者有年於此矣、我觀其爲人也、智慮過人、風標拔俗、是故我敬信焉、一諾之信、終始豈有渝乎、恐是陋邦僻地、難處、約念茲在茲耳、吾子朝國王之日其亦、以是語之、去歲一船、大洋不揭風波、着我陋邦、不幸而狂風怒濤、搖動坤軸、船亦爲之飄蕩、我不忍視之新造一船、以爲船客歸國之計矣、伏願自今以往、歲々使一船載貨來而貿易、是亦兩地聯遠之交、豈復有絕期乎、又蒙送來緞子一端、烏陀羅氈一卷、拜而受之、愧無酬厚

意、今也臨紙惘然、伏乞照亮、是祈。

第三章 日本と阿蘭陀との關係

一 阿蘭陀船の漂泊

豊臣氏の遺臣五大老、五奉行の面々が互に威權を争ひ、天下復將に亂れんとし、人心恟々として其の適歸する所を知らず、有名なる關ヶ原戰の起る數ヶ月前なる、慶長五年四月の頃（陰曆の三月）豊後の東海岸に一隻の外國船が漂流して來た。其の橋上に高くかかけた旗章は日本人の見慣れたる葡萄牙船の旗章でもなく、また西班牙船のそれでもなく、一種異様の旗を翻したる怪船であつたので、一般世人の注意を喚起すること少からず、遠近傳へ聞いて見物に來るもの陸續として絶えず、其の評判頗る喧しかつた。そこで、豊後の領主は奉行を派遣して之れを保護し、其の國籍及び來航の目的等に就いて一應の訊問をなしたが、言語不通で、其の目的を達することが出來なかつた。漸く長崎より呼寄せたる葡萄牙人と切支丹教徒の至るに及び、其の通辨によつて始めて、それは阿蘭陀と云ふ蠻國の漂泊船であることを知つた。然るに葡萄牙人は

豊後の東海岸に漂流した外國船

家康漂泊船の
長吏を召す

此の遠來の蘭人漂客を以て、日葡の貿易を妨害するものと思惟し、彼等を誣いて亡命者となし、又海賊となし、彼等の日本に歓迎せられざらんことを請求した。時に家康大坂に在つて此の事を傳聞し、遠來の珍客に接して海外の事情を探らんと欲し、其の乗込人中の長吏に謁を賜はるべきの命を下した。爰に於て該船の按針長其の選に當り、水兵一名を伴ひ官船に乗つて大坂に到着した。この按針長を誰となす、これ則ち有名なる英人ウイリアム、アダムスにして、後ちに家康の信任を得て其の外交顧問となつた三浦按針その人であつたのである。

ウイリアム、アダムスは英國ケントの人にして、キリンガムに生れ、十二歳の時、倫敦に近き、ライム、ハウスに至り。ニコラス、デッギースの許に徒弟たる事十二年、又英國女皇エリザベスの艦隊の船長若くは按針長として勤務したこともあつた。其の後バーバリー商人の會社に勤務すること十二年。其の間、しばしば航海に従事して居たが、偶々阿蘭陀の東洋貿易會社が東印度に航路を開くの企圖あることを聞き、來つて蘭船に投じ東洋航海の途に登つたのである。彼は云へり、「神の余に賜ひたる小許の知識を實地に試みんが爲めだ」と。アダムスの乗込みし船は、フェルハーゲン船隊

ウイリアム
アダムス

アダムスの乗
込みし船の
其の船路
の使命と

と稱する五艘より組織する船隊中の一隻なる、リーフデ號で、乗込人員百拾名、容積百六拾噸の小船であつた。其の使命はマゼラン海峡の航路を探つて東洋に達するのであつて、ジャックス、マーヘー之れが指揮官となり、アダムス之れが按針長となり、一五九八年（慶長三年）六月二十四日を以てテキセル港を出帆した。當時の冒險的航海の常として、多少悲惨なる運命に遭遇するは預め覺悟する所であつたが、此の船隊の遭難、被害は豫想外に甚しかつた。途中疫病の襲ふ所となつて船長以下之れが犠牲となるもの少からず、或は暴風の爲めに漂されて船隊悉く散亂して各船互に他船の所在を知らざるに至り、疲勞と時候と饑餓とに悩んで船員皆半死半生となり、あまつさへ、土人の襲撃に逢つて船員の多數を失ひ遭難其の極に達したが、幸ふじて、聖マリア島に達し、此處にて、圖らずも先きに離散した僚船の一雙に再會して蘇生の思をした。それは一五九九年の十一月十日の事で、阿蘭陀のテキセル港を出帆してより一ケ年と四ヶ月半の後であつた。其の間の航海始末はアダムスの日記に詳記してあるが、爰にはそれをほふき、單に其の中から聖マリア島より日本に來る航海日記を引用する。余等は聖マリア島に在つて會議を開いた、島はチリーの海岸を去ること遠からず、

聖マリア島よ

南緯三拾七度十二分の南方に在る。余等相議して曰く、人員漸く減じて兩船を維持すること難し、宜しく器具、糧食を一所に集め他船を焼き捨て進航すべしだと。然るに新に推選せられたる兩船長は、互に其の任を辭することを快とせず、余等も亦兩船の一を捨つるに忍びなかつたので、其の議は遂に中止となつた。時に船中の貨物は端物たまたものが最も多かつたが、端物は日本の國で賣り易き品であることを嘗て聞いて居たから、遂に彼國に到らんことを決した。且つ、先きに、暴風の爲めに隔てられたる我船隊の一艘が、饑渴に迫つて遂に聖ゴア島で敵に降り、其のなさを求めたことを聞いたのであるが、ペルー國王は之れによつて余等の近海に碇泊せるを知り、艦隊を出して余等を追躡せんとすとの事なれば、今は躊躇すべきにあらずとて、ペルーの海邊を去つて日本に航海することに決したのである。

聖マリア島を
出帆す

されば、聖マリア島に在つては復腕力を以て土民を威赫することを止め、寧ろ之れを誑たぶらかして暫く休養を加へたる後、他の三船とは終に再會の期なきを知り、二船相伴ふて十一月二十七日出帆して日本國に向つた。かくて二船共に亦道を横ぎつて北緯二十八度に達したるは一六〇〇年（慶長五年）の二十三日の事であつた。然るに、爰で

再び暴風雨の爲めに苦められ、悲哉相伴ひたる一船は風の爲めに漂されて行術不明となつてしまつた。されど日本國に至つたならば復逢ふこともあらんかと、心私に期して其の企圖を廢せず、進んで北緯三十度に到り、日本國北端の岬を求めたのだが、如何にしけん、遂に陸地らしきものの影だに見えなかつた。抑も日本は三十五度半に始まるのに、海圖も地球儀も皆誤つて三十度と記したので、實際に於て五度半の差は大なるもので、三十度の處にあつて日本を望見することの出来なかつたのは、固より當然の事と云ふべきだ。それから進んで三十二度半に至り彷彿の間に遙かに山嶽を認めたるが、これ實に四月十九日にして、聖マリア島を去つてより四ヶ月と二十二日の久しきを経たのである時に船中自ら歩行し得るもの僅に六人に過ぎなかつた。かくて一同安堵の思をなして、碇を卸したのは、豊後と云へる地を距ること一リーグの海上上であつた。既にして、數多の小舟我に向つて漕き來り、我甲板上に登つた。余等は疲勞の爲めに如何ともすることが出来ず、又言語も通じないので、之れを妨ぐことを得なかつたが、土民は毫も危害を加へなかつた。二三日を経て長崎と云へる地、即ちアマカワ（天川と云ふ媽港のことだ）より年々商船の到着する港からゼヌイト教徒一

人來り、改宗して基督教徒となつた日本人と共に余等の通詞となつた。固より此等の
人々は皆余等を敵視するもので、決して余等に利ある者ではなかつたが、豊後國王は
余等に對する頗る親切で友誼をあらはし、上陸を許し、家屋を給し、且つ必需の食料
を供給した。余等の豊後に投錨するや、生き残る人員凡そ二十四人のみであつたが、
翌日に至り更に三人を失つた。其の他は多く健康を恢復したけれど、終に回復の期な
くして數日の後、死んだものが復三人あつた。既にして、余等到着のこと皇帝(家康)
の耳に入り、直に四艘の帆船を發して余を迎へ、豊後を距ること凡そ八十リグなる
陛下在住の都府に輸さしめた」云々。

二 アダムスの一行 一

アダムスの大坂に着するや、家康之れを引見して謁を賜ひ、先づその國籍及び來航
の目的等に就いて訊問した。又屢々召して之れと語り問ふに歐州人の宗教及び列國相
互間の關係等を以てした。アダムスは其の下間に應答して家康の意を満足せしめた。そ
の阿蘭陀よりマゼラン海峡を経て日本に來る航路に關しては畫地圖を以て其の水路を
指示し、其の航海の危険にして其の時期の長さ、乗込人の困憊名狀すべからざるの實

アダムス家康
に謁見す

況を語つて家康を驚かし、又た歐州列國の國際的紛糾、和戰の關係等を詳述し、英蘭
對西葡の交戰事情を説明して家康を首肯せしめた。要するに、アダムスの説明、辨解
頗るその要領を得毫も腹藏する所がなかつたので、大に家康の心を動かしたものと見
え、爾來アダムスを遇すること寛大にして、之れが取扱振を改めたが、何故か依然彼
を一室に抑留して自由を與へなかつた。

斯くて、アダムスは拘禁せらるゝこと前後四十一日の久しきに及んだ。彼自ら其の
間の所感を述べて云ふ。

アダムス拘禁
中の所感

「余の牢内に在ること三十有九日、その間に余等の船は何んなに成つたか、船長は
病氣であつたのだが、今は回復したかどうか、同伴者はどうしたのか、此等の事に關
して一も聞知する所なく、日日死刑の日を待つのみであつた。竊かに謂らく、本國で
は死刑に絞頸を用ふれど、日本では十字架上磔にするを常とす、されは、余等も必ず
磔刑を受けるのだらうか」云々。

アダムスの所感必ずしも杞憂ではなかつた。何となれば、アダムス等一行に關して
は葡萄牙人等が盛に讒言を放ち、英蘭人の罪証となるべきものは、悉く之れを提出し

アダムスの所
感必ずしも
杞憂ではな
かつた

家康リーフデ
號を堺へ廻航
せしむ

アダムス、リ
ーフデ號を訪
問す
リーフデ號江
戸に廻航し船
員を離れてそ
れを職業に
就く

て誣ゆるに盜賊を以てし、阿蘭陀人を免するは日本國の利にあらず彼等を放つは盜賊を放つが如しだ、彼等を殺すは盜賊の襲來を妨ぐるのである、皇帝（家康）若し、刑罰を正しく彼等を刑罰せば、阿蘭陀人等はその國人の死刑に處せられたのを聞き、再び日本に來なくなるだらうと進言し、百方彼等を陥れんとしたからである。然るに家康は別に思ふ仔細があつたものと見え、葡萄牙人等の進言に答へ、阿蘭陀人は未だ余に害を加へたる事なく、又日本國に累を及ぼしたこともない、然るに、其の漂流人を捕へて故なく之れを殺すは不義であり。無道である。若し夫れ阿蘭陀人が葡萄牙人と相戦ふの故を以て之れを殺すが如きは殊に理由なき事だ」と斷言した。さうして、遂に阿蘭陀の漂流船リーフデ號を豊後より堺港へ廻航せしめ、又アダムスの拘留を解いて自由の身となした。

アダムスが家康の許可を得てリーフデ號を堺港に訪問するや、船長以下同船者悉く健康に復して居た。彼等は相見て一別以來の實況を語り互に無事を祝し喜び合ひて神の恩寵を感謝した。既にして本船を關東へ廻航すべき命令を受たので、堺に碇泊すると三十日にして江戸へ向つた。到れば即ち家康既に江戸に居た。因て本船を修繕し、南

アダムス家康
に重用せらる

安針町

洋に渡航せんことを哀訴して其の許可を得た、之れが爲め、先きに掠奪されたる貨物の代價として家康よりの下賜された五萬兩の約半額を消費した。然るに 船員中に内紛起り、到底南洋に航海することが不可能となつたので、五萬兩の残りの半額を船員各自に分配し、それ／＼日本で職業を求めて生活することにした。其の中或者は平戸で大砲製造者となつた。又或者は貿易商となつて賣買に従事したのであるが 家康は此等の各々に金錢を給與した。それは慶長八年の事だ。爾後五ヶ年間アダムスは造船技師となつて家康の爲に西洋形帆船を建造し或は舵手となつて近海を航海し、時に幾何學を講じ數學を教へ、欧州の新事物を談じて、愈家康の寵遇を得、遂に幕府の外交顧問、貿易事務官となつた。江戸の人駒込勘解由の女で切支丹信者である婦人を娶つて妻とした。それより家康の御覺ます／＼芽出度次第に重用せられ、横須賀附近の邊見に於て知行米二百五十石と八十人及至九十人の農民を賜はり、永く家康に仕へたのである。アダムスの住居したる江戸の屋敷跡（日本橋附近）は今尚ほ安針町と稱して居る、當時日本人はアダムスと呼ぶに其の本名を以てせずして職名を以てしたからだ。又其の領地が三浦に在つたから、之れに三浦の二字を添へて 三浦安針と稱した。

アダムス家康
に歸國を嘆願

三 アダムスの一行 二

これより先きアダムスは一日家康に謁見して、本國に残し置きたる妻子と相見んため一旦歸國を許されんことを嘆願した。家康は彼に永く日本に留まるやうに諭して其の歸國を許さなかつた。それは慶長十年頃のこと、アダムスが日本に漂流して來てより既に五ケ年の星霜を経た後であつた。彼が英國に残し置いた妻子の身上に就いては一日とても忘るゝことなく、天涯萬里を隔てて異郷の客となり、互に相見るを得ざるのみならず、其の消息さへも知るに由なく、こゝに至つて旅情轉た凄然たるものがあつたが、今や家康の拒絶に逢ひて本懐を達する能はず失望落膽遺憾の程ぞ知るべきである。されどアダムスは家康が彼を愛顧するの心にとより一旦拒絶せらるゝも、いづしに歸國を許さるゝの日あるべしと期待し、頼みがたきをたのみて僅に慰め得たのである。然るに、其の頃、日本人の水夫から阿蘭陀人で暹羅及びバタビヤ地方に貿易して居る者があるのを聞き、再び家康に歸國の許可を乞ふた。殿下若し余に歸國を許し給はゞ、必ず英蘭二國をして日本と通商を開始せしむることに努力すべしと云つて、切に歸國の許可あらんことを再三嘆願したが、竟に許されなかつた。そこでアダムスは

アダムス再び
歸國を乞ふ

リーフデ號の
船長歸國を敢
さる

マテリエフ船
長

更に改めて船長の爲に、その歸國を許されんことを願つたが家康直に之れを許可した。船長はクワケルナツク Jacob Quackemaek と云ふ人で、アダムスと共に日本に漂流して來た人だ。クワケルナツクは家康の許可を得るや、直に旅装を整へ、サントフォルトと云ふ船員の一人を伴ひ、平戸候松浦鎮信の提供した日本船に乗込みバタニヤ Patania を指して出帆したが、此の地には阿蘭陀人が居なかつたので、一ケ年を経て馬拉加半島の南端デヨホール Djohore に至つて、彼處に碇泊して居た九艘の阿蘭陀船隊に遭遇した。それは一六〇六年(慶長十一年)の八月十九日の事であつた。此の船隊はクワケルナツクがバタニヤに到着した數ヶ月前、即ち一六〇五年に東印度商會が東洋に派遣した十七艘一千三百五十七人より成れる一大船隊の一部にして、其の司令官をコルネリス、マテリエフと云つた。クワケルナツクの従弟である。此の船隊の目的は首として香料群島に到るのであつたが、その中の數艘は支那及び日本に寄港すべき命令を帯びて居た。クワケルナツクは司令官マテリエフを見て大に喜び、彼に家康の下附した朱印狀並に家康より阿蘭陀政府に宛たたる書簡を交附し終り、己は自由行動を執らんとしたのであるが、マテリエフは強いて彼を止め、一船の長として之れを優

遇し再び東航せしめた。然るに、一六〇六年（慶長十一年）の十月偶々馬拉加の圍を解かん爲め彼處に至り、三十隻六千人より成れる葡萄牙の大船隊と衝突した。其の結果葡萄牙は船二十三隻と海兵四千人とを失ひ、阿蘭陀は船二艘と海兵七百人とを失ひ、幸に阿蘭陀方の大勝利となつたが、クワケルナツクは不幸にして交戦中敵の砲丸に中つて戦死したのである。此の海戦の前後一隊の日本人は葡萄牙人に應援して馬拉加を攻撃した蘭人を撃退し勇名を轟かしたと云ふ事だ。斯くてマテリエフの船隊は香料島に至り之れが經營に全力を注ぎ、チヘル、テルナート、アンボンに於る商會の支配權を鞏固になし、轉じて支那に赴き、一六〇七年（慶長十二年）の九月廣東灣口に達し、尋いてサンチャン島に至り支那と貿易開始の談判を試みたが、要領を得ずして、空しくバタニヤに歸航したので日本に來航することが出来なかつたのであるが、支那海航行中媽港附近で（サンチャン島でか）、日本の八幡船に遭つたことがある。其の八幡船の船長が日本でクワケルナツクを始め其の他の蘭人と親交があつたと言ふ事を聞き、之れに托し、三年の内には必ず通商の爲め日本に來ることを傳言したと言ふ事だ。マテリエフは此等日本人の勇取なる態度を賞讃し左の如き記録を留めた。

マテリエフの船長に傳言す

八幡船に關する記録

バタニヤの商館長に贈り蘭船の日本渡航遅延をわびる

此等日本人は皆勇壯なる男子で海賊の名に背かず、日本人は甚だ敢爲なる人種にして支那人と戦つて敗れんとする時は、生ながら其の手中に落ち、殘酷なる責を受け、肢體を切断せらるゝことを避けん爲め、自ら其の腹を割ることがある。

又バタニヤの商館長に任せられたるスプリンケルは蘭船の日本渡航遅延の爲め、家康の熱心が冷却せんことを憂ひ、又一には葡萄牙人に離間策を弄せしむるの機會を得せしむることを慮れ、一六〇八年（慶長十三年）二月十四日附にて書翰を裁し、贈物を添へてサント、フォルトを遣はしアダムスに托して家康に贈呈せしめた。書中には家康がクワケルナツクに托し朱印狀を贈つたことを謝し、又同人に托して贈られた國書は幸便に附して本國に送つたから久しからずしてオレンヂ公の手に達すべき旨を報じ、マテリエフの船隊が葡萄牙の船隊と交戦して勝利を得たることを告げ、クワケルナツクの戦死を悼み支那との談判延滞したるが爲め日本に至るの期を失したる理由を述べ、二年の内には必ず日本に來るべきを以て葡萄牙人等の讒訴に迷はざらんことを乞ふた。

四 アダムスの一行 三

家康がアダムスの歸國を許さなかつた理由

家康が歸心矢の如きアダムスを無情にも抑留して放還しなかつた事に就いては之れが理由なかるべからずだ。人を見るの明ある家康はアダムスの聰敏にして快活なるを愛し、其の非凡の人物であることを認めたまひならず、外國の事情に精通する人物の少なき當時の日本に於ては、切支丹宣教使以外に外交顧問、貿易事務官として信頼すべき者は彼を措て他にあらなかつた事も其の一理由であつたらうが、更に家康がアダムスに於て造船技師を見出し、彼に因て多年の宿望を果すの機會に接した事が、その重なる理由であつたのだらう。家康は疾くより徳川家の經濟に留意し富強の策を立つることに苦心して居た人だ。さうして其の方法として彼は殊に鑛山の探掘、海外貿易を奨励した。然るに前者は既に大久保長安に於て其の人を見出し外國より機械を輸入して盛に金銀を採掘し、其の宿望の一端を満たしたが、後者に至つては種々の困難が其の間にまつはつて居た。外國貿易を盛にして利益を得んとするには海外の事情を審かにせねばならぬし、又徒に外國船の我港灣に來るを待つのみならず、我よりも進で貿易船を派遣せねばならぬのである。されば家康は豊臣氏の朱印船制度を繼承して更に之れを擴張したのであるが、如何にせん、日本船は其の構造脆弱にして遠洋航海も意

家康造船事業に熱中す

アダムスを得て西洋形船舶を建造するの機會を得た

アダムスの造船事業に關する始末

の如くならなかつたので、外國船の如き堅牢なる船舶を建造して海外に雄飛したいとの宿志があつた。或はそれを軍事に適用して海外諸國を威壓しやうとの意思もあつたのだらう。何にしても日本に於る造船事業の發達は一大急務中の急務と思惟したやうだ。されば之れが爲めに、彼は殊に切支丹の宣教使を優遇し、其の紹介によつて比律賓大守に書を贈り造船技師の派遣を請求したことは前に叙述した通りだ。然るに比律賓大守は比律賓の國防上日本に於る造船事業の發達を好まなかつたものと見え言を左右に托して其の請求に應じなかつたので、家康は殘念に思つて居たが、今や幸に其の本國で十二ヶ年の久しきライム、ハウスの造船所に在つて斯業に従事して居たと云ふアダムスを得て不完全ながら西洋形船舶の建造を試みるの機會に接し、多年の宿志を達するの期に臨み、今にしてアダムスを放還せんか、海外の貿易に支障を來すのは勿論折角緒につき始めた造船事業を中途挫折するの虞があつた。これ家康が極力アダムスを抑留して歸國を許さなかつた所以だ。

アダムスは其の船造に關する始末を述べて云ふ。皇帝（家康を指す）は余を屢々召して種々の下問をなしたまふた。一日余に小船を造ることを命じた。余は船大工にあ

八十噸の船を造る

らざれば毫も造船の識なき旨を答へた。皇帝に汝之れを試みよ、其の功の成ると否とは問ふ所に非すと言給ふた。爰に於て、余は命を奉じ、凡そ八十噸積の船を造つた。其の形式はすべて歐羅巴風によつた。皇帝は親臨して甲板に登り以て余の功勞を賞し、寵過一層の厚きを加へた云々。又云ふ、余は、余の築造に係る船に乗つて一二回航海を試みたのであるが、王(家康)は其の用ふるに足るを見て更に一船を造ることを命じ給ふた。因て余は更に百二十噸積の船を造つてそれを献じ、其の船に乗つて都(京都)より江戸に航海したことがあつた。其の距離は恰もロンドンよりイギリスの北端なるリザードに到るに等しかつた。一六一〇年(慶長十五年)に王は此船を馬尼刺の大守に貸與して八十人を乗船せしめアカブルコ(墨西哥の海港)に向つて發航せしめた」と。アダムスが造つた、船を借りて歸國した馬尼刺大守のことは後に詳記しやう。

百二十噸の船を造る

アダムスは如何にして船を造つたか

さてアダムスは如何にして斯る大船(當時に於て)造つたのか、見聞集にはかう書いてある。

見しは昔慶長中、家康公唐船を作らしめ給ひ、淺草川の入江につかなかせ給ふ。か

ゝる大舟をつくり海へ浮べる事、汀にては人力も及びかたかるべし、いかやうなる手だて有て出るや、さらに分別におよばず(中略)伊豆の國伊東といふ濱邊の在所に川あり 是こそ唐舟作るべき地形なりとて、其の濱の砂の上に柱をましだいとして、其の上に舟の敷を置、半作の比より砂を掘上、敷臺の柱を少づゝさげ、堀の中に舟をおき、此舟海中へうかべる時に至て河尻をせきとめ、其の河水を舟のある堀へながし入れ水のちからをもて海中へおし出す」云々。

其の頃は未だ船渠の一もなかつた時でアダムスが如何に苦心して造船進水の方法を案出したかを知るべきである。

アダムスの述懐

アダムスは先きに船長クワケルナツクの歸國のことを斡旋し、彼によりて其の消息を本國に傳へんとしたのであるが、不幸にしてクワケルナツクの戦死によつて其事の空くなつたのは惘然である。されば「余の身上に關しては之れを故國に報ずるの道絶えて、其の生死すら知るものあらざれば、故郷の妻は恰も未亡人の如く、二子は恰も孤子の如くに憂き頼みなき日を送るのであらう。是れ余を最も哀傷する所である」とはアダムス當時の述懐であつた。然るに、其後一六一一年(慶長十六年)に至りアダムス

は英國人のジャバに在て貿易に従事する者が居るのを聞き、書翰を認め、その中に自己の身分、略歴を叙述して發送した。其の宛名は認められず、英國人でさへあれば何人でもそれを披見するを問はなかつたのである。又其の日附は一六一一年十月二十二日である。これが今日まで世に傳はつて居る有名なるアダムスの書翰である。さうして本國に残されたアダムスの妻メリーと其の二兒は英國東印度商會より熱誠なる尊敬を受け、且つ五拾磅乃至六拾磅の年金を受けて餘生を送つて居た。それは後のはなしだ。又アダムスと共に來朝した蘭船漂流人の一人であるヤン、ヨーステン Jan Joosten も亦日本に留まり、江戸に屋敷を興へられて優待された。其の屋敷跡を八重州河岸と云ふ、和田倉門を出て馬場先門に至る間の河岸がそれであると云ふ事だ。

第四章 東洋に於ける西蘭葡英の競争

一 日本近海の大旋風

其頃東洋の水路は頗る險惡なる状態であつた。天然の風波の危険なるに加へて、時々人爲の大旋風を捲き起して怒濤澎湃たるものがあつた。從來東洋貿易を獨占して居

東洋の水路は頗る危険であつた

たる葡萄牙人も蘭阿陀人の勢力が東洋に發展し來るに従ひ、之れが威赫を蒙ること尠からずであつた、其の結果葡、蘭の勢力東洋の海上に衝突するに至り、兩國船隊の交戦、掠奪隨所に起つたのであるが、後には西班牙、英吉利兩國の船隊も其の渦中に投入してますます其の紛糾を大ならしめ、加ふるに支那の海賊船や、日本の八幡船も、其の間に混入して漁夫の利を得んと試みるものあり、歐洲四ヶ國の船隊と東洋二ヶ國の小船とが互に陰見出沒して掠奪を恣になし、海上時ならぬ風波を起して前古未曾有の混亂を生じたのである。斯る危険な水路をくゞつて我國に來る歐洲の貿易船が無難に其の目的を達するのは容易の業でなかつた。宜なり葡萄牙の定期船がしばしば敵船の掠奪する所となり我港灣に達するを得ざりしやだ。蘭船も亦容易に此の難關を突破して我國に到達し得なかつたのである。

されば阿蘭陀が日本と貿易開始の目的を以て、東洋に遠征隊を派遣した事は、更に再三に止まらなかつたのであるが、何れも皆失敗して其の使命を果すことが出来なかつた。漸く試圖第三回に至り、其の船隊の一部が日本に到達することを得た。第一回に阿蘭陀東印度商會が派遣したマコリエフ船隊が、日本に來ることの出来なかつた事

試圖三回に於て漸く日本に來る

第一回の試圖

第二回の試圖

は前章に於て述べた通りである。然るに其の翌年即ち一六〇六年（慶長十一年）二月阿陀蘭の國會は正式に日本との通商を開始することを決議し、カエルデンを使節として貿易開始の手續をなすべきを命じた。斯くて、カエルデンはオレンジ公モリスより日本將軍に宛たる信書並に贈物を携帯し、同年四月船隊二隻を率ゐて本國を出帆したが、香料島に至るに及び、西班牙船隊の捕獲する所となり、其の任務を果すことが出来なかつた。そこで、阿蘭陀政府は更にビエテル、ウイルレムス、ジェルフフェンの率ゆる船隊に日本と通商を開始すべき任務を命じた。ジェルフフェン船隊は千噸以上の大船數艘、大小十三隻より成り、大砲三百七拾門、乗込人員千九百人を有する優勢なるものであつた。一六〇七年（慶長十二年）十二月十二日阿蘭陀を解纜して東洋に向つたのであるが、これと同時に大小拾四隻の船船より組織せる葡萄牙の船隊が新任臥亞總督を載せて印度に向ひ、リスボンを出航した。然るに此の葡萄牙船隊は途上カナリー島の沖で暴風に遭つて解散し、不幸にも其の中の一隻は阿蘭陀船隊長ジェルフフェンの手に落ちた。因て阿蘭陀人は此の不時の獲物を得たの喜び、その前途の好運を祝しつゝ、勢に乗じて葡萄牙の植民地であるモザンビークを攻撃したが、それは失

第三回の試圖

敗に終つた。されど、港内に碇泊し居た葡萄牙の貿易船一隻を捕獲し得て其の失敗を補ふことを得た。それより進んで印度に至つた。臥亞の沖合遙かに葡萄牙船の焼失しつゝあるのを發見した。それは蘭船の爲に捕獲せらるゝことを恐れて葡萄牙人自ら火を放つたのだと云ふ事だ。更に進んでカルカッタに達し、此の地の會長某と同盟の約を結び、共にともに葡萄牙人に當らんことを誓つた。外交に捕獲に着々成功して痛く葡萄牙人を脅威したのである。

かくて、此の船隊は先づ香料島に至り然る後日本に航せんと欲し、デョホールに二隻を留めて馬拉加附近に於る葡萄牙船隊の動靜を偵察せしめた。ところが一六〇九年（慶長十四年）の六月下旬に葡萄牙の一大貨物船が媽港より日本に赴くのを探知したから急に傳令船を發し、デョホールに在る二船に直に日本に赴いて、其の貨物船を捕獲し、然る後日本と通商開始の手續を爲すべしと命令じた。此の二隻中の一船は獅子及び矢と稱し、俗に赤獅子號と稱する大船で、砲十八門、船員百二十名、糧食三ヶ年分を登載し商事長ファンデンフルツク、商人ジャツクス、スベツクス、之れに便乗し、他の一隻はグリフォオンと稱する砲拾二門の小船で、商事長ニコラス、ブイクなるも

蘭船赤獅子號
日本に来る

のが乗船して居た。此の二隻は一六〇九年（慶長十四年）五月十日デヨホールを出帆してバタニヤに赴き、此處で商品を積入れ、二十八日彼處を出帆して琉球の近海を巡航しつゝ、葡萄牙の貨物船を搜索したるも發見し得ずしてそのまゝ日本に向ひ、七月初旬平戸港に到着した。

二 阿蘭陀船の來航

阿蘭陀船が長崎に入らずして平戸に着いたのは其の領主松浦氏の成功であつた。松浦家は其の先代隆信の時より外國貿易に熱中し、曾て葡萄牙人を招待して海港を提供したが、切支丹の宣教師と衝突したる結果、平戸在留の葡萄牙人は去つて大村領なる横瀬浦から長崎に移り、爲に平戸の貿易は大に衰頽した。斯る経緯があつたから、葡萄牙人を敵視する所の阿蘭陀人の來るや、殊に之れを厚遇し、先きにアダムスと共に來朝した船長クワケルナツクの歸國に際し松浦氏は其の所有船を仕立て之れを送還する等、事々に厚意を示して、阿蘭陀人を平戸に引寄せんと試みた其の目論見の効を奏したものである。さればにや、赤獅子號の到着するや、領主松浦氏は其の乗込商人を平戸港内に誘致する爲に、大いに之れを歓迎した。又其を貨物を長崎に轉送せしめざるやう

平戸の松浦氏
蘭船を歓迎す

蘭船の商事長
駿河に参勤す

に仕向け、日本で賣れゆきの悪き胡椒の如き品物までも高價に買取つたのである。

斯くて平戸に來航した阿蘭陀人は長崎奉行と協議し、兩船の商事長アブラハム、ファン、デン、ブルーク、及びニコラス、ブイクの二人を總代としサンド、フォルドを通譯官として之れに附し阿蘭陀總督オレンデ公モーリスの書翰と贈物とを齎して家康の許に參觀せしめた。此の一行は道中恙がなく駿府に達して家康に謁見し、又アダムスの幹旋によつて大に厚遇せられ、平戸に阿蘭陀商館を設置するの許可を得、通商許可の朱印状と、オレンデ公の書翰とを下賜せられた。御朱印状の文言左の如し。
おらんだ船日本へ渡海之時何の浦に雖も爲に着岸不可有ニ相違一候。向後守ニ此旨無ニ異儀一可レ致ニ往來一聊疎意有間敷也、仍而如件。

慶長十四年七月二十五日

朱印

ちやくすぐるうんへいけ

宛名の人はチャックス、ウルーネヴヘンでフェルフフェン船隊に屬せるデルフト號の商人頭であつたといふ事だ。

此の時與へられた朱印状は總て四通で、其の一は前記のもの、其の二はフランス、

ヒックイ。其の三はアブラハム、ハンデン、ブロク、其の四はキラアス、ヘイケ。右四人へ宛所にて、同文言にて四通調上すべき旨、七月十七日本上州達せらるる由日記に見ゆ（外蕃通書）

右之内、第三、第四の宛名は正しく云へばアブラハム、アンデン、ブルーク、及びニコラス、ブイクで、此の時家康に謁見した阿蘭陀の使者で商事長であつた人だ。斯くて、阿蘭陀人はジャックス、スベックスなる者を館長となし、補助員三名、使丁一名を平戸に留めて貿易の事務を取扱はしめ、一ケ年に一隻及至二隻の貿易船を送ることを約束し、任務終つて蘭船赤獅子號は十月三日（我九月六日）平戸港を出船し、翌一六一〇年（慶長十五年）無事にテキセル港に歸着した。それは日蘭兩國國民の深く記念すべき出来事である。

家康からオレンヂ公モーリスに贈つた答書

日本國主源家康復ニ章阿蘭陀國主殿下、遠傳ニ信書ニ披而見之則近如對ニ高顔ニ殊投ニ贈四種之方物ニ歡悅有餘、抑從ニ貴邦ニ遣ニ異域ニ兵船大將裨將許多軍衆之内、到ニ着本邦松浦津、殊與ニ陋邦ニ可有ニ和睦堅盟、予所希也、兩國同志則縱雖隔ニ千萬里之海

阿蘭陀人平戸に商館を設く

家康が阿蘭陀のオレンヂ侯に贈つた答書

陸ニ、年年往來、何有ニ異哉、於ニ陋國ニ正ニ无道ニ令ニ歸ニ有道ニ也、依レ之渡海商客、安居必矣、貴邦眞如路數人遣ニ置本邦、可レ被レ立ニ館舍ニ之地、着船之湊、任ニ貴國意ニ分ニ與之、彌可レ修ニ隣交ニ者也、餘事附在ニ船主舌頭ニ、惟、時秋天、殘暑尤甚而已、自齋、不備、慶長十四龍集己酉孟秋二十五日

御朱印

「七月十一日阿蘭陀より書を奉る。本書は之れが答書なり。又四種の方物とは印子の孟糸五百五十斤鉛三十斤、象牙二本、或書には糸三萬五千斤、鉛三千斤とあり」外蕃通書

三 前比律賓大守ロドリゴの來朝

阿蘭陀東印度商會の代表者、ブルーク及びブイク等が、家康より貿易許可の朱印狀を得て駿府を退去し、平戸を出發して歸國の途に登つた後、間もなく、日本は南洋の珍客を迎ふるに至つた。前比律賓の大守ドン、ロドリゴ、ド、ツイヴェロ Don, Rodrigo, De Vi vero の來朝がそれである。それは我日本と西班牙との關係に於る重大事件である。西曆一六〇九年（慶長十四年）の七月ロドリゴ、ツイヴェロは任期満ちて比

前比律賓大守歸國の途次難船して日本に漂泊す

上總夷隅郡岩
和田に泊漂す

律賓を去るに當り、桑港號に塔乗し、サン、アントニオ、サン、アンナの二船に護送せられて馬尼刺を出帆し、道を墨西哥に取つて西班牙へ歸國の途中、偶々海上難風に遭つて破船し、サン、アントニオ號は九州の豊後に、桑港等とサン、アンナ號とは上總夷隅郡岩和田に漂泊し、漁民の救助によつて乗込員三百拾七人皆辛ふじて死を免かれ、田尻の大宮寺（普賢寺）に收容された。それは一六〇九年の九月三十日で我慶長十四年九月五日の事であつた。

大多喜の城主
本多忠朝
ロドリゴを案内す

大多喜の城主本多出雲守忠朝此の由を聞き、監使數名を遣はして之れを保護し、狀を具して幕府に届け出た。幕府は直に三浦安針を遭難地に派遣して漂流人を慰問せしめ、且つ道中保護の朱印狀を交付して代表者の上府を促した。爰に於て領主忠朝は先づドン、ロドリゴ等を城内に招待して厚く饗應し、數日休息の後忠朝自ら彼を伴つて江戸に至つた。ロドリゴは先づ將軍秀忠に謁し、轉じて駿府に赴き前將軍家康に謁見し、下問に應じて海外の事情を語つた。蓋しロドリゴは比律賓大守在職中屢々家康と外交文書の往復をなし、且つ比律賓に居た日本人を保護し、その貳百人を日本に送還したる等種々の關係があつたので家康は大に彼を欵待したやうだ。そこで、ドン、

ロドリゴ家康
秀忠に謁見す

ロドリゴ修好
條約の案文を
提出す

ロドリゴは此の好機會を利用して修好條約を締結せんと試み、執政本多上野介正純を介して一の請願書を家康に提出した。書中三つの重大なる箇條があつた。第一、幕府は現在日本に居る所の基督教各派の司祭（宣教使に同じ）を保護し、其の住所及び教會の自由仕用を妨害せしめぬ事、第二、日本、西班牙兩國の君主及び其の臣民の間に和親を繼續する事。第三、此の和親の証として西牙國の反敵であり、海賊である阿蘭陀人を日本より退去を命ぜらるべき事等であつた。第三に就いては爰に少しく説明を加へねばならぬ。そもく阿蘭陀は元と日耳曼皇帝の統御する所であつたが、一五〇七年（永正三年）日耳曼の帝室と西班牙皇室との合同以來、阿蘭陀は西班牙皇帝の所領となり、爾來其の暴政に苦しむこと數十年、宗教改革の興るに及び、阿蘭陀國民は皆新教を奉じて西班牙に叛き、苦戰數年に涉り、一五九九年に至り漸く獨立するに至つた。當時阿蘭陀國民は西、葡兩國が東洋貿易の利益を專有して居るのを觀て、それをうらやみ、頻りに遠征隊を派遣して東洋貿易振興の策を講じたのであるが、一五九八年以來（慶長三年）大に其の勢力を發展し、東洋に於る葡西兩國の植民地を侵略し、又頻りに其の商船を撃沈掠奪し、東印度商會を設立して貿易を擴張した。又日本と貿易を開

第三條阿蘭陀
人排斥に關する
説明

阿蘭陀の勢力
東洋に發展す

始して其勢力を増大し東洋貿易の大半は殆んど其の勢力圏内に歸せんとするの狀態となつた。されば西班牙の阿蘭陀に於る、本國に於ては叛亂の國民であり、宗教に於ては異端の宗敵であり、東洋の植民地に於ては西班牙の航海貿易を妨害し、領土を侵略し、取つて代はる寇敵である、況哉又從來葡西の専有し居たる日本貿易の利益を侵害せられんとする危機に瀕するに至つたるに於てをや。此れロドリゴが極力家康に請求して阿蘭陀人を日本より排斥せんと企圖したる所以である。

家康は本多上野介をしてロドリゴに答へしめて曰く、阿蘭陀人の性質に關する報告を得たるは深く謝する所なるも、既に阿蘭陀人に對し商船渡來の免許を與へたれば、彼等が國法に背かざる限りは今改めて之れを追放することは出來ない、されば此の一條を除き他の二條は直に承諾すべしと。ランドールの帝國記に日本當時の外交のことを記して云ふ、日本政府の歐州各國人に對する待遇は歐州各國人相互間に於る交際よりも寧ろ寛大であつた。西班牙、葡萄牙兩國國民が阿蘭陀人の日本に居住することを力拒し蘭人を目して西班牙の叛民なりと云ひ、又英人アダムスを排斥せんとした場合の如き、徳川家康は之れに答へて、外國人は外國人に對する日本國の政策を指圖する

家康阿蘭陀人に關する第三條を拒絶す

日本の外交

日本は萬國人の保身所

家康ロドリゴに鐵山技師の派遣を請求す

の理由がない、此の國に於ては歐州に於る各國相互の關係を斟酌するの必要もない、外人にして此の國の掟に服従し、且つ我國民に利益あらば何國の人民たるを問ふの必要がないと云つた。又西班牙人が曾て阿蘭陀人を伐つて兵を發するに當り、壯丁を召集するの必要があつて、日本に在留して居た西班牙人に退去を命ずるやう請求して來た時、家康は嚴然として之に答へ、「日本は萬國人の保身所である、日本に隠匿し、日本の安寧を害せざる限り、其の意に反して此の國を去らしむるを得ず。但し本人自ら去るに於ては敢て問ふ所にあらず」と云つた。其の頃の家康の對外政策は極めて公平であつたことがわかる。家康また同時にロドリゴに命を傳へしめて云ふ、「兼て安針に命じて造らしめたる南蠻形の船舶を以て今度漂着の西班牙人等を墨西哥へ護送せしめんと思ふ、就ては歸國の上、西班牙皇帝へ奏問して五拾名の鐵山技師を差越さるゝやう取計らはれたい、聞く彼地には熟練の技師多しと、日本には鐵山あるも技術拙くして充分採掘するを得ない」と。爰に云ふ安針とは即ち英人ウイリアム、アダムスの事だ。ロドリゴ之れに答へて曰く、好意謝すべし、然れども先きに豊後へ漂流したる船舶の破損の程度航海に耐へるや否やを検査し、若し破損甚しくして修繕の見込なき時は貴

ロドリゴの日本内地旅行

國の船を借受たしと。因てロドリゴは家康の許可を受け東海道を経て京都に至り、阿彌陀峰に秀吉の墳墓に詣で、伏見を経て大坂に出で、海路豊後に至り、漂流船サン、アントニオ號を検査せしが、其の捐所意外に甚しく、修繕するも物の用に立つべくもあらざりしかば之れを放棄するに決し、再び駿河に還りアダムスの造つた百二十噸の船を借受くることとなつた。

是の時ロドリゴは先きの日の家康の請求に應じ、進言して曰く、若し西班牙より鑛山技師を派遣する場合には、採掘したる鑛物の四分の二を技師の所得となし、四分の一を西班牙皇帝の収入とし、残る四分の一を家康の所得とせられたい。又西班牙皇帝は鑛山の利益を監督する爲め其の代理者の日本に駐在することを許可せられたい。さうして此れと同時に來朝する基督教諸派の爲めに教會堂を建てて公然禮拜することを許されたい。曰く日本に來る西班牙の船舶を保護せられたい。又西班牙皇帝が日本に於て軍艦若くは商船を建造する場合と、東洋に在る西班牙の城塞の爲め軍需品を要する場合とは、日本駐在の西班牙皇帝の代理者をして監督の任に當らしめ、又此等に必要なる材料は總て市價を以て講入することを許されたい。曰く西班牙皇帝の使節到

家ロドリゴの請求

家康ロドリゴの過當の請求を容る

來の場合には、大帝國の君立を代表する者に相當したる禮遇を與へられたいと、さまざまの過當の請求をなしたのであるが家康は悉くこれを容れた。さうして一六一〇年（慶長十五年）七月四日を以て此の條約を締結した。此れ葡船マドラ、デデオス號燒打事件の後にして、日葡の關係一時斷絶したる機會に乗じ、ロドリゴが巧に葡萄牙人を排斥して、斯る濤利の條約を交換し得たのである。蓋し其頃葡、西兩國は同一政府の下に統轄されて居たとはいへ貿易に於ては互に相競争して止まなかつたのである。而して家康が斯る不利益なる條件をも悉く承諾せしは、只管國庫の財力を充實せんが爲め鑛山技師を召致するに熱中して居たからだらう。されど阿蘭陀人追放の一件は再三の請求をも拒んで容れなかつたのである。

東照宮復賜呂宋國大守御書（異國日記）

日本國 源家康 回三章

呂宋國大守 麾下、

芳翰飛來、披閱珍重、抑爲ニ

貴國之守護、渡海政化平安、而如ニ例年、被レ投ニ數般方物、雖レ不レ及ニ閑談、如レ對ニ

容顔、誠作四海一家思者、交情不淺、彌不可有疏意也、餘付船主之舌頭、不宣

慶長十四己酉十月六日

御朱印

守重(近藤重藏)按に、日記に云、右御書崇傳草之、大高に、上包は大高を二つに折て、上書無之、又云、慶長十四、十月二日、松浦へ着候呂宋船頭共、御本丸へ御禮に上候、學校拙老、御前に伺公候と也、同十月六日、御本丸にて、上州被仰渡候は、呂宋より書札上候、其本文はミエズ候、進上之物目録如斯に候間、分別して御返書調候へとの旨に候、呂宋屋形の名は「トンジユニン、デシナバ」

御所様進物之覺

一 きんらん三端 一 しゆす七端 一 しゆちん三端 一 らしや二端 一 どんす五端
一 ふどう酒、つば二つ。

此覺書、上州より請取、則圓光寺と相談、御廣間にて即席に、御返書調候、

東照宮賜呂宋船御制令(異國日記)

呂宋船のびすばんやへ渡海之時分、逢逆風着何之湊共、相違有間敷者也、仍如件、

慶長十四年酉己十月六日

せれら、しゆわん、ゑすけら

御朱印

守重按に、此御制令は、日記に據るに、御右筆庄九左衛門書之、大高なり、上包あり、セラシユワンエスケラ、船頭の名なり、如此の名三人別々に、御朱印拜領、文言は同前、

東照宮賜呂宋船御制令(載慶長年録)

呂宋國商船、至濃毘須登國渡海之時、或遭賊船、或漂逆風、到日本國裡、則以此書之印、可遁災害者也、聊莫涉猶豫、不備
慶長十四初冬中院

御朱印

加飛丹、世連郎壽安惠須氣羅

守重云、此御制令、前條と小異同あり、日記に三人別に、御朱印拜領、文書は同前とあれども、此一通は小同大異なり、併載す。

(外蕃通書第二十二)

これによつて見ればロドリゴが末だ岩和田に滞在中、ロドリゴの報告書に四十八日の後アダムスが出帆の令状と通行券とを持参したとあるから、ロドリゴの江戸へ向け出立したのは少くとも十一月初旬後であらねはならぬ。別に呂宋船の日本松浦津に來たるものあり、其の甲比丹^{かひたん}駿府に参觀し新任呂宋大守の書を奉つたやうだ、以上は之れに對する復書及び甲比丹等に與へられたる航海免許の朱印状である。

四 家康使節を西班牙に遣す

家康は三浦安針に命じて造らしめた百二十噸の新造船をサンタ、ベナベンツォラ Santa, Buena Ventura と命名し之れを提供して、ロドリゴをノバ、イスバニヤ(墨西哥)に歸らしむるに當り、此の機會を利用してフランシスカン派の宣教使フライ、アロンゾ、ムノズ Fray Alonzo, Munoz を使節として西班牙皇帝及び墨西哥總督に親書と禮物とを贈り、日西間の通商を昌ならしめんと試みた。又別に若干の金貨をロドリゴ

家康使者を西班牙へ送る

家康日本の商人をロドリゴと同行せしむ

朱座隆成田中勝助

秀忠より西班牙皇帝へ贈つた書翰

に與へて其の費途に充てしめた。西班牙の商業を研究せしむる爲め、ロドリゴの承諾を得て田中勝助(庄次郎とも云ふ)朱座隆成、(立清とも云ふ)と稱する二名の武士に命じ商人二十三名を附して便乗せしめた。朱座、田中は日比間を往來して貿易を經營して居た人で西班牙語に通じて居たと云ふことだ。此の時家康及び秀忠より西班牙へ贈つた書翰の中、秀忠の分は、其原文今尙ほ西班牙國セヅイレ市の古文書院に保存されてあると云ふ。其の書の文面左の如し。

日本國征夷將軍源秀忠

ゑすはんや國主とうけいていれるま Dugue De, Lerma 机下

のびすはんやより至本邦、商船可令渡海之由、前呂宋國主被申贈候、日域之地雖爲何之津湊、着岸之儀不可有異儀候、從而鑑五兩相送之、委曲伴天連あらんぞ、むによす、ふらい、るい、そてろ可申候 (大日本史料所載)

即ち前呂宋大守はのびすはんや新西班牙から日本へ、商船を寄越し交通をしようと云はるゝが、日本の地では如何なる港へ着船しても差支ない、委細之儀はムノズ、ソテロ申すと云ふ意味である。此のソテロといふ人もフランシスカン派の宣教使でムノズ

と一緒に家康秀忠の使節となつて西班牙に行く筈であつたが、病氣になつたのでムノズ一人が行くことになつたのである。ソテロのことは伊達政宗の遣歐使に關聯して後に委しく叙述しやう。

ロドリゴ日本
を出帆し墨西
哥に向ふ

家康の使節ム
ノズ西班牙に
至る

日西貿易に關
する異論

ムノズの使命
失敗

斯くてロドリゴの一行は慶長十五年六月十三日（一六一〇年八月一日）を以て日本を出帆し、同年の冬海上無難に墨西哥に到着した。日本人の一行はロドリゴの紹介によつて總督ルイ、ド、ヴェラスコ Luis Velasco に謁見して厚遇を受け、商業の視察をなした。又家康の使節ムノズは墨西哥を経て西班牙に至り、一六一一年（慶長十六年）の未漸く首府マドリッドに達し、通商の使命を傳へて其の容る所となり、爾來西班牙政府は家康の請求に應じて毎年商船一艘を墨西哥のアカブルコより日本の浦賀への航海せしむるに決した。然るに、比律賓の商人等は之れが爲め貿易の利益を殺がれんことを虞れて喜ばず。又耶蘇組派の宣教使は西、日兩國直接の通商はフランシスカン派の勢力を日本に増加するに至るべきを慮つて、百方之れが妨害策を講じつゝあつたが、兎角する中に日本では、だん／＼基督教に對する迫害が厳しくなつたので、西國政府は墨西哥總督の建議を容れて返書を改削し、商船の渡航を許さず、唯答禮使を派して答書

及び贈物を家康父子に贈ることに變改した。ムノズは元和元年四月アカブルコまで歸つて來たが、そこに丁度伊達政宗の遣歐使支倉等の乗船が碇泊し居て一まづ日本に歸航せんとする所であつたので、之に便乗して日本に歸還せんとしたが、病に罹つたので墨西哥に留まることになつた。そこで伴天連フライ、デイゴ、サンタ、カタリナーが西班牙の使節として伊達家の船に便乗し、元和元年閏六月二十一日に浦賀に到着した。使節が齎らした西班牙の國書は前は記した通り日墨間商船派遣の事を削除し單に切支丹弘布の上より日本との親交を希望する旨を記したる謝狀であつたと云ふ事だ。家康がムノズを西班牙に遣はしてより爰に至つた足掛け六年になる、其の間家康の西班牙に對する感情は大に變化して居たし、切支丹は既に嚴禁して居たので、之れが取扱に困迷したらしい。そこでアダムスを召して之れが調定を命じ、其の復命によつて家康西班牙はの使節に對する待遇の方針を決定した。さうして家康は使節を引見して國書と贈物とを受けたが、秀忠は謁見も許さず、方物も受けずして、却て使節一行を拘禁し、翌一六一六年九月三十日再び伊達家の船に乗せて墨西哥へ歸還せしめた。それは後日の事であるが事のついでに爰に記す。以下第五章と第六章とを参考すれば前後の

秀忠西班牙の
使節を拘禁す

西班牙使節の報告書

關係を詳にし得るのである。

参考、此の使節の報告書は今尙ほ西班牙セビイレ市の印度文書館に藏してある。其の記事の一節に云ふ。

オランダ人は右の如くして我國人に害を加ふるのみならず、國王及び國の大官と親しきが故に百方我等を誹謗せり、中にも數年來當地にある一人のイギリス航海士（即ちアダムスを指す）はイスパニアに於て教育を受けて（誤聞）其術に達し、イスパニア語、日本語、ラテン語其の他に通じ、又宣教師等に對しても親友なるが如く裝へども、その實甚だしき異教徒にして、重大事件に於ては悉く我等の敵たり。彼は國王及びその子の寵遇を受け、采地を賜り、又屢々召されて之と語ることあり、日本に於ても諸人皆その幸運を羨む程なり。斯の如き人が我國人に不利を及ぼす事は甚だ明かにして、曩にキリスト教徒及び宣教師に對して甚だ残酷なる迫害起りしも、彼が國王に説いて宣教師の日本にあるは國人を救済する爲にあらざして、先づ多數の基督教徒を得、然る後イスパニア人と共謀して日本を征服し、イスパニア國王の領有とすること、ペルー、新イスパニアその他の地方に於ての如くせんとなす

るにありと云ひしによれり。日本人は傲慢にして世界中何人も之に勝つものありとは思はれざれども、國王は暴君なれば萬事疑心を懷きこの言をも信じたり。この事が迫害の一原因となりしことは、彼の英人自身の口より吾人の親しく聞くところなり。イスパニア國王の日本國に贈りし品物についても、予等には一言の問を發することなかりしに拘はらず、彼の英人を招きてその説明を求め、この異教徒の報告に基きて、右諸品は何等の用を爲さずといひたり云々。（大日本史料）

第五章 外國の使節と其の衝突

一 墨西哥使節の使命

第拾七世紀の頃、日本の東海岸に一箇の金銀島ありとの珍説が、専ら歌州人の間に喧傳せられた。其の由來は阿蘭陀東印度商會の一吏員であつて後ち平戸の阿蘭陀商館の支配人となつたウイルレム、フェルスターヘンなる者の傳へた所で、現に平戸の商館に彼と同居して居たシモンセン、ロメーンの二人が、其の金銀島に到つた本人より直接に聞知した實説であると云ふのである。其の珍談左の如し。

日本の東海岸に金銀島ありとの風説

金銀島に就て

第拾六世紀の末のことであつた、比律賓の馬尼刺を出帆して墨西哥に向ひ進航しつゝあつた貿易船が、日本の東方三十七度五分、陸上より三百八拾九哩外の海洋で暴風雨に遭つたが、風なきて後、偶然一大島に着岸した。其の島は未開の地なるも、住民は其の色白く、其の性質極めて温厚にして親み易く、殊に驚くべきは、彼等が海岸より金銀を濫し來つて各種の什器家具を鑄造せる程の激富なることであつた。漂流民は島民の好意により難破船を修繕して歸航したと云ふ事だ。斯る珍談、快聞を耳にしたる西班牙人、阿蘭陀人等は其の拜金熱を煽られ、一攫萬金を夢想して、之れが探檢に先鞭を着けやうとして互に競争する所があつた。さうして、之れが爲め、種々の悲劇や喜劇を演じたのである。

墨西哥總督の使節

セバスチヤン
グイスカイノ

墨西哥の總督サリナス侯は、徳川家康が前比律賓大守ドン、ロドリゴ、グイヅエロを厚遇せしを徳とし、特に使節を派して答禮し、時機を見て日本と結び、併せて噂の金銀島を探檢せんと欲し、使節の任をセバスチヤン、グイスカイノ Sebastian Vizcaino に委ねた。そこでグイスカイノは一六一一年三月七日、即ち我慶長十六年一月二十三日墨西哥を發し、三月二十二日アカブルコでサン、フランシスコ號に乗込み、先頃日本よ

其の使命四ヶ條

グ氏の紀行

り墨西哥に來航した一人の武士ドン、フランシスコ、グエラスコ(田中勝助だらう)及び日本商人二十二名、フランシスカン派の司祭六人、船長以下五拾二人を伴つて出帆した。グイスカイノの使命は四ヶ條で、其の一は家康、秀忠に墨西哥總督の書を上る事。其の二は金銀島を探檢する事。其の三は日本の海岸を測量するの許可を得る事。其の四は日本人を護送する事等であつた。グイスカイノの紀行あり、其の略に云ふ、一六一一年五月初、桑港號はラドロン群島(マリアナ群島)を過ぎ、五月二十三日(慶長十六年四月十一日)北緯三拾三度の處で暴風に遭ふ、北緯三十八度の處で陸地を見る、それは六月八日の事だ。翌日其の海岸に到つた。此處はツギノハマと云ふ所ださうだ。こゝで一人の日本水夫を雇入れ、浦賀に向つて發し、六月十四日(四月廿九日)八十日で目的の地に到達した。彼はこれより家康、秀忠の二君に書を呈して來意を通じたるに、數日にして秀忠は面會を許した云々。

グイスカイノは江戸に於て二代將軍秀忠に謁見するに當り、日本の儀式に従つて最敬禮をなすことを拒み、身荷も世界の大強國である西班牙皇帝の使節として、自國の式に由つて謁見することを許されずば、寧ろ謁見せずして歸國すべしと主張し、固く

最使秀忠に謁見す

執て動かざる故、幕府は己を得ず、西班牙式の最敬禮を用ゆることを許した。謁見の當日、フランシスカン派の宣教使ルイス、ソテロ以下三人の司祭が其の席に列した。ソテロは日本語を善くしたので、通譯の勞を執つた。謁見の式場で、司祭からヴィスカイノに向つて何か言はんとする時に、彼は必ず席を起つて司祭に敬意を表したので、此の舉動は將軍及び閣老等に深い印象を與へたと云ふ事だ。又使節の一行は聖約翰の祭日に、ソテロの建た淺草の切支丹寺に詣でて彌撒祭にあづかつた。それは日本人をして西班牙人は如何に聖徒を尊び、教會を重んじ、司祭や僧侶を敬ふかを知らしめんが爲めであつたとはヴィスカイノ自身の告白した所だ。歸路、途中で陸奥の大守仙臺侯伊達政宗の行列に遇ひ、其の求に應じて兵士をして一聲射撃を爲さしめたるに、政宗の従者の馬驚ひて跳躍り、爲めに落馬する者多く、見るもの皆興に入つたと云ふ事だ。(ナツタルの墨西哥日本最初の歴史的關係)

かくて、使節は江戸に滞在すること十日にして浦賀に歸つた。それより駿河に到つて家康に謁見したが、其の儀式は秀忠に謁見の時と變りなく、使節の驕慢なる態度は、痛く家康の感情を害したと云ふ事だ。此の時ヴィスカイノは左の如き三ヶ條の請願を

墨使ヴィカイノと家康との會見

なした。

一、日本の全海岸を測量し比律賓より墨西哥及び日本に至る船舶の危険を避くる方法を講ずる事。右に就き幕府は一名の官吏を隨行せしめ、且つ食料及び其の他の必要品を相當代價を以て調達するの便宜を與へられたい。

二、日本の港内で、一艘の新船を建造する事。是れは日本の産物を搭載して歸國するの用に供せんが爲だ。

三、西班牙船で積んで來た所の貨物を無税で賣却する事。是れは先きにロドリゴが家康より借受たる負債を償却し、且つ造船の資金となさんが爲だ。

家康悉く之れを容れて使節の便宜を謀つた。されど、たとへ貨物を悉く賣り盡しても、其の價額は意の如くならず、所得は船の新造、及び歸國の費用に當つるに不足であつたから、ヴィスカイノは止むなく舊船を修繕して之れを用うる事に變更した。然るに、其の後秀忠は彼の爲に特に一船を造つて與ふることを約束し、條件を定めて彼より造船免許を取揚げたと云ふ事だ。

二 墨使と蘭使との衝突

グ氏の請願三ヶ條

墨使 ヴィスカイノは以上三ヶ條の請願以外、更に重大なる使命を帯びて居た。それは西班牙の仇敵たる阿蘭陀人を日本より排斥する事であつた。可し、他の請願はたとへ悉く聽許を得ずとも、此の一事だけは是非とも其の目的を達せねばならぬとは、彼の熱心なる冀望であつた。さればヴィスカイノは其の請願した所の三ヶ條が悉く聽許せらるゝや、大に喜んで之れを謝し、更に上申して曰く、余の主たる使命は陛下（家康を指す）が引續いで阿蘭陀人の入國を許さるゝか否かを確むるに在り、若し阿蘭陀人の入國を許さるゝならば、西班牙皇帝は其の臣民の日本に來つて通商するを許し給はぬであらう、さすれば、折角開始した日、西の修好も斷絶するだらう。蓋しそれには大なる理由があるとして、更に閣老に會し、阿蘭陀人を讒訴して曰く、先年日本に來つて商事契約を爲したる阿蘭陀人某の如きは海賊に類する者だから、決して通商の約束を履行しないだらう。元來阿蘭陀人は其の主君に謀叛したる不忠、不義の民なるに、貴國が彼等を近づけ給ふことは奇怪の事であると主張し、爾後も引續いて日本は阿蘭陀人と通商するの意なるやどうかを自分の日本を出發する前に確めたしと要求した。翌日家康はヴィスカイノに、姑く浦賀に退ひて確答を待つべしとの命を傳へた。

ヴィスカイノの入國に後るゝ事數十日、一六一一年の七月一日阿蘭陀商船ブランク號は貨物を搭載して平戸に入津した。これ事實に於て西班牙人の阿蘭陀人に對する第一條の讒訴の無實なるを證明したのである。

此れより先き、阿蘭陀人は毎年一二隻の貿易船を日本に送るべきことを堅く約束せしに拘はらず、其の後は沓として何等の消息なく、阿蘭陀船の入港せざること殆んど二ヶ年の長きに及んだ。其の間に、西班牙人は頻りは阿蘭陀人追放を迫つた。家康は幸にそれを承諾しなかつたとは云へ、阿蘭陀人に對して多少の疑念を懐くに至つたのは當然のことで、其の信用を害すること尠なからずであつたが、墨使ヴィスカイノが來つて又々蘭人の追放を迫るに至り、形勢益々陰險となり、蘭人の信用將に地に墜ちんとした。此の時に當り、之れが保護者を以て自任して居た平戸候松浦氏を始め、平戸に在留して數年の間、空しく蘭船の入港を待ちわびて居た蘭人スベックス等の憂慮一方ならずであつたが、今やブランク號の來航を見るに至り、爰に始めて愁眉を開くことを得た。

阿蘭陀船が久しく日本に來航しなかつたのは、東洋の海上風波高く航路塞がつて通

じなかつた故だ。此れより先き、一六〇九年（慶長十四年）阿蘭陀合衆國と西班牙帝國との間に十二ヶ年の休戦條約締結せらるゝや、阿蘭陀政府は稍小康を得て、専ら意を東洋にそゝぎ、ペートル、ボスを東洋植民地の總督に任じ、之れが經營に當らしめた。然るに、この休戦條約なるものは歐州の本國に於てこそ効力ありたれ、東洋の天地には毫も行はれないで、西、蘭の二國が依然として交戦状態にあつたことは既に記述した如しだ。されば、先きに赤獅子號を日本へ派遣した阿蘭陀の東洋艦隊司令官ウエルフフェンは、其の後、香料島のバンダに於て、其の慕僚と共に土人の爲に欺き殺さるゝの不幸に逢ひ、提督ウイテッテルト代つて司令官となり、香料島の一部を略取し、此處に七個の城砦を築き、西班牙人を追放せんと試みたが、成らず。進んで馬尼刺を攻撃し、之れを略取せんとしたが、優勢なる西班牙艦隊の爲に撃破されて、是れ復失敗した。さうして、提督ウイテッテルト自ら戦死したのみならず、艦隊中の三隻は捕獲され、一隻は沈没し、唯三隻のみ遁れて全きを得たやうな惨敗を招くに至つた。此の中の二隻は日本に派遣せらるべき豫定であつたが、斯る始末で、其の使命を果すことか出来なかつたのだ。それは一六一〇年（慶長十五年）の出来事であつたが、翌

東洋に於ける
阿蘭陀艦隊の
行動

蘭船ブランク
號の積荷

年總督ボスが、ジャガタラに其の本據を定むるに至り、漸く小康を得て、爰に小船一隻を日本に派遣するの運びに至つたのである。

阿蘭陀船ブランク號の平戸に入港するや、日本の官吏は直ちに臨検して命ずるに、積荷目録を提出して將軍の一覽に供すべきを以てした。然るに、蘭人は從來日本に入港した葡萄牙船にても斯る取扱を受けたる先例なきを口實としてそれを拒絶した。其の實ブランク號の積んで來た商品は織物、絹布、胡椒、鉛等の數品に過ぎずで、それを西班牙若くは葡萄牙の商船が齎し來る所の商品に比すれば、量に於ても、質に於ても、極めて貧弱であつたから、之れを公表して悪評を招くのを虞れた故だ。既にして蘭人等思へらく、日本に於る彼等の位置を觀察するに、斯る貧弱なる積荷を商品として市場に出し、爲めに、西班牙人等の誹謗を招き、日本人の侮辱を蒙らんよりも、寧ろ之れを贈呈品として將軍若くは其の筋の役人に献呈し、因て以て利益を他日に期するの勝れるに若かずと。即ち揚言して曰く、「ブランク號來航の目的は貿易をなす爲めに非ず、先きに將軍より下賜された恩命を謝せんが爲めである」と。因て積荷の中より最良品を選択して献上物となし、スベックス、セゲルスゾーンの二人を使節となし、家康に謁見して

阿蘭陀の使節
ケルベック、
スズキ、
平戸、
の二人、
駿府に赴く

謝意を表することに決し、七月十七日(陽曆)平戸を發し、東行の途に登つた。發するに臨み、松浦候は頻りに其の成功を祈り、駿府に至つて首尾能く家康に謁見を遂げたる上は、必ず江戸に赴いて秀忠に謁見すべく、又住復の途次大坂の秀頼に敬意を表すべき心得など、さまざまの注意を與へ、且つ供するに、其の所有船一隻を以てし、通譯及び案内者を附するなど、百方之れが便宜をはかつた。斯くて、蘭使一行が大坂に到着したのは八月六日(陽曆)であつたが、此の地は有名なる故太閤の嗣子秀頼公の在城まします所と聞き、遙に天主閣を仰いで敬意を表した。「秀頼公は既に拾八歳となり給ふたけれど、未だ政治には關係したまはないで、城内に籠居して閑散の生涯を送らるゝ由だが、其の歳入は莫大で、其の從臣も亦多く、有爲の士乏しからず、彼等は秀頼公を世に出さんと日夜苦心畫策しつゝあるとの噂が頻りである」とは蘭人が其の紀行中に記する所だ。大坂より淀川を上つて京都に入り、此所で、四日以前葡萄牙の使節一行か音楽隊を率ゐる華美なる行列をなして京都を通過した由だが、其の使命は二ヶ年前長崎で撃沈された葡船の賠償と、貿易の再開を乞ふのだと聞いた。其の結果如何は彼等の未だ知り得なかつた所だが、兎に角、敵國の使節に先鞭をつけられたのは彼等

蘭使と相前後
して駿府で家
康に謁見した
外國使節

の安ずるあたはざる所であつたらう。又その葡使は所司代から厚遇を受けたとの噂を聞き、嫉妬に堪へなかつたが、蘭使も亦同様の待遇を所司代から受るに至り大に安堵した。又京都の所司代から驛馬、旅行券、案内状等を受けて東海道を下り、豫め打合せ置いた通りアダムスに途中で會し、相携へて駿府に入つた。

阿蘭陀の使節スベックス等と相前後して駿府で家康に謁見した外國使臣には、墨西哥から來た西班牙の使節セバスタアン、グイスカイノあり。媽港から來つた葡萄牙の使節ドン、ヌニコ、ソトメーヨルあり。比律賓から來つた大守の使節ドミンゴ、フランシスコあり。彼等は各々其の利害得失を異にする國家、地方を代表して互に懇願排除する所あり。駿府城中に於ける外交談判は頗る複雑紛糾を極めて居たが、本多上野介正純、後藤庄三郎光次等専ら其の衝に當り、巧に彼等をあやつりて貿易増進の途を開拓し、徳川氏の爲に謀る所があつた。

當時葡萄牙は西班牙皇帝の配下に屬して居たとはいへ、其の植民地たる媽港と、西班牙の植民地たる比律賓及び墨西哥とは、東洋貿易に於て互に其の利害を異にし、其の間吳越も管ならざる關係があつた、のみならず、同じく西班牙の植民地である、比、墨

貿易上葡西比
墨の關係

葡使ソトメー
ヨル

の間に於てすら、貿易上互に相競争し牽制する所があつた。葡萄牙の使節ソトメーヨルの使命は既に叙述した通りで、(第四編第一章)阿蘭陀人に對して、何等言及したる形跡はなかつた。蓋し一旦杜絶したる日葡貿易を再開するに急にして、其の商敵たる西、蘭人を排斥するの餘裕がなかつたのだらう。墨使は然らず、彼は先年家康の恩遇を辱ふした前比律賓大守ツイヴェロの爲に、答禮使として、墨西哥總督より派遣されたものだが、其の實は日、西貿易を擴張し、西班牙の勢力を日本に扶植するが爲で、其の請求にかゝる日本近海測量の如き、將又船舶建造の如きは、之れに附帶したる重要なるケ條であつた。さうして其の最も努力した事は阿蘭陀人の排斥であつた。若しそれ、此の際比律賓の使者ドミンゴ、フランシスコが來朝したるを事實とせば、それは墨使の使命を牽制するが爲だと解することが出來やう。吾人が爾く解すると解せざるとにかゝはらず、事實はその通りの結果となつた。蓋し墨西哥と比律賓とは同じく西班牙の植民地ではあるが、墨西哥を通じて行はるゝ日、西貿易は比律賓の貿易を侵害すること尠からずであるからだ。此の如く、其の關係の極めて複雑なる四ヶ國の使臣が、交々參殿して蘇奏、張儀の詭辨を振ひ、虚々實々、千變萬化の秘術を弄して其

墨使ツイスカ
イ

比使フラッ
スコ

の本國の爲に辨説する所があつたので、駿府、政廳の外交談判は宛がら龍攘、虎搏、鋒然として風發し、沛然として雲起るの偉觀を呈したのでらう。然るに、墨使ツイスカイノは、其の本國西班牙の富強を鼻にかけて横柄なる舉動をなし、往々威赫がまじき言をさへ弄したので、大に家康の感觸を害し、頗る不利の位置に陥いつたのは自業自得と云ふべきである。

當時の事情及び談判に關しては往々誤謬を傳ふる者あり、蘭使スペックスの物した當時の紀行にも多少の誤記がないでもないが、其の記事が詳細で、當時の情況を知るに便利だから、これに基いて駿府に於る外交談判の經緯を叙述しやう。

「阿蘭陀使節ヤコブ、スペックス及びペートルセゲルゾーンは到着の旨を執政コセキユエンドノ及びイコト庄三郎殿に告げ速に將軍に拜謁せんことを請ふた。遠路を經過し來るの勞苦察すべし、將軍必ず汝の到着を滿悦すべし。明朝速に奏すべしとの答詞があつた。コセキユエンドノ又曰く、明後日登城すべし。但しそれは拜謁ではないと。これより先き、亦ホルトガル使節拜謁の時の有様を聞くに左の如し。此の使節先づ口演し、後に書面を以てコセキユエンドノに捧げ、然る後、御所様に拜謁し

蘭使スペックス
の紀行に就

蘭使の紀行

た。献上した物は金彩ある羅紗十卷、金盤一枚、時計（臺ある物）一個で、將軍は此等の諸品を嘉納し給ふたが、親ら一語を交ゆることなくして使節は退去を命ぜられた。使節述ぶる所の意は三ヶ年前に日本人媽港で人を殺したる其の言譯如何を問ひ、又長崎でイスパニアの大船（ホルトガルノ誤である）の焼かれたるを嘆訴し、此の時蒙る所の損害百萬ジュカーテンに及ぶ旨を説くにあつたが、コセキユエンドノ之れに答へて曰く、舟士及び軍卒が媽港で暴行をなすとも、我政府の關はり知る所でない。軍卒は粗暴であるから何人に敵對するやも測り難い。汝宜しく時に臨みて處置すべきである。ホルトガル使節は失敬であつた。（以下墨使ヱイスカイノの事を述ぶる當り、之れを葡使と混同したのは大な誤りだ）彼は先づ江戸で幼將軍に謁し、次に駿河で老將軍に謁拜したが、此時イスパニヤの記章を着けたる旗を建て銃手四千人横柄に駿河を過ぎ、各街に於て、銃を放ち、喇叭を吹き、鼓を鳴らしたので、コセキユエンドノは進物を返附した。使節の將軍に請ふ所四ヶ條で曰く、呂宗人に日本の適宜の地に於て船を造る事の許可。某港の海岸を測量する事。オランダの商船を凡て禁ずる事、然る時はイスパニヤより日本に船を送り、オランダの諸

紀行の説明

スベツクスは
葡使と西使と
を混同して居

阿蘭陀使節の
請願

船を討つべき事呂宗人の商業には日本の監察を附せずして自由に賣買せしむる事、等であつた。呂宗人は先づ口上を以て願ひ後に筆記して之れを請ふたのだ。

コセキユエンドノとは本多上野介正純で、イコト庄三郎殿とは後藤庄三郎光次の事だ。葡萄牙使節云々は其の殖民地媽港から派遣された特使で、殊更に長崎を避け鹿兒島に上陸し京坂地方を經過して參府したドン、ヌニコ、ソトメーヨルの謁見始末を述べたものだ。其の詳細は第一章デデウス號事件の頂に叙述した通りだ。

又スベツクスは爰に葡使と西使とを混同して叙述して居る。失敬なる使者とは葡萄牙の使節でなく墨西哥總督の派遣したる西班牙の使節ヱイスカイノの事であることは明白で、如何なる故か西洋人は往々此の二人を混同して叙述して居る。ムルドツク氏の日本歴史にも亦然りだ。又書中呂宗人とあるは西班牙人の誤りだらう。

三 阿蘭陀使節の謁見

阿蘭陀の使節スベツクス、セゲルスゾーン等の一行が駿府に到着するや、直ちに其の旨を執政本多上野介に届け出で、更に上野介並に後藤庄三郎に接見して、左の如きヶ條を呈出して將軍の免許を請願した。

- 一、オランダ人渡來し、日本の港に於て随意に貿易を爲し得る事。
 - 二、其の荷物を平戸に卸す時に監察を附せざる事。
 - 三、將軍の意に應じて一地方を定めて、異國人の在留を許す事。
- 上野介一々其の理由を質問した。次で、合衆阿蘭陀の一二の制度に就いて問答し、午後將軍に言上すべきの約束を與へて退出せしめた。

後藤庄三郎と
蘭使

駿府の權臣後藤庄三郎は蘭使の爲めに最も斡旋したるもの一人であつた。彼は蘭使スベックス等に對し、夫の墨使ヱイスカイノが阿蘭陀人を海賊であると誣ひ、其の齎せる貿易品の貧弱なるは、本國より輸入したる商品にあらずして外國船の掠奪品であるが故であると云ひ、種々の言辞を弄して百方蘭人を讒誣したるに對し、アダムスが之れが辨明に最も務めたる旨を申し聞けた。又蘭使より阿蘭陀の西班牙に對する關係及び其の戰畧軍法等に關する説明を聞いて深く其の勇氣に感服した。更に又歐洲に於る羅馬公教會の現状を聞知し、切支丹の國家に有害なりとの感念を吹き込まれたやうだ、紀行に蘭使謁見の狀を述べて云ふ。

「午後スベックス及びセゲルスゾーンはコセキユンドノの言ふが如く、少時將軍に

紀行中にあら
はれたる蘭使
の謁見始末

拜謁することを得た。献上の品々を臺に載せ先づ敬禮を行ひたるに、將軍は我等の安全を祝し、且つ問ふて曰く、オランダ人は何故に多勢の兵卒を香料島に置くのか、佳香ある木はオランダには生殖しないのか云々。既にして將軍譯官により使節に退去すべきを命じたので、使節はコセキユンドノ及び庄三郎殿に誘はれて室外に退去した、それは非常の優遇で、此の如き懇親は三百ジユカーテンを捧ぐる日本の大諸候に於ても決して得る能はざる所だと云ふ事だ。彼のホルトガル及びルズン使節の如きには將軍敢て一言をも賜ふことはなかつたのである。こゝに於て、アダムス再び呼び戻された。將軍は進物の謝辞を述べ、且つ曰く、余はオランダ人の商業と戦争とに精熟なるを悟ると」

蘭使の得意察すべしだ。かくて兩使は日本文を以て一々請求のケ條を詳記し、之れを本多上野介に呈し置き、江戸より再來の日を以て協議を遂げんことを約束し、八月十八日(陽曆)駿河を發して江戸に至り、權臣本多佐渡守の斡旋によつて首尾能く將軍秀忠に拜謁を遂げた。又本多閣老の質議に應じて、阿蘭陀が小國を以て大國の西班牙に勝ち獨立を恢復したる事實を演説して、其の賞讃を得た。更に又地球上に散布する國

蘭使江戸に赴
き新將軍に謁
見す

再び駿府に引
越し貿易許可
の信牌を得て
平戸に還る

々の状態、及び日輪の出沒する所以の質問に應答して厚遇を受けた。使命終つて駿府に引返す途中、浦賀に立寄つてアダムスの邸内に一泊した。再び駿河に入つて、先きに呈出して置いた請求書に對し貿易許可の信牌を得た。然るに其の文中に最も眼目とする要件即ち貨物を上げ卸しする際、又は之れを賣買する時、監史及び税吏の妨害なからしむべしとの事が記入してなかつたので、之れが爲め他日蘭人を困苦の地に陥らしむる虞ありとなし、之れを上野介に謀り、其の保証を得て首尾能く其の任務を果した。歸路大坂、堺を経て偏く商業上の視察をなし一六一一年（慶長十六年）九月十四日平戸へ歸還した。蓋し是より先き一六〇九年（慶長十四年九月）阿蘭陀は通商許可の御朱印を受け平戸に日本家を借受て商館を設置し居たのは、既に叙述したるが如しだ。

四 阿蘭陀國主の書翰

蘭船ブランド號が退航したる翌年、即ち一六一二年（慶長十七年）に、又々蘭船が使節あんでれいこ、ほううわる（Hendrik Brouwer）を載せて平戸に入津した。商館長スベックス之れに附き添ひ、駿府に至り、家康に謁見して國書を奉呈した。（陰曆の

蘭使再び來朝
して國書を呈
す

十月八日）其の一は阿蘭陀合衆國の統領ナサウのモーリス侯より將軍に贈つたもので、書中に羅馬公教會及び耶蘇組派を讒し、速に之れを放逐せずば國家を危險に陥れるの虞ありとまで極論し、併せて西、葡兩國民を誹毀した。さなきだに、切支丹に對して多少の疑念を懷いて居た家康の心に深刻なる悪感を起さしめたことは明らかだ。されば此の書翰は家康の切支丹禁制に大關係ある好材料として左に掲ぐ、但し、其の日本譯は外蕃通書第六卷に收めあれど、粗譯なるを以て、開國大勢史に載せてある、譯文に據る。

御威力比びなき日本の帝王に謹で奉_レ拜上_二候、皇帝陛下の御尊書謹で頂載仕候、（慶長十四年家康より阿蘭陀へ贈つた書を指す）某の臣民阿蘭陀之者共、威力あり其の名聲も高く尊敬せられたる皇帝陛下の帝國內に御留置被_レ下候趣難_レ有承知仕候、又彼者共皇帝陛下御支配の國々島々何れの地にても商賣相營可_レ申、又彼者共皇帝陛下の御保護の下に御置可_レ被_レ下御許彼者共に被_レ下候趣欣喜此事に候、御親切の義皇帝陛下に感謝の至りに御座候。

實に某の國、皇帝陛下の國々に少し程近く候はゞ、皇帝陛下の臣民も亦此方へ可_レ

阿蘭陀國主が
家康に贈呈し
たる書翰

被罷渡一事も可_レ有_レ之ものと皇帝陛下御同様願申儀に御座候、左様の儀於_レ有_レ之は皇帝陛下より某の臣民に御下被_レ下候御厚恩に對し奉_レ謝小生の心底を實地に現はすことも出来可_レ申候、併し遠國の事として其の義も無_レ之候間、行々は御親切に對する某の謝意を證すべき折も出で来るべくと望申事に御座候。

數年前阿蘭陀の名未だ無_レ御存知一頃、甲比丹ジャコップ、ジャンズ、クエツカルナツク船並に人共憐れなる容態にて皇帝陛下の御國へ罷着候節皇帝陛下より彼者共へ鴻大の御恩を懸けられ葡萄牙人共の詐り讒言御取上無_レ之阿蘭陀人へ御慈悲被_レ成下候、凡て是等の御洪恩に皇帝陛下の御名は某並に某の臣民共誠に尊重仕り御智恵を稱へ申候儀道理有_レ之尤之儀に御座候。

某の臣民以前支那國と商賣を開く爲大に骨折物入仕候、是迄三度彼國の川々に罷越商人又は其の手代を上陸仕候ひしも葡萄牙人及かすちら人（西班牙人）は自然に様々陰謀詐譎を盡し例の悪習（智か）に及び候事も可_レ有_レ之、殊に皇帝陛下の強大なる御國より某の臣民を追ひ出さんとかゝり申候も可_レ有_レ之かと存申候、これは商賣上某の臣民に損害を加へんが爲にては無_レ之、彼等が全世界を併吞したる所存、阿蘭

陀人の口より露見いたし大なる損害にも相成るべきかとの恐れより起り可_レ申候、彼等讒言仕候とも、それは敵の口より出候言葉に候間、皇帝陛下一切御取上無_レ之様吳々奉_レ願上候、其の内に彼等は自分のわなにかゝりて迷惑仕事疑なく候。

數年前彼等もバンタン、バタニー其他の處にて同様商賣相營み候ひしも、其の奸策傲慢竝に名高き詐譎の爲めに其の地より逐ひ拂はれ申候、某の臣民の義は親切誠實に待遇致され候。彼等の企を無効に致候爲、某皇帝陛下に御願申上候耶蘇會徒竝に伴_レ天連共の二重の奸智を善く御注意御分別被_レ成候而御防可_レ被_レ成候、彼者共は表には宗教の神聖を示し、宗教の變化により、段々と皇帝陛下の善美なる王國に不和を起し、黨派を作り、遂に内亂を來し、己の企に便利なる様になし可_レ申候か様に致し候はねば何時までも右の都合になり難き故に御座候。

商賣の爲め皇帝陛下の御國に在留仕候者の申事被_レ聞召御保護被_レ成下候、何れにも御恩助の儀御聞届被_レ下候儀、忝_レ奉_レ存候、皇帝陛下此後も永く同様の御恩をかけ被_レ下候儀を頼入申候。

又某の臣民之儀親切と正直を以て各國各地と商賣を營み候者に有_レ之候間、皇帝陛下

の御恩助を以て朝鮮にも商賣相替候様に皇帝陛下に奉_レ頼入_二候、又折もあらば日本の北岸を航海仕候様に相願度候、(金銀島探檢の爲か)左候は、_レ某に於て特に難_レ有御恩に御座候。

威力盛なる帝王陛下終りに臨み、某は全能の天主が陛下の御身を永く健に御世を豊に守りたまはんことを天主に祈り申候。

一六〇一〇年十二月十八日(慶長十五年十一月四日)

ゲラーフエンハーゲにて

外蕃通書には阿蘭陀國書の後に左の如き文字がある、「從_二阿蘭陀國主_一之文體無_二殘所_一之寫拜上仕候、あんでれいこ、ほろうわる、しやかうべ、すべきす_レ在判、御披露本田上野守様」署名の蘭人あんでれいこ、ほろうわるとはヘンドリック、ブラウワル Hendrick, Brower 也、一六一二年(慶長十七年)新に平戸に渡來して阿蘭陀商館長に茂任した人だ。又しやかうべ、すへべきすとあるはジャクエス、スペックス Jacques, Specks の事で、一六〇九年(慶長十四年)以來平戸の阿蘭陀商館長にして、慶長十六年には正使として、今回は副使として參殿した人である。此の時スペックスは本多

外蕃通書の添
明書及び其の説

東洋植民地總
督ピートルホ
スの書翰

正純まさずみに對し阿蘭陀國書の意義を説明し、又布衍して、西班牙人の讒訴に報い阿蘭陀人も亦皆切支丹宗門にあらずやとの問に對し、阿蘭陀は切支丹宗門にあらずと答へたと云ふ事だ。それは阿蘭陀人は耶蘇新教を信奉するもので、舊教を奉ずる者にあらざる旨を陳し、且つ舊教の弊害を列擧して警告を與へ、歐洲新教國は既に舊教の徒を外國に放逐してしまつたと述べたやうだ。當時徳川幕府の當局者が阿蘭陀は同じ西洋の國なれど南蠻諸國の如き切支丹宗門の國に非ずと信じたのは是故であると思はれる。

又同時に阿蘭陀の東洋植民地總督ピートル、ボス Pieter, Both の書を奉呈した。その書は載せて異國日記にある即ち左の如しだ。

阿蘭陀國主名代上書 異國日記

阿蘭陀國主之名代、へいとるほつと

奉_レ拜_二上

日本國主_一

乍_レ恐言上仕候、貴國御安全之儀、幾久御座候様に奉_レ存候、

一中途いんでやに罷出承候得者、おらんだの者其地へ參候處に、商賣に付而萬事被_レ成_二御懇_一其上屋敷迄被_レ下候儀、吾々迄も忝次第難_二申盡_一候、右之御心中永々不_二相替_一様に承及候、彌御頼敷奉_レ存候、致_二渡海_一おらんだの者之儀者、御被官御同前に可_レ奉_レ仰_二御慈悲_一候、兼又おらんだの船、去年可_二罷渡_一之由申上候處、國本_{（くにもと）}より船延引仕候間、從_二中途_一先々爲_二御禮_一小船申付候、其首尾不_二相替_一、今年令_二渡海_一候、此船去年延引仕候儀者、おらんだよりは日本より罷着候而、五月之内に出船被_二申付_一候へ共、途中に而日寄により令_二延引_一、然は御禮之御返禮持參申候官使者、あんでれいこほろうわると申候、爲_二御存知_一申上候、

一 おくより以_二細書_一被_二申上_一候様に、はいてるの儀を能々被_レ成_二御推量_一候、尤に奉_レ存候、其子細は、おらんだとかすてあんと申候は、十二年和談に被_二仰合_一候得共惣別かすてあん屋形かたきにて、まろく表におゐては、于_レ今弓矢半に候、此旨委後日可_二申上_一候、（はいてるとは伴天連の事である）

右之條々誠_二雖_一憚多_二、細碎申上候、御用之儀共可_レ被_二仰付_一候、

千六百十二年三月晦日

慶長十七年二月廿六日

まろくより上被_レ申候、狀之心持、其まゝやわらけ進上仕候。

あんでれいこほろうわる在判
しやかうべすべきす判

御披露

本多上野守様

書中かすてあんとあるは西班牙の事、又まろくとは香料群島のことである

五 蘭使と墨使、墨使の日本沿岸測量

此れより先き、慶長十六年阿蘭陀の使節スベックス等が江戸より駿府へ引返す途中、浦賀に立寄りアダムスの家に止宿したる折、墨使ヱイスカイノを載せたる西班牙船は浦賀に碇泊して居たので、兩使節の間に辭禮の交換があつたと云ふ事だ。又此の時蘭使は墨使に對し彼が阿蘭陀人を家康に讒訴したる理由を詰問したやうだ。ヱイスカイノの紀行中に左の一節がある。曰く、「彼が浦賀に在るとき、阿蘭陀人はアダムスをヱイスカイノの船に派遣して彼が阿蘭陀人を家康に讒誘したるは事實であるか

西使と墨使との衝突

と詰問したら、ヱイスカイノは盡く其の事實なるを言明し、それは讒謗に非ず、事實にして、然も尙ほ盡さざる所あり、阿蘭陀人たる者之に對する償を得んと欲せば、何時でも與ふべきを以て宜しく此の船に來るべしと告げたが、彼等は終に來らず夜中立去りたり」云々。

これと殆ど同時頃のことであつたらう、家康は墨使ヱイスカイノの不遜なる態度を訝り、一日アダムスを召し彼に問ふて曰く、歐洲人は皆かくの如く傲慢であるかと。アダムス答へて其の決して然らざるを辨明し、具に西班牙の國狀及び其の民族の性質を説明し、併せて阿蘭陀が西班牙に背ひたる理由を詳述し、彼西班牙人は日本に對し善意を懷く者にあらざれば、宜しく之に對して警戒すべしと忠告し、更にヱイスカイノが日本に來つた使命の一は、昔時から日本の近海にありと傳へられたる金銀島の探檢にあると思はるゝ理由を陳述した。更に又家康が墨使に日本沿岸の測量を許可したるの不可を論じ、他日西班牙人が、日本に來冠する時に此の海圖を利用するだらう、歐羅巴では決して此の如き事を外國人に許さないと述べた。然るに、家康はたとへ西班牙が國を擧げて來冠するも恐るるに足らず、金銀島の如きは偶々彼等が日本と通商

家康墨使の不遜なる態度を訝む
アダムス西班牙の國狀を説明す

するの機會を増加するの媒介たらんとて平然として敢て意に介せざるもの如くであつたと云ふ事だ。或書には、是の時家康直に令を發して西班牙人の日本沿海測量を禁じたとあるが、其の實然らざるが如しだ。何故ならば、ヱイスカイノが實際測量に着手したのは其の後の事と思はるるからだ。殊に家康は日本沿海測量の事が海外貿易を盛ならしむるに必要缺くべからざる要件であることを兼て宣敎使ゼロームから教へられて居たから、今アダムスの言に聞いて直に之れを差止めたとは思はれないからだ。そは兎も角も、阿蘭陀使節の讒奏と、アダムスの進言とが、如何なる程度まで、家康及び其の老臣の心を動かしたかは知るべからずと雖も、それが葡、西兩國民に取つては確に一大打撃であつたことは後に思ひ知られるのである。

さて、ヱイスカイノは日本沿海測量の爲め浦賀より江戸に至つて旅行券を得一六一一年十月二十日(慶長十六年九月十七日)先づ仙臺に向ひ、彼處で伊達正宗の優遇を受け、仙臺領松島附近の海岸を測量しつゝ、進で北緯四拾壹度までに及び、轉じて更に仙臺より浦賀に至る海岸を測量しつゝ、江戸に達した。翌一六一二年一月また浦賀に至つて南岸の測量に従事し伊豆の伊東に至つて造船工事を視察した。それは將軍秀忠が彼

墨使ヱイスカイノの日本沿岸の測量をなす

の爲めに造らしめつゝある船だ、それより駿府を徑て近畿地方に至り泉州堺の海岸を測量し、此處で別働隊の海上より來るに會し、相共に京都に行つて暫時滞在し、七月十六日（慶長十七年六月十七日）浦賀に歸つた。さうして海圖の膽本四部を作り、家康秀忠に各壹部つゝ献上し、一部はそれを西班牙皇帝に献げ、残る一部は之れを自家用と爲した。

六 家康墨使に返翰を與へて基督教を拒絶す

それよりヴィスカイノは他の重要な使命、即ち金銀島の探檢に着手しやうと思つたが、それは秘密事件だから、表面には歸國を装ひて、家康、秀忠の許可を請ひ、進物と返翰とを受取つたが、新造船は未だ竣工しなかつたので、已を得ず舊船桑港號に搭し、一六一二年（慶長十七年）九月十六日浦賀を出帆した、其の時家康から墨西哥總督に贈つた返翰には、先年貴國の船暴風難に罹り、料らずも、我國に來着した時は、殊に喜ばしく感じ、大巨船を整へて歸國せしめたが、幸に無事安着の吉報に接し満懐の至に堪へない。貴國と我國と隣交を修め商船を往來させて互に有無を通ずるは、世の爲人の爲で、善政これに勝るものなした。されば、隣交通商は好で維持すべ

金銀島の探檢は秘密事件である

家康より墨西哥總督へ贈つた返翰の主意

きであるが、宗教宣布のことは廢止せられたい。我國は神國にして開闢以來神を敬し佛を尊び、君臣忠義の道を堅ふし、仁義禮智信の道を守つて居る。然るに、貴國の法は其趣を異にし、我國には縁なし。釋典の所謂縁なき衆生は度し難きものだ。されば切支丹の法を弘むるの志は思ふて止むべし、之れを用ゆべからずと明言して、斷然と基督教の布教を拒絶した。

其の書の原文左の如し、

日本國 源家康 復章

濃毘數般國主 麾下、來翰董閱、再三罔措、况又方物如目錄傾之、惠意衰衰喜意津々、先年貴國之商士罹暴風難、舟楫摧損不意適來我邦、不堪惠遠之思、修整一巨船歸之、幸無恙而、着岸之告報、滿懷不淺、貴國與吾邦彌結隣交、而每歲商船往來、互可通寶者爲世爲人、何善政加焉哉、抑吾邦者神國也、自開闢以來敬神尊佛、佛與神垂跡同無別矣、堅君臣忠義之道、霸國交盟之約無渝變者、皆誓以神爲信之證、能守正者必得賞、叨成邪者必得罰、靈驗新如指其掌、仁義禮智信之道、豈不在於茲乎、貴國之所用法、其趣甚異

返翰の原文

也、於_レ吾邦_ニ無_レ其緣_一歟、釋典曰無_レ緣衆生難_レ度、於_レ弘_レ法志_ニ者可_ニ思而止_一、不可_レ用_レ之、只商船來往、而賣買之利潤、偏可_レ專_レ之、貴國之商船來朝之時、雖_レ到_ニ着_上何之國國津津浦浦、聊不_レ可_レ有_ニ異儀_一兼日域中益加_ニ嚴命_一、宜_ニ安心_ニ莫_レ訝_一、吾邦土宜、備_ニ別幅_一投_ニ贈_一之、采納惟希、炎暑已酷、順序保裔

慶長十七年龍集壬子夏六月 歐文の日附は一六一二年七月十八日とある

朱印

此の返書は家康が金地院崇傳に命じて書かせたものだ。(外蕃通書)又異國日記には慶長十七年六月二十日駿河御城へ出仕、大御所様御機嫌克御對面、即ち濃尾數般へ御書を可_レ遺候云々とある、別に秀忠よりの返書もあるが、それは略す。

既に叙述した通り、家康は西班牙と通商を開始するに當り、切支丹布教の事も讓歩して、伴天連の事疎畧あるべがらずと答へて、之れを保護したのであるが、墨使ヱイスカイノが來つて謁見するや、先づ其の不遜なる態度に尠ならず感情を害したるに、彼が阿蘭陀人を誹謗したる事件は、蘭人の答辨に聞いて倍倍ヱイスカイノの人物の陋劣なるを覺り、且つ阿蘭陀は切支丹國にあらずして傳道の貿易に伴はざるを發見

家康がその書翰の中に基督敎の布教を拒絶したる理由

家康最初の切支丹迫害

金銀島探検の失敗

再び浦賀へ引廻したる墨使一行の其の後

し、爰に年來の志望通り傳道と貿易とを引分け、切支丹を拒絶しても外國貿易を經營する事が出来るかと考へた。さうして、それには阿蘭陀との通商に限ると思惟したやうだ、是れより家康の葡西兩國に對する態度が一變した。當時貿易再興の請願を爲す爲に來て居た葡萄牙艦隊の司令副長ドン、ヌニコ、ソトマイヨルに對しても極めて無愛憎なる答禮をなした。又ヱイスカイノに對する待遇も俄然一變して冷淡となつた。且つ基督教の宣布を拒絶し、之れを壓迫し始めたのも之れが爲めだらう。或は云ふ、家康此の年を以て切支丹禁制を諸藩へ達し大名や武士の基督教を奉ずるを禁じた。切支丹大名の一人なる有馬晴信を追放し、旗下の切支丹武士並に殿中の切支丹女官を處分したのも此の前後であつた。

さても墨使ヱイスカイノの一行は浦賀を出帆して金銀島の所在地と知られたる緯度に至つて頻りに探検したのであるが、見渡す限り茫々たる青海原にして、それぞと思ふ島もなく、兎かうする中、暴風雨に逢ひて船は破れ、飲水、食糧は次第に乏しくなつたので、詮方つきて兎も角も再び日本に歸らんと評議一決し、一六一二年(慶長十七年)十一月七日を以て浦賀に到着した。是處にて聞けば先きに秀忠がヱイスカイ

ノの爲めにとて新造した船セバスタン號は宣教使ソテロを乗せて墨西哥へ向け出帆したが、一晝夜の後ち海岸に打揚げられて破壊したと。それは宣教使ソテロが將軍兼忠の命を奉じ使節となつて墨西哥へ赴いた途中の出来事で、之れが爲めソテロの使命は失敗に終つた。墨使ヱイスカイノは其の乗船桑港號が數回の暴風雨に破損して航海に危険であるから、それを口實として厚かましくも、再び日本に來り新船を手に入れやうとの心組であつたらしい。ところが、その新船セバスタン號は既に難破したと聞いて失望した。そこで、直ちに書を家康父子に贈り、歸國の準備を爲すためにとて金員の貸與を乞ふたが、何分の處置をなすべしとの沙汰があつたのみで、確答なく、兎かうする中、空しく五ヶ月を経過し、一切の私有品及び委託品を賣却して一時を凌ぐの窮狀に陥つた。彼の日記には、それはフランシスカン派の宣教使某の阻害に職由するものであると誌し、暗にソテロを指して居る。時に仙臺侯伊達政宗海外に志あり、ヱイスカイノの窮狀を聞いて惘然に思ひ、自ら一船を醸して墨西哥へ送還しやうと申出た。さうしてヱイスカイノ以下船員二拾六名を招待して月浦に於る造船工事を助けしめた。此の船は數ヶ月にして竣工した。ヱイスカイノの一行は伊達政宗の遣歐使と共に

伊達政宗墨使
ヱイスカイノ
一行を招待す

ヱ氏は失敗し
蘭人の信用加
はる

遣歐使の目的
如何

伊達政宗がソ
テロに贈つた
書翰

に此の新造船に便乗して歸國した。畢竟ヱイスカイノの使命の大半は失敗に終つた。さうして阿蘭陀人の信用はますます増加した。天下の形勢は次第に羅馬公教會の切支丹に不利となつて來た。

第六章 伊達政宗の遣歐使

一 伊達政宗と宣教使ソテロとの關係

仙臺侯伊達政宗が西班牙皇帝と羅馬法皇とに特使を派遣したのは、どういふ目的であつたのか、それに關して諸説紛々として定まらぬが、其の中に何か穩かならぬ野心が包藏されて居たのではないかとの疑惑を狭む者がである、だが先づ其の遣歐使の始末を観察し來れば自ら其の目的が那邊にあつたかを推定し得るだらう。此の使節派遣の事を畫策したる人はフランシスカン派の宣教使ルイス、ソテロ其人である。政宗が江戸より仙臺にあるソテロに與へた書に曰く、

内々御床敷存じ候處具さに蒙仰一々披見申候、船の儀に付ては内々御肝煎の段承知誠に辱き次第に候。

一、南蠻へ遣し候使者の事、此以前申付候者共に相定め申候、但し來月は早早仙臺へ可罷下候間、カビタンにも承合せ、今一人も相添へ可申歟と存申候。

一、船に積み候荷物の事は手前の方大形致用意候、カビタン手前の外は將監、手前兩人にて凡三百個可有之由に候、其の外世上より積みたく被申來候分四五百個も可有御座と申候間、其元可御心安候、何様此中懸御目様子可申承候、被入御念一切に御心付の段厚く存じ候

卯月一日

政宗

ソテロ

政宗が萬事ソテロに依頼して其の指圖を受けて居たるや知るべきだ、政宗使節派遣の事は一六一五年（元和元年）出版のスシビオネ、アマチ Scipione Amati の日本奥州國主伊達政宗歴史及び使節紀行の記事が開國大勢史に略記してあるのを爰に引用してソテロの事蹟を詳にしやう。

ルイス、ソテロは一五七四年（天正二年）を以て西班牙のセヰイレ Seville に生れ、修業の後フランススカン派に入門し、決然として日本傳教の志を立て比律賓まで來つ

アマチの伊達政宗歴史

伴天連ルイスソテロの履歴

ソテロ比律賓より日本に來る

た時、秀吉の基督教禁止の事を聞いた。當時日本商人の比律賓に在る者は馬尼刺郊外に一區畫を成して居留地となし、大守の扶助を得て一寺堂を建てて居た。ソテロは此の居留地に於て教誨誘導し、傍ら日本語を學びつゝ時機の至るを待て居た。大守は常にソテロに托するに日本船の齋し來る書簡の翻譯及び貨物取扱の事を以てして居たので、ソテロは其の間に恩惠を日本人に施すことを得て、大に其の敬慕する所となつた。彼が比律賓を出發したのは一六〇六年の六月二十二日で（慶長十一年）尙ほドンペトロ、アクナが大守であつた時だ。ソテロが始て日本に入るや、將軍は特に侍臣を派して彼が比律賓で日本人に施したる恩義を謝し、之れを優遇して、衣食其の他一切の費用を支給した。ソテロは寄進を集めて京都、大坂、伏見、堺の四ヶ所に寺院を建立し、問答書を翻譯して教を説き、熱心に傳道に従事した。且つ諸處に病院を起し、同派の僧侶の醫術に通ずる者をして施療せしめたるに、其の技に驚いて心服する者が多くあつた。嘗て日本の宿弊なる殉死の事を矯正せんと欲し、紀伊の領主淺野左京大夫と議論し將に害せられんとしたが、家康仔細を聽いてソテロの理に服し、令を下して殉死を禁じたと云ふ事だ。爰に於てソテロの剛直は幕府の信任を得、慈仁にして且つ氣

ソテロと伊達
政宗との會見

慨ある者として人に重せらるるに至つた。

時に伊達政宗は將軍の姻戚を以て（家康の第六子越後少將忠輝は政宗の女婿）幕府に重せられ、封土の富強も諸侯の上にあつた。ソテロ窃に以爲らく、權勢此の如き大侯と結ば、傳教の志を遂ぐるに便利ならんと、因て相識の道を求めたるに、會々政宗江戸に在つて愛妾病に臥し、百方醫藥を試みたるも少しも効がなかつた。是れより先き、ソテロは淺草に教會堂を建て、堂内に病院を設け、フランシシカン派の僧侶をして施療せしめた事あり、爰に至り、政宗は其の愛妾の爲めに醫療を求めた。ソテロ即ち部下の一僧を遣はして之れを治療せしめた。藥石効あり、政宗大に喜び金品を贈つて之れを謝した。ソテロは拜辞した。我等は利慾の爲めに人を救ふのではない、救世濟人は我等の本務である、金品を受くるが如きは我が宗旨を汚す所以であると云つて受けなかつた。政宗其の義に感じ、ソテロ等に面識を求めた、ソテロ等即ち麴果五六十個、白蠟燭三十本、丁子、胡椒各三斤を携へいて政宗に謁した。政宗はソテロが邦語を解するを喜び、西洋の事情に就て尋問する所多く、饗膳を共にして優待鄭重を極めた。政宗は日ならずして江戸を發し北歸せんとした、因てソテロは奥州巡歴

ソテロ仙臺に
至て布教す

の希望を述べた。政宗其の志を喜び、自由に領内を旅行するの便宜を與へやうと約束した。ソテロ奥州に至る。政宗一寺を供して之れを館し、家臣をして接待せしめ供張具に至る。ソテロ一日約束に由り政宗に謁して基督教の歴史及び教義を説いた。政宗悦服して曰く、余始めて足下の説を聽き、光明に浴することを得たるを喜ぶ、然れども、余にして一たび洗禮を受けんか、今日の地位に居て政權を執る上に故障あらんことを恐る。故に余の家臣等をして余に代り基督教を奉ぜしめやうと、即ち一六一一年十一月二十三日（慶長十六年十月十八日）壁書を城の内外に出だして封内の士民、天主の聖教を聽き、之れが信者たらんと欲する者は進で洗禮を受くべきを勸諭し、因てソテロ師の爲めに一小寺を建てて洗禮の場所とした、士民は翕然として皆之れに趣いた。

墨使ヱイスカイノの紀行中に一行仙臺侯の優遇を蒙り伊達邸に留まること、一六一一年の十一月八日（慶長十六年の十月四日）より十五日までにして、其れより松島附近の仙臺領海岸を測量し云々とあるが、ソテロもヱイスカイノの測量船に居たのだから、彼が仙臺へ趣いたのは此の當時のことで、アマチの記事と能く合致して居る。

ヱ氏紀行の一
節

ソテロ家康秀
忠に重用せら
る

ソテロ捕縛せ
らる

政宗ソテロを
申し受く

ソテロが徳川幕府の優遇を受けた事は前記の如くであるが是より先き、慶長十五年の頃比律賓の前大守ドン、ロドリゴ、グイヰエロの墨西哥へ歸る時、ソテロは家康の使節となり墨西哥を経て西班牙に赴く筈であつたが、偶々病に罹つて立つあたはず、ムノズ師彼に代つて西班牙に行つたことは前に叙述した通りだ。其の後慶長十七年ソテロ復將軍秀忠の命を受け、親書を携へて西班牙に使せんとて新造船を醸し、浦賀より出帆したが、航行僅に一晝夜にして乍ち破船し、其の使命を果し得なかつたので、秀忠の不與を蒙つた。彼が江戸淺草に建てた禮拜堂は、慶長十六年の末、幕府の基督教排斥の方針定まつた時「市街擴張の口實の下に毀された。其の後ソテロは淺草の町外に葦葺の小屋を作り癩病院となし、そこで患者を治療して居たが、當時將軍秀忠は江戸市中の基督信者を迫害しつゝあつた折だから、乍ち捕吏の爲めに捕縛せられ、將に殺されんとした。政宗幕府に嘆願してソテロを申し受け、仙臺に伴れ還つて之れを優遇し、其の顧問に備へた。それは慶長十八年頃の事で、當時政宗は既に、ソテロと謀つて遣歐使の事を畫策して居た最中だつた。開國大勢史にはソテロの捕はれたのは慶長十七年彼が西班牙に使せんとし途中難船した時であるとなし、其の他の書には基督教徒排斥

の爲めだとある。さうして、其の時日は慶長十八年の八月でソテロと共に捕はれた傳道者水戸ジョアン、家主勘助以下二十七人は相尋で斬に處せられ、七日間獄門に掛けられたのである。

二 政宗の遣歐使一行の出帆

政宗の遣歐使の事に關しては、幕府と彼との間に何かの理會があつたやうだ。當時徳川政府は基督教に對する方針を一定して禁教令を發布しやうとして居た時であるに拘はらず幕府の海賊方向井將監をして政宗の造船工事を助けしめたのみならず、將軍からも、具足屏風等を進物として政宗の船に托して西班牙皇帝に贈つた。思ふに、政宗は幕府へ對し遣歐使の目的を上申し、西班牙の國情を探り、外國貿易の便宜を謀らんが爲めであると云ひ、其の眞意は秘密に附して居たらしい。

政宗の造船工事に關しては金城秘鑑に恠う記してある。「慶長十八年伊達陸奥守政宗、向井將監忠勝と相議して船を南蠻國へ渡すべきの企あり、乃ち先達より仙臺に於て黒船を造らしむ、其の船材の板類は多分氣仙東山より伐出し、曲木は磐井江刺より之を採る、又向井將監より幕府御大工與十郎及び水手頭鹿之助、城之助兩人を差下さ

政宗の造船工
事に就て

政宗の遣歐使
節には幕府と
何かの了解が
あつたのか

遣使支倉六右衛門の一行

れ、秋保刑部頼重、河東田縫殿親顯の兩人を以て造船奉行とす、其船、横は五間半、長さ十八間、高さ十四間一尺五寸、帆柱の長さ十六間三尺（杉の木）なり」

支倉使節の隨員洗禮を覚く

既にして船竣工したればソテロをして一切の事を管理せしめ、政宗の家臣支倉六右衛門（常長）を大使となし、ソテロを副使となし、今泉令史、松本忠作、西九助、田中太郎右衛門、内藤半十郎等の隨員、墨使ヴィスカイノの一行、其の他商人以下百八拾人を乗せ、一六一三年十月十七日即ち我が慶長十八年八月十五日陸奥國牡鹿郡月浦より出帆し、一六一四年一月二十五日即ち慶長十八年十二月十六日墨西哥のアカブルコに着した、墨西哥市に入り、總督の優遇を受けた。此處にて支倉大使の隨員六拾八名は洗禮を受けて切支丹となつたが、獨り支倉は歐羅巴へ渡つて後ち、彼處で洗禮を受くべしとて其の中に加はらなかつた、それより數ヶ月の間墨西哥に滞留し翌拾九年五月三日同國東岸より西班牙艦隊に搭して出帆し、玖馬島を経て大西洋に入り、西班牙のサン、ルカに着し、セビイレ Seville 市に至つたのは、一六一四年の十月五日（慶長十九年八月十四日）であつた。セビイレ市は西班牙帝國が其の植民地と貿易をなす唯一の海港にして、殊にソテロ師の故郷なれば、殆ど熱狂的の歡喜を以て使者一行を迎

セビイレへ着す

西班牙の首府マドリッドへ着す

使節支倉西班牙皇帝に謁す

支倉使節の奏上文

へた。政宗は殊に此の地の市長に書翰を贈り、ソテロ師によつて聖教の光明に浴したるの喜を述べ、使節の保護を倚頼し、西班牙本國との貿易開始の希望を開陳し、且つ贈るに大小各一振を以てした。（其の書翰の文句は西教史に載せてあれば就て見るべし）。セビイレ市に止まること月餘にして、同年十一月廿五日（慶長十九年十月五日）此處を發し、同十二月二十日（陰曆十月二十日）西班牙の首府マドリッドに着し、旅館と定められた聖フランシスコ大學校に入つた。西班牙政府の接待は甚だ懇篤であつた。一六一五年一月三十日即ち慶長十九年十二月、支倉はソテロと共に盛大なる儀式を以て、西班牙皇帝フェリツプ三世に謁見し、政宗の書翰並に方物を呈して交通貿易を開かんことを請うた。支倉即ち奏して曰く。

光明を尋ぬる者が艱難を忍んで始て光明に接するや、其の心中の喜悅云ふべからざるものあり。外臣遠く聖教の光明を受けざる地より其の光明の赫灼たる地を尋ぬる爲に來れり、夫の太陽の世界を照すが如く陛下も亦四方を光被し給ふが故に、外臣今陛下に謁見するの光榮を得て頓に海陸跋涉の患苦を忘る、外臣の欣喜實に喩ふるものなし。外臣の本國は奥州と云ふ處にして主君を伊達政宗と云ふ。外臣が主君

政宗の命により貴國に携へ來た使命二ヶ條あり、其の一は主君政宗天主教の教義を親しく聽聞せし以來深く是の教法を信仰し、是れ嘗に人間の靈魂を救ふ唯一の道たるのみならず、國家を治むるの第一良法たるを悟りしにより、外臣を使節とし陛下に乞ふに我國の家臣と領民とを教化せん爲に宣敎使を派遣したまはんことなり、而して其の宣敎使には羅馬法皇より殊に免狀を下附し、相當の權威を與へられんことを乞ふ爲め、外臣はまた法皇へも使節の命を奉せり、其の二は主君政宗が陛下の威光の偉大なるを、其の保護を求むる者を援助したまふ御仁恵とを聽き、主君政宗も亦其の身と其の國とを陛下の庇護の下に置き、懇親なる交誼と奉仕とを求めん爲なり、然る上は、今後若し何事にも、陛下の御役に立つことあらば熱心命を奉じて實行すべし、陛下乞ふ願慮する所なく下命する所あれ。外臣は是の二ヶ條の使命を帯びて遠く日本より貴國へ使し、其の證として方物を捧げ奉る。外臣途中夥多の艱難を経たるも、今陛下に謁見するに及び欣喜極りなし。伏て乞ふ、外臣陛下の面前に於て聖き洗禮の式を領することを許され、外臣が困苦の無効に歸せざらんことを。外臣久敷洗禮を受くるを希望せしかど、殊更に遅延して今日に及びしは、之れが

爲なり。若し陛下の尊前に於て聖禮を受くの勅許を得ば、是れ獨り外臣の光榮なるのみならず、本國の人民も亦之れに因て洗禮の尊きを知るに至らん云々(鮮血遺書)

西班牙皇帝は之れに對し左の如き勅語を下したまふた。

貴國に於て天主教を宣傳することは朕の深く喜ぶ所である、日本の如き遠隔の地に於て能く聖教の傳播するは、其の人民の知識開けたるによるのである、今卿は遠方より聖教の光明を尋ね、遙々大洋を渡つて來朝せしは、朕の深く感謝する所で、天主教の廣く世界に傳播して、倍々盛大となるは朕の最も大なる希望である。今や卿の主君政宗が、その領民の爲に聖教の宣布を希望せらるゝは感服の至である。朕は力の及ぶ限り卿が希望の旨趣を遂ぐべし。又懇親なる交際及び通商條約を締結するは最も緊要なる事と思惟す。今後卿の主君に向つて朕が意を表するには通信の便と朕が力の及ぶ所とに従つて爲すべきである。而して通商條約の事は重ねて之れを議すべし。又卿が洗禮を領せんと志は誠に喜ぶべき事なれば、朕が面前に於て洗禮式を執行すべし、其の場所及び禮式に關する諸装具は朕之れを支辨すべし。

三 政宗の書翰及び通商條約文

伊達政宗が西
班牙皇帝へ贈
つた書翰

西班牙皇帝の答辭中條約締結の事は重ねて之を議すべしとあるのは、政宗から皇帝へ差出した書翰中に載せてある申合ケ條に就て云つたのである。其の原文左の如し。

乍レ恐上申候、從ニ先年其許大國被レ成ニ御治ニ候帝王の由及レ承候處に、此度伴天連布羅以類子曹天呂以物語御威光の通、具に承候、内々申通度候處に、去年又濃毘數般のびそれい(總督)より爲ニ使者ニ日本の帝王へ被ニ相渡ニ候せねらる、ばすちあん、びすがいの其國へ被レ參候、御國濃毘數般より我等國へ海路事の外近之由被レ申候、向後爲レ可ニ申談ニ布羅以類子曹天呂を頼入爲ニ使者ニ相渡申候、先年此伴天連を日本の從ニ帝王ニ使者に可レ被ニ相渡ニ之由被ニ申定ニ候得共、俄に煩之故無ニ其儀ニ候爲ニ名代ニ別之伴天連渡し被レ申候、(前比律賓大守ロドリゴと共に日本を出帆したムノズ師の事を云ふ)此度は伴天連煩も快氣之事に候間、使者に頼候而渡申候。此伴天連より尊き天有主天道の御法、聽聞仕候。一段聞入大切に雖存、難レ去指合之事御座候間、未無ニ其儀候。乍レ去某分中國下々にすゝめ可レ申候間、さんふらんしすこの御門派のおせれはんじやの伴天連衆(フランシスカン派の一派)御渡可レ被レ下候、隨分御馳走可レ申候。左様に御座候を向後爲レ可ニ申入ニ候。此度我等船を造りのびすばんやまで相渡申候、此

船に伴天連御渡可レ願候。毎年渡海させ可レ申候、然者、濃毘數般において某船之義御馳走頼存候。同船衆など入事萬々被ニ仰付ニ可レ被レ下候。尤御國中者不レ及レ申濃毘數般のびそれい、ろそんの屋形、あま川(媽港)のかびたん、まうるまるこのこへるなるとうるへ我等船參候共無ニ相違様に被ニ仰付ニ可レ願候。並御判可レ被レ下候。又我等國へ從ニ其許ニ舟共參候者、如レ其御馳走可ニ申上ニ候。又ろそんよりのびすばんやへ參申船、自然我等國へ被レ着候者、何篇自由に可ニ申付ニ候。若船など損申共、我等國に於ては道具以下少しも無ニ如在ニ申付相渡可ニ申付ニ候。又舟など作申度と御座候者、材木無ニ差遣ニ可ニ申付ニ候。何へも此由可レ被ニ仰付ニ候。彌々申合條々以ニ一書ニ別而申入候。猶伴天連可ニ申上ニ候。自然伴天連道にて被ニ相果ニ候者、曹天呂被ニ申置ニ候伴天連可レ被ニ申上ニ候條可レ被ニ成ニ其心得ニ候。猶又爲ニ使者ニ侍一人相渡申候。是式に御座候へ共、日本之道具五色令ニ進上ニ候。何方も伴天連口上にて可レ被ニ申上ニ候。早々申達候。恐惶謹言

慶長十八年九月四日

ゑすはんやの國大帝王どんひりつへ様

進上

申合條約草案

申合條々

- 一、貴き天有主之御宗門に於_レ吾等國_二下々罷成候儀、少もさまたげ申間敷候間、さんふらんしすこの御門派の伴天連衆御渡可_レ被_レ下候、御馳走可_レ申事。
- 一、毎年伴天連衆爲_レ渡海_二此度我等船を作り濃毘數般迄渡申候、日本之道具相渡申候。其國の道具をも無_レ相違_二御渡可_レ有_レ之候、拙者遣用のためにて候。
- 一、船渡海のため役者、こぐしや、入次第に、御やといかし可_レ被_レ成候。若船損候者、作直し候時分、御馳走頼存候事。
- 一、ろそんよりのびすはんやへ參候舟、若し我等國へ參候者、馳走可_レ申、損じ候者、道具已下無_レ相違_二可_レ申付_二候。但作直し候とも馳走可_レ申上_二候事。
- 一、於_レ吾等國_二船御作被_レ成度候者、材木鐵已下大工等入程之事、其時之隨_二様子_二下知可_レ仕事。
- 一、御分國より船參候者、如何様にも自由にあきなひ已下可_レ申付_二候。其上馳走可_レ申上_二候。

ルイス、ソッテ
の奏上文大意

- 一、於_レ吾等國_二南蠻人在付候者、屋敷已下無_レ相違_二可_レ申付_二候。尤南蠻人之事に出入曲候事子細公事等於_レ有、是を其頭人に相渡、其旨次第に可_レ仕事。
- 一、いんぎりす、おらんです、何も帝王の爲、敵國より參候者、我等國に而者崇敬申間敷候。委細者、伴天連_{ふらみ}布羅_{ふらみ}以_{ふらみ}類子_{ふらみ}曹天呂_{ふらみ}口上にて可_レ申上事。
- 一、えすはんやの帝王三代目のどん、ひりつへ様於_二日本奥州之屋形_二伊達政宗一味申談上者、互於_二何事_二も不_レ可_レ有_二相違_二事。以上。

慶長十八年九月四日

えすはんやの國大帝王様

又政宗の書翰並に申合條々の中に記載しある伴天連、布羅以類子、曹天呂も亦西班牙皇帝に謁見して左の如く言上して居る。

臣は今より五年前日本將軍より陛下と和親、通商を締結すべき使節に任命せられしが、病氣の爲めに其の任務を果すことが出来なかつたので、ばどれ、あろんず、むのれすが代つて其の任務を受けた。然るに、阿蘭陀人は日本將軍に西班牙人を讒言

し、西班牙人と交通したまはば、必ず日本に害がある、其故は云々とあらぬ事どもを申立てたので、蘭人との交際は倍々親密となり西班牙と交通を開くの議が中止されたのは誠に遺憾の次第であるから、臣は奥州の國主伊達政宗に此の事を語り、阿蘭陀人の狡猾なる所業を訴へしかば、政宗は阿蘭陀人の不信を怒り、更に西班牙と交際の端緒を開かんとため、今度使節を派遣し交通條約を締結せんことを命じたのである、因て此の旨懇請仕る云々。

これは勿論その大意であるが、要領を逸して居ないと思ふ。バヂエの日本教會歴史や、アマチの紀行文には、ソテロの口上の末文に將軍の名を以て云々とあれど、本文の方が正確であると思はる。若し、ソテロが此の時將軍の名を用ゐたとすればそれは五年前秀忠より倚托されたことを繰廻したのだらうが、それでは本文と大に矛盾する所がある。又ソテロは西班牙政府の當局者と會合している／＼謀議する所があつたのは勿論である。

四 政宗の使節羅馬法皇に謁見す

さて、西班牙皇帝は支倉六右衛門の請願を容れ、レルム親王及びバシヤの内親王を

本文に關する
異説

支倉六衛門の
受洗式

以て代父母たらしめ、其の身は佛皇ルイ第十四世に許嫁したる王女と與に式場に臨み、グマス、ジャコボ師をして支倉に洗禮を授けしめ、教名をフェリツボ、フランススと賜ふた。是れ實に西暦一六一五年二月十七日で、恰も我國の元和元年正月元旦に當り、家康が禁教令を發布せしより既に一年にして盛に支切丹を窘迫し、又大坂を壓迫しつつ夏御陣の準備最中であつた。支倉は故郷を出帆してより既に二星霜、身は天涯萬里異郷の客となり、異國の君主の面前に於て此の聖式を領するの光榮に接す、其の感慨果して如何。彼が基督教の聖典たる此の洗禮を受けたのは信仰によるか、將又政略に基くか、吾人は容易に其の真相を看破し得ないのである。それより支倉の一行は暫く西班牙に滞在して名山、靈場を巡歴し、九月三十日（我八月八日）西班牙の首府マドリッドを發し、ゼノアを経て、羅馬に到着したのは其の年の十月廿九日（我九月七日）にして、法皇に謁見したのは十一月三日（我九月十二日）であつた。羅馬法皇パウロ第五世 Paulus は使節支倉等一行を遇するに特禮を以てし、其の謁見式の如きは莊嚴、美觀を極めたる盛典であつたと云ふ。其の時支倉大使の法皇に上つた、政宗の書は正副二通あつて、正書は日本語で、副書は羅句語で認めてあつた。其の文面左の如

支倉使節の
一行西班牙を
羅馬に向ふ

支倉使節法皇
に謁見して政
宗の書を奉る

於世界廣大成貴御親五番目のばつば、ほうる様の御足を於日本奥州の屋形伊達政宗謹而奉吸申上候。

於吾國さん、ふらんしすこの御もんばのふらい、るいす、そてろ、貴つとき、でうす之御法ひろめに御越の時、我等所へ御見舞被成、其口よりきりしたんの様子何れも、でうす御の法の事を取わけ申候、其付しあん仕候程しゆせうなる御事、まことの御定之みちと奉存候。それにしたかつて、きりしたんに成度乍存、今之うちは難去さしあわせ申子細御座候而未無其儀候。乍去、某分國中あしなべて下々迄きりしたんに罷成申候やうに、こゝろ可申ために、さん、ふらんしすこの御もんばのうちに、わうぜればんしや

前書にはおどればんしやとあり同一にして英語 Oshera missus にしてフランシスカン派の三派中の一派である。

の伴天連衆御渡被成可被下候。何やうにも、しゆせう大切可存候。御渡被成候其伴天連衆に萬事に付而御ちからを御ゆるし可被下候。其伴天連衆に我等手前より寺をたて萬に付而御ちそう可申候。同我國のうちにあゐてたつときでうすの御法を御ひろめ被成候ために可然と思召候程の事を相定め可願候。別而大なるつ

かさも御一人定め被下可願候。さやうに御座候て頼而く皆々きりしたんに罷成候事一定と奉存候。我等何やうにも請取申候間御合力之儀すこしも御さすかい被成間敷候。是に付而我等心中に存候程の事此のふらい、るいす、そてろ被存候間、貴老様御前奉叶候やうに頼入、我等使者を相定渡申候。其口を御聞遣可被下候。此ふらい、そてるにさしそへて我等家の侍一人支倉六右衛門と申者を同使者として渡申候。我等めうだいとして御したがいのしるし御足をすいたてまつるために、口ろうま迄進上仕候。此伴天連そてろ、みちにて自然はてられ申候は、そてろ、被申置候伴天連をおなじやうに我等が使者とおぼしめし遣可被下候。某之國とのびすはん之間、近國にて御座候條、向後ゑすはんやの大皇どん、ひりつへ様と可申談候爲、某元被相調可被下候。伴天連衆渡海成ため奉願存候。猶以某之上貴きでうす天道の御前において御ないせうに叶候やうに奉願候。猶此國如何様の御用等可被仰付候、随分御奉公可申上候。是式に御座候得共、日本の道具乍恐進上仕候。猶此伴天連ふらい、るいす、そてろと六右衛門口上に而被申上候其くち次第に可被成候、早々恐入候。誠惶敬白。

慶長十八年

伊達陸奥守 華押

九月四日

政宗 印

於世界貴御親五代目之

ばつばぼうろ様

進上

伊達政宗を日本基督教の主と稱す

此の書翰の朗讀畢つて後ちサン、フランシスカン派のグレゴリー師、使節に代り述べて曰く、奥州の國主伊達政宗は未だ洗禮を受けずと雖ども日本に於る基督教の願主である。日本將軍の基督教を迫害するに當り特に殺戮せられんとした信徒一千八百人を救助した。又日本に聖教を宣布せんとする基督教の保護者である云々と。法皇の書記官ベトロ師は法皇に代つて答辭を述べ、大に政宗の志を賞讃した。彼が速に洗禮を受けて日本に於る信者の龜鑑たらんことを望むとの意を述べた。それより、支倉、ソテロ

支倉ソテロの兩使節の謁見の式を終つて後諸般の打合せをなす

の兩使節は法皇の御前に拜伏し、更に進で聖足を接吻した。法皇彼等を抱いて親愛の意を表した。此れにて謁見の式は首尾能く終り、兩使節は旅館に引取つた。爾來彼等は羅馬に滞在すること數十日、其の間異常の優遇を受けた、又諸般の打合せのあつたことは勿論、裏面には法皇廳を通じて西班牙政府との交渉もあつたに違いない。だが、其の間にどんな密約が結ばれたかは不明である。或は協議のみで何等まとまつた約束が出来なかつたのかも知れない。何れにしても此の使節派遣の結果は政宗の意を満すに足らなかつたやうである。

五 政宗が使節派遣の目的に就て

爰に伊達政宗がその使節を歐州に派遣した目的に關して少く述べねばならぬ。その企圖は單に西班牙と通條商約を締結して海外との貿易を盛にし、其の領土を富さんとすの策に外ならずと云ふものあり。勿論彼が書翰に、口上に繰廻して基督教宣教師の派遣を請求したのは、基督教そのものを尊信したのではなく、何かの野心を遂げんための方便としたのは明白だが、其の野心は果してどんなものであつたか、其の目的は單に申合ケ條にあらはれたやうな和親通商に止まつたか、或は其の裏面には何かの密謀が伏在

遣歐使節の目的如何

申合條約案以外に何もなかつたか

して居たのではなからうか。支倉使節が政宗の名を以て西班牙皇帝に奏上したる言葉の中に(第二ヶ條に)政宗の身體、領土を西班牙皇帝の保護の下に置き惟命是れ奉せんとあるに至つては、單に是れ外交上の辭令と見るべからざるものあり。メリウエテルは其の著政宗傳に於て、此のヶ條を節約して單に永久的和親條約の請求に外ならずとなすも、吾人は容易に其の説に左祖することが出来ない。他に疑はしき風説があつたからである。當時羅馬に駐在して居たヱイネスの全權公使が、其の本國へ通信した報告書中に左の如き言がある。曰く、日本使節の使命に關し、フランシスカン派の一僧侶は甚だ有力なる説明をして云ふ、日本の一君主(政宗を指す)は彼を教ゆべき一人の高僧と他に數名の宣教使の派遣を要求した。彼は日本皇帝(家康を指す)に次ぐ所の權威と位階とを有する君主にして代つて帝位(將軍職)を篡奪せんと企圖あり。之れが成功の曉には該君主自ら羅馬公教會の從順なる基督教者たるを宣言するのみならず、他の侯伯をも勸諭して皆同じく基督教者たらしめんと志ありと。因て羅馬の市民は此のことの根底には何物か他に利害關係の潜伏するものがあらうと思惟して居ると。政宗の心底に果して斯る陰謀野心が伏在して居たかどうかは明言することは出来

羅馬の風説

政宗に果して陰謀野心があつたか

徳川政府は政宗の一舉一動を監視した

仙臺秘書の記事

ないが、兎も角も歐洲に於ては此の使節に關聯して斯る蜚語、流言の行はれたのは事實である。日本に於ても政宗の此の壯舉に關して疑惑を懷いて居たものが尠なからずであつた。徳川政府は猜疑の眼を見張つて政宗の一舉一動を監視した。政宗亦務て其の猜疑を避けんと試みた。政宗が大坂落城の際、城内より遁れ出た宣教使の倚頼を素氣なく拒絶し、窮鳥懷に入るも却て之れを保護しなかつたのは嫌疑を受けんことを懼れたるが故だらう。陰に其の領内の布教を奨励しながら、陽に禁教令を發布したのは一時の嫌疑を避けんが爲であつた。此の如くして一時を裝い、表に徳川氏の政令を奉じながら、内心潜に何かの消息を期待しつゝあつたやうだ。仙臺秘書慶長年度の記事に、

當時南蠻耶蘇の法、盛に我朝に於て行はる、大守其の邪法を惡んで蠻賊となす、臺命を得て南蠻を征服せんと欲す、故を以て、先向井將監忠勝に告げて征伐を請ひ給ふ所にして、又情に考ふるに、先づ臣士を蠻土に遣はし國情を探り、然る後ならずば策を得たるの意にあらずと、干時、其節羅馬よりも彼の教法を擴めむが爲め宣教師として、ソテロなる者を日本へ遣し置きたり、頃は慶長十八年、即ち西暦一千

六百十三年に當り同年に於て、ソテロ歸國するに際し、政宗公、是を好機となし、支倉六右衛門を正使と命じ公の書翰を齎らしめ、副使として松本忠作、西九郎、田中太郎右衛門外足輕三人從僕六十人ソテロと、一同竊かに南蠻國に航海せしめ、其の風俗を視ふを以て方に年を躰へて止まり、蠻人は初めは驚き終りには馴れ且つ相親しむ、交易物を與へ、偕に其の國事を談じ、其情舊親の如し、遂に六右衛門及び忠作等大王に謁見し久しく郡邑に遊ぶを得、詳かに國情を見たり、而して歷年にして歸るに際し、多くの物を得、且つ蠻士壹人を伴ふて歸り、政宗公に復命して曰く蠻國廣大なりと雖、風氣俗習甚だ柔弱也、我兵を用ひて征さば烈風に鼓し枯葉を拂ふが如きのみと、大守聞て一舉萬里の思ひ益々切なり、然雖、此の時に及んで耶蘇教禁制の命甚だ厳しく其の邪法を知りて宗門に入る者なき也、之によりて公儀を憚り主命を請る事能はず、竟に征蠻の舉なきに終りし也、其節政宗公の詩作に曰く

嘗欲征南蠻時作此詩

政宗の詩

邪法迷邦唱不終 欲征蠻國未成功
圖南鵬翼何時奮 久待扶桑萬里風

(或書に此の詩の起りを幾路二危機一志未レ窮とあり
又承句の成功を寄功となすあり)

此の詩は果して政宗の胸衷かを寫したるもの

秘書の記事信するに足らず

とあり。論者往々是の詩を以て政宗の胸衷を寫したるものとなし、葡西兩國人が布教に熱狂しつゝあるに乗じ、偽て基督教を保護するものなりと稱し、其の國情を探り、其の風俗を察し、以て云爲の資に供せんが爲め、使節を派遣したのである、思ふに當時島津氏が琉球を取りしが如きも政宗をして雄心を動かさしめた一因だらう。然るに徳川氏の禁教令は年一年に急に、又支倉使節歸朝の後、海外の事情を察し遠路の難きをを知るに至り、政宗圖南の翼此に徐に收り、形影世に傳ふる少なしと云ふものあり。世人此の説に雷同するもの尠なからずである。然れども、其の前後の事情を察すれば必ずしも然らざるが如しだ。徳川氏が切支丹を嚴禁したる以來、切支丹大名の子孫等は、其の祖先が切支丹信者であつたことを恥ぢ、務めて其れを歴史より抹殺し、又は反對の事實を捏造して其の汚名を清めんと試みた形蹟少なからずだ。有名なる切支丹大名大村純忠父子の信仰を曲解して一種の方便となしたる如き大村家の秘書なる者がその一例だ。思ふに此の仙臺家の秘書や、漢詩も亦政宗をして偏狭なる一種の愛國者たらしめんとして捏造したる後世の偽作だらう。可し、此の詩を以て政宗の自作とな

すも、詩は志を云ふて古語に反し、徒に外觀を装ふ美辭に過ぎずで、その目ざす敵は南蠻に非ずして徳川氏であつたらう、而して其の本能寺主義の終に實現せずして止んだのは、四圍の事情が政宗に不利であつたからだ。當時西班牙の國情は政宗に援助を與ふるの餘力なきのみならず、故あつて直接の通商をさへ許さなかつた程だから、到底外國より有力なる援助を得るの見込なく、内には女婿松平忠輝の遠流に處せらるゝあり、諸侯皆畏縮して徳川氏の政令を奉じ、幕府の基礎倍々強固となつて容易に動かすべからざるを覺つたからである。爰に至つて、政宗の積極的行動は乍ち變じて消極的動作となり、只管本領安土、子孫長久の謀をなすの外餘念なく、盛に徳川氏の意を迎合した。禁教令を勵行して領内の切支丹を迫害し、海外との交通を杜絶した。又三代將軍家光の立つや、他の侯伯に率先して忠義の宣言をなし、今日敢て異心を狹む者あらば、政宗請ふ先づ往て之れを蹂躪せんと誓つたり、或は殿中に於て土井大炊守に相撲を挑み、負て以て其の老いたるを示し、殆ど兒戯に類することを演じて他意なきを暗示したり、又は關ヶ原の役、家康より受けたる會津百萬石に封せんとすの印信を井伊直孝の爲めに火中に投せらるゝも敢て争はず、是れ老夫の誤なりと云ひ笑て止んだり

政宗の積極的行動は乍ち消極的行動となる
政宗徳川氏の意を迎合す

したのも、皆此れ無事を願ふの心から出でたことだらう、政宗老いたり云ふべく、老雄の心事寧ろ憫むべきである。

六 ソテロの遭難、支倉の歸朝

羅馬法皇パウロ第五世は、ルイス、フライ、ソテロを以て日本東北地方の監督の重職に任じた。それは政宗が法皇に奉つた書翰中にわうせればんしやの伴天連衆御渡し下され度別而大なるつかさも御一人定め下され度との請願に應じたものであらう。そこでソテロは支倉等と謀り、日本に歸還したる上、政宗を助けて大々の活躍をなさんとの大志を懷き、意氣揚々として羅馬を去り、歸途に就いたのであるが、意はざりき危難の其の途に横たはるあらんとは、神ならぬ身の知る由もなかりしぞ、うたてけれ。パジェ氏の日本基督教史によれば、當時法皇は日本の教區に大監督壹名、監督四名を任命し、ソテロには殊に最高の僧位たるカルデナルの榮位を與ふの意向であつたが、それには有力なる反對があつて沙汰止みとなつたのだと。蓋し政宗の遣歐使に關するソテロの畫策に就いては日本在留の耶穌組派の宣敎使は勿論のこと、ソテロと同門派たるフランススカン派の宣敎使中にも有力なる反對があつたのだ。其の理由の一は、

羅馬法皇ソテロを以て日本東北地方の監督とす

ソテロの計畫に反對あり

フランシスカ
派の反對の
理由

日本と西班牙との間に直接の通商を開始するのは馬尼刺と日本との貿易を衰頽せしむる惧れがあると云ふ事だ。當時西班牙の植民地は直接に外國との貿易を禁止されて居たのみならず、植民地相互間の通商さへも抑止せられ、總ての貿易は西班牙本國のセビイレを経過して爲さねばならぬ規定であつた。然るに、獨り馬尼刺の商人にのみ殊に特典を與へて日本、支那及び亞米利加の植民地と直接に交易することを許して居た。それが比律賓にとつて大なる利益であつたことは云ふまでもないことだ。さればソテロの計畫の如く、墨西哥を経て西班牙本國と日本との直接貿易を開始するは既定の制度に戻るのみならず、比律賓の貿易に影響して多大の打撃となるが故に、比律賓に親密の關係を有して居たフランシスカ派の宣教使は皆擧つてそれに反對した。又耶蘇組派の監督セルケラが一六一五年（元和元年）に同派の總長に贈つた書翰によれば、耶蘇組派の宣教使等はソテロの計畫を破壊し、あはよくば、ソテロを捕へて馬尼刺へ送還せんと企圖したが、果すことが出来なかつたと云つて居る。耶蘇組派の宣教使等が反對したのは、固より宗派の關係上からでもあらうが、他にも大なる理由があつたのだ。彼等の云ふ所によれば、若しソテロの畫策が實現して、多數のフランシスカ

耶蘇組派の反
對の理由

耶蘇組派の監
督西班牙皇帝
に上奏して政
宗との交渉を
警戒す

先の墨使ヱイ
スカイノの反
對

阿蘭陀人も亦
妨害案を講ず

ソテロ西班牙

カン派の宣教使が伊達侯の領地に渡來した時には、獨りソテロの權威を増すのみで一般の基督教の爲めには勿論のこと、フランシスカ派自身の上にも大なる不利を來すのみならず、さなきだに、西班牙人を猜疑しつゝある家康が、此の際宣教使の續々渡來するを發見せば、布教上如何なる嫌疑を招くやも知るべからざるからである。監督セルケラは又西班牙皇帝へも書を呈して警戒する所があつた。伊達政宗の如きは有力なる諸侯の一人なるに相違なきも、日本の如き徳川將軍の權威盛なる國に於ては、たとへ政宗と同盟の約を結ぶも何等の効はなく、徒に將軍の憤怒を招くのみで、却て大害を醸すの虞ある旨を上言したと云ふ事だ。又先の墨使ヱイスカイノは自己の失敗より痛く日本人を惡み、日本人は世界に於る最惡の民族であると稱して之れを讒訴した。且つ彼はソテロに對して大に含む所あつて、ソテロの爲めに最も不利なる報告書を西、墨兩政廳に提出して極力反對に努力した。阿蘭陀人も亦其の間に處して巧に之れが妨害策を講じた。斯る始末で、ソテロは恰も包圍攻撃を受たる如き難境に陥つたのであるから、反對者の重圍を突破して目的地に生還するのは至難の業であつた。

支倉、ソテロ等使節一行の羅馬を發途したのは元和元年（一六一五年）十一月十八

に至り監督職
を取上げらる

西班牙皇帝の
伊達政宗に贈
る返書に關す
る紛議

支倉の要求拒
絶せらる

第四編 徳川初期の基督教 一五〇
日、途中フロレンス、ゼノアを経て順路西班牙に歸着したのは翌元和二年（一六一六年）の四月であつた。すると俄然一の不祥事が使節の身の上につつた。西班牙皇帝はソテロが日本東北部の監督に補せられた法皇の任命は西班牙皇帝の裁可を経ざるものであるといふ理由の下に監督の任命状を取り上げた。又西班牙政府では政宗の書翰に對する西班牙皇帝の返書を比律賓の大守に送り日本に於る基督教の状況に應じて、それを交付せしむることとして、直接に支倉に渡すことを拒んだ。支倉は抗議した。自分がその書を領收するのだから、歸國の途に就かないと主張し、セビイレに滞在して動かなくなつた。西班牙政府は再三その處分を協議した後、遂に國主の書を支倉に交附することにした。然るに、其の書は使節の待遇の事と基督教の保護を請ふ事のみで、肝腎の通商その他の事に就いては返事がなかつた。そこで支倉は更に書を上つて宣敎使の同伴及び通商の事を求めたけれど、ついに容れなかつた。この要求拒絶に就いては、前に述べた如き反對説の與つて力あつたの勿論の事だし、日本は此の時既に切支丹宗門を禁じ、伴天連を追放し、切支丹信者を盛に迫害しつゝあることを聞知し居たので、政宗の心事を疑つたからの事であらう。

使節快々とし
て歸途に就い
た

ソテロ抑留せ
らる

支倉の歸朝

かゝる始末で兩使の西班牙出發は大に手間どれ、且つ使命を果し得ないで快々として歸途に就いた。さうして元和四年（一六一八）二月墨西哥に着いた。然るに此の地の監督はソテロを抑留して日本に歸還することを許さなかつた。あまつさへ、其の所持の書類一切を沒收した。或は云ふ、彼の抑留せられたのは墨西哥にてではなく、馬尼刺に於てであつたと。何れにしても彼は抑留されて日本に歸ることが出来なくなつた。蓋し其の頃は日本に於る切支丹の迫害は年一年と急なる時で、政宗も亦將軍の禁令を遵奉して盛に其の領内の切支丹を迫害しつゝありとの誤報が海外に達して居たので、ソテロの使命は無意義のものと臆断せられ、ますます彼の不利となつた。ソテロに別れた支倉はさながら舵を失つた舟の如く、其の進退に迷つたが、幸に政宗の船がアカブルコに着いて居たので、新任の比律賓大守と共に此の船に乗り、馬尼刺に達したのは一六一八年（元和四年）の六月で（元和五年六月と云ふ説あり）其の日本に歸着したのは一六二〇年の八月で、實に我が元和六年の六月であつた。始め支倉等の月の浦を出帆するや、浦人に約して曰く、我等歸り來らば、洋中に於て大砲を放て報ずべしと。其の歸るに及んで、約の如く大砲を打ちければ、浦にても大砲を打

支倉が歐洲より携へて還つた物

ち迎へたと云ふ。支倉等海外に在ること約八年、同行者中死する者多く、八拾五人の一行中、歸還した者は僅に拾一人であつた。彼が歐洲より携へ還つた物の中に南蠻國主の畫像と支倉の畫像とがあつた。南蠻國主は日本人が己の肖像畫を見るもそれが眞を寫して居るかどうかを疑ふことを慮り、それを証明する爲め、支倉の肖像をも寫して之れに副へたのだと云ふ事だ。又支倉は羅馬の市民權を贈與されたが、その證書は羊皮紙に記されたもので、今尙ほ伊達家に保存せらるゝと云ふ事だ。

支倉一行の日本に歸還した元和六年の頃は徳川二代將軍秀忠が盛に切支丹を迫害しつゝあつた際なれば、政宗も大に憚る所あり、特使を派して支倉等に轉宗を命じ、且つ三ヶ條の布告を發して其の領内の切支丹を嚴禁したが、然も其の當時は未だ敢て禁教令を勵行するの意思がなかつたやうだ。支倉は歸朝後二年、元和八年七月五拾貳歳で病死したるが、其の子常頼は其の弟權四郎が切支丹宗を信奉し居て遁走したる罪に連坐し切腹を命ぜられたと云ふ事だ。或は云ふ、切支丹宗を信奉したのは其の弟でなく、召使某であつたが、常頼は切支丹類族の者を家敷内に入らせしめたと云ふ罪で斬殺せられたのであると。(支倉家子孫上狀)

支倉が歸朝した頃の日本切支丹の状況

ソテロ再び日本へ密航して來つて殺さる

ソテロは支倉の歸朝に後ること二年、元和八年の夏、禁制を犯して再び日本へ密航して來たのであるが、着船後直ちに捕はれて、大村の獄に投ぜられ、寛永元年長崎に於て火刑に處せられた。彼は處刑せらるゝ前日、其の時まで所持して居た法皇パウロ第五世より政宗に贈つた書翰、珠數、書類、油畫等を伊達政宗に贈達することを宣教使の一人に遺言したと云ふ事だ。

支倉六右衛門の子孫に就て

延寶五年二月三日、六右衛門の孫、支倉又兵衛常信が書上げの一節に曰く、祖父支倉六右衛門、進退六拾貫貳百四拾三文云々。從_二貞山公_一慶長十八年南蠻御使者に被_二仰付_一云々。首尾能相勳、八ヶ年に而、元和六年に罷歸、同八年七月朔日、病死仕候。跡式御知行高無_二相違_一實子同氏勘三郎に被_二下置_一、改名六右衛門に被_二成下_一云々。義山様御代に罷成、支倉六右衛門南蠻へ參、畿里_二末丹宗門_一之由、江戸に而訴人御座候由に而、上意之旨申來候得共、子六右衛門儀は右宗門に無_レ之候故公儀被_二仰分_一被_二下置_一候。然處、六右衛門弟同氏權四郎、右宗門に罷成他國仕候に付、寛永十七年三月朔日、右六右衛門に切腹被_二仰付_一、進退被_二召上_一候。私儀六右衛門實子、其節四歳に罷成、身命御免云々。寛文八年六月三日御知行五貫百六拾七文

被_レ下置、御黒印頂載仕候。

支倉氏系譜に曰く、「支倉六右衛門云々、慶長十八年春、貞山様依_レ御意、南蠻國へ渡海仕、同國の帝王に謁し、經_二年序_一罷在、元和六年歸國仕、同八年七月朔日、五拾貳歳にて相果申候」。

元祿六年六月晦日、又兵衛常信の子、支倉藤五郎常角が書上げ死失帳に曰く、「支倉六右衛門(常頼)此者義山様御代、大御番組に候處、伴天連共行衛可_レ存由、於_二江戸_一訴人有_レ之旨、寛永十六年卯年、御奉書を以て被_レ仰下候由に付而、被_レ遊御僉議候處、元來、仙臺北山禪宗光明寺檀那に而、終に切支丹宗門に不_レ罷成候故、伴天連共行衛不_レ存由、證據申上被_レ聞召届候得共、其身召仕太郎左衛門、邪宗門に而、類門之者共出入仕候を不_レ存候事、不届に被_レ思召由にて、寛永十七年辰年三月朔日、四拾二歳にて斬罪被_レ仰付、旦那寺右光明寺火葬取置申候云々」。

支倉氏系譜

死失帳

第七章 禁教令の發布と其の理由

(其の一)

一 家康對切支丹大名

徳川家康が公然内外に對して基督教に反對の意思を表明したのは、慶長十七年にして其の執政以來拾貳年の後であつた、而して是の期間に於る基督教徒は比較的寛大な奉教の自由を享有し、二三の反基督教大名の封内を除くの外、日本國中何れの處にても法律上何等の檢束を蒙ることなく、隨て其の布教も亦一時旺盛を極めたが、年所をを経るとともに次第に政權の壓迫を感ずるに至つた。蓋し家康は基督教を自由に放任し之れが布教を恣にせしむるを喜ばず、成し得べくんば之れを極度に制限し、若くは之れを禁止せんとの意向であつたが、外は海外貿易の關係上伴天連の渡來を禁ずるを得ず、内は切支丹大名の勢力旺盛にして妄りに教徒を窘迫する能はず、暫く隠忍して以て時期の到來を待たねばならなかつた。然も其の間務て大名武士の基督教に歸依するを制し、又頻に切支丹武士の勢力を殺がんと、種々畫策を試みた。これがため是の拾貳年間大名貴族の改宗せしもの稀有にして、反て轉宗者續出するの變狀を呈

家康對切支丹
政策の變遷

し、基督教に大打撃を與へた、是れは直接、間接に家康の壓迫より生じた結果である。以下是の期間に於る切支丹大名の覆没蹉跌の顛末を叙し、併て諸大名の切支丹に對する態度を述べて以て禁教令に及ばう。

切支丹大名黒田孝高の薨去

有力なる切支丹大名黒田孝高の薨去は基督教の爲に大なる損失であつた。孝高は慶長九年三月廿日（一六〇四年）享年五拾九歳にして薨去し、遺命して博多の切支丹寺に葬らしめた、是れは彼が數千の黄金を寄附して新に建立せる寺院である。孝高は才智高邁、勇敢、剛毅にして恭謙之徳を具へ、秀吉の參謀として籌策する所多く、秀吉熟慮千萬して諮詢する所、孝高忽ちにして裁斷し遙に其の意表に出づ、人以て今張良と稱した、秀吉は厚く彼を信任したが、然も窃に其の宏度を嫌忌し、僅に十二萬石を與ふるに過ぎず、孝高は之れを悟り殃を執らんことを恐れて、天正十七年歳僅に四拾五歳にして上書して老を告げ家を其の子長政に譲つた。爾來秀吉の顧問となつて小田原朝鮮の役に従ひ賛畫する所が多かつた。其の一世の事業は日本國史上に照々たれば爰に贅言するの要なし。關ヶ原の役、彼は九州に在つて遙に東軍に應じ、其の功を以て別に封土を得んことを望みしも顧みられず。家康は別に上國に於て湯沐の邑を與へ大政

孝高切支丹の爲に盡す所多し

孝高の薨去

を諮詢せんと欲せしも固辭して受けず。退て博多に移り、田園に灌して以て天下の形勢を傍觀す。彼の基督教を奉ずるや、公私の爲に盡す所頗る多く、反切支丹を以て有名なりし毛利輝元を諭して宣教使を其の領地へ招致せしめ、又其の説得によつて數名の大名将を切支丹に歸依せしめた。殊に秀吉及び家康に對して宣教使の爲に斡旋し、彼我の意思を疏通するを務めたのである。當時戰國の風習として、諸侯は其の家臣の過失ある時は直に之れを手討にし、或は切腹を命ずる等の事は珍らしからぬことであつたが、孝高は至て慈悲深く、人を殺害することを最も忌み、家臣、奴僕の罪を犯すものあるも、務めて之れを減刑し決して之れを殺戮する事はなかつた。その薨するや、遺命して堅く殉死を禁じ、其の家臣の一人にも切腹するを許さなかつた、其の人格の崇高なる當時の世に在つて一頭地を抜くの觀あり、その歌の一首に曰く、

不忠不義私もなくけふくれて

ながらへば又あすもかくこそ

孝高の死後其の子長政父に代て宣教使を欵待し百方之れが保護に任じ、又其の臣民の改宗を奨励したが、不思議にも之れと同時に、しばしば佛僧を招待して父の佛事を

孝高薨去後の黒田家に於る切支丹

營み表面佛教を尊崇するの態度を表明した。是れ或は家康の意を迎合するより起つた事であらうが、一步を譲るものは又尋で二歩三步を譲らざるべからず、其の結果終に關ヶ原戦後、黒田家に寄食したる浮田秀家の考臣にして切支丹武士たる明石掃部の一族及び宣教使を其の領内より追放し、切支丹寺を破壊せざるべからざるに至つた。されど其の内心は未だ全く棄教したのではなく、敢て其の配下の切支丹を壓迫しなかつた。殊に長政の叔父黒田圖書助直之の保護によつて、黒田領内の基督教徒は極めて平安であつたが、慶長十四年二月直之の卒したる後は漸々窘迫を蒙り、終に全く其の跡を絶つに至つた。此の際獨り直之の子長門守は終始基督教の爲に奮闘して以て其の信仰を維持したと云ふ。

切支丹大名記には長政の父方の叔父ミカユル宗右衛門と云ふ者ありと記す、然るに黒田家譜には孝高の弟に圖書助直之と云ふ人あり慶長十四年二月を以て没す、思ふに同人であらう。

切支丹大名の
改易賜死

切支丹大名にして轉宗せる者は黒田長政の外に數名あり、其の重なる者を舉れば毛利高政、五島玄純、大村喜前、有馬直純の四人で、改易又は死を賜はつた者は前田宗利

毛利高政

筒井貞次、有馬晴信の三人である。

毛利高政は豊後佐伯の城主にして洗禮を受けて以來十數年、切支丹大名の大友氏の故地に封を受け、基督教の爲に盡す所が多かつたが、家康の睨視に觸れて其の信仰を維持する能はず、一旦は棄教を表明したが流石に恥る處あり、慶長十一年の頃再び改心して宣教使に好意を表し、其の領地に切支丹寺を建立した。是れはたゞ一時其の良心の煩悶を避くるの手段に過ぎなかつたと見え、久しからずして全く棄教し反對の態度を表すに至つた。

五島玄純

五島の領主玄純は朝鮮より歸陣後、曾て其の叔父の爲に迫害された領内の切支丹を保護し布教を奨励したが、慶長十二年の頃江戸へ參勤し、將軍秀忠に謁見して以來、突然棄教して佛教徒となり、却て切支丹を迫害するに至つたのである。

前田宗利

前田主膳正宗利は、丹波八上の(或は篠山と云ふ)城主にして徳善院玄以の第二子である、徳善院は秀吉の時代京都奉行として宣教使を厚遇せし人である、宗利は其兄と偕に洗禮を受け信者となつたのは既に述べた、然るに其の兄左近將監秀以は慶長六年廿六歳にして卒し、宗利代つて家を嗣ぎ、其の父徳善院は慶長七年六十四歳にして薨

去したが、當時宗利は切支丹に熱中して父の佛事に參與するを拒絶して物議を醸したと云ふ。然るに其の後信仰冷却して過失尠ならず、家臣の彼が切支丹信者たるを家康に訴へた者を捕へて之れを誅し、爲に家康の憤怒を招かんことを懼れて精神に異状を呈し、慶長十三年改易せられて家絶へた。其の後彼は再び信仰を恢復して切支丹的生活を送つたと云ふ。

筒井定次

同年伊賀上野の城主筒井定次も亦改易せられた、彼は文祿年中朝鮮の役、長崎に於て洗禮を受けた切支丹大名である、關ヶ原の役に東軍に組して功あり、本領を賜はり伊賀を領す。彼は家康の諭告に應ぜずして依然基督教を遵奉してゐたが、家臣の爲に訴へられて伊豫の國へ追放せられ、數年の後殺された、定次を訴へた家臣とは松倉重政であるとの説がある、是の松倉は徳川直參の家臣とり島原に封ぜられ、基督教徒を慘殺せる有名な迫害者である、藩翰譜には慶長十三年六月家人中坊飛彈守秀祐が爲に訴へられ定次駿河の國府に召され罪を蒙るとあるがそれが實説であらう。

二 切支丹大名の覆沒蹉跌

日本基督教會の柱石と呼ばれた大村喜前の轉宗は切支丹に影響を及ぼすこと甚大

大村喜前の轉宗

であつた。喜前は純忠の長子にして熱心なる切支丹大名である。彼は幼より基督教を奉じ、曾て（一五八三年）其の弟二人と共に龍造寺家に質となるや、屢々切支丹を棄つべき勸告を受たが固く執て之れを却け、反て龍造寺の第三子を説いて基督教を信せしむるに至つた。慶長二年秀吉廿六名の教徒を磔刑に處した時、喜前は偶々朝鮮より歸國して居たが、全家を携て長崎に赴き、處刑の實況を視察して之れに敬意を表し、其の遺骸を引取つて厚く之れを葬つた、其の後慶長八年耶蘇組監督の大村を訪問するや、貳千有餘の信徒と偕に彌撒祭に列し、式後、多數の教徒を響應し、其の子新八郎純頼及び重臣の子弟をして給仕せしめた。喜前は恭謙にして民を愛し、其の高潔なる生活、其の敬虔なる行動は異教徒をすら感服せしめたと云ふ、斯る篤信の人が突然棄教して逸樂放肆に沈溺するに至つたのは如何なる理由によるか、宣教使の報告書によつて其の源因と察知し得らるゝものを舉れば概ね左の數點に歸するのである、其の一慶長九年家康は長崎町外の地則ち新長崎を取上げて天領となした、是れは大村家に取つては多大の損失であつた。是れ或は將軍の通譯官にして宣教使たりしロドリゲスの建策に基くのではなからうかとは喜前の邪推であつた、可し彼の建策ならずとしても、

轉宗の理由一、二、三、

事前に内々喜前に其の儀を密報するの好意なかるべからずとて深くロドリゲスの不親切を怨んだのであつた、其の二は日本人の司祭荒木トマスの讒誣によつたものである。荒木は歐洲に渡つて修業し、學成つて後、羅馬にて司祭の教職に任せられた人であるが何故か深く歐羅巴人を怨み、歸朝の途中媽港に立寄れる時、在留日本人に向つて彼がマドリッドに滞留中西班牙人の日本に對し異圖あるを發見せりと云ひふらし、歸朝後、大村に派遣せらるゝや、其の位置に不満であつたが故か、頻りに外人を誣ひ、殊に宣敎使等は日本國の征服を企圖するものなりと讒訴して止まなかつた。喜前は尠なからず、その感化を蒙つたといふ事である。其の三、然し喜前の終に轉宗するに至つたのは以上の二點よりも寧ろ家康の壓迫に耐へなかつた故であらう。家康は大名武士の切支丹たるを好まず、機會ある毎に之れを壓迫し種々の口實を設けて罪なき切支丹大名を頻々と改易したので、喜前も殃の其の身に及ばんことを恐れて深く顧みる所があつた。切支丹宗を固執して改易せらるゝの不幸に遭遇するか、或は基督教を廢棄して先祖傳來の本領を安堵するか、二者の中其の一を選ばざるべからざるの困難に陥り進退に究した、折柄家臣等は頻りに愁訴嘆願して棄敎を迫つたので、遂に意を決して本領安堵

喜前突然宣敎
使を遣ひ佛僧
を迎ふ

の策に出たものであらう。喜前が棄敎を決するや紫電一閃暴雨乍ち至るが如く、突然切支丹宣敎使を領外へ放逐し、加藤清正の推舉せし日蓮宗の高僧を招待して佛教を奨勵し、切支丹寺を改繕して佛寺となし、旬日を出ずして其の領内を佛教化せんと試みた。領民は其の變化の神速なるに皆驚き怪み互に相耳語して、領主は天魔に魅せられて發狂したのではないかとつぶやいた。喜前の姉妹マリナは亡父純忠の遺言を繰廻して喜前を諭し、其の子純頼も亦父を極諫したが皆聞かれなかつた。唯不思議なのは彼が一回も佛寺に參詣したことなく、又其の諸子をマリナに托して切支丹的の教育を施さしめたことである。其の後久しからずして領土を其の子純頼に譲り其の身を放逸の生活に委した、是れは何事か煩悶する所あつて自暴自棄の境涯に陥つた結果であらうが、其の心情は寧ろ憫むべきである。伴天連記と云ふ書物には浦上を公領としたのは伴天連等の建築に出た如くに誌し、又喜前の轉宗を記して曰く、

大村の内に、ちゞは清左衛門と云侍あり、かの人はむかしはてれんに付良魔(羅馬)に渡り、十ヶ年學文して日本に歸り、ゑきれんしやのゐるまん(切支丹寺院の修道士)して居たりしを伴天連を少うらむる子細有て寺を出で、大村殿に奉公す、きりし

伴天連記の記述